

真岡市 子ども・子育て支援プラン

未来を築く元気な「もおっ子」を育てるまち

令和2年度～令和6年度



令和2年3月

真岡市

はじめに

子どもたちは、未来を築く大切な存在です。生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべての子どもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長してほしいと願っています。そのためには、子育て家庭のみならず、地域、学校、企業、行政など、社会全体で、子どもたちを見守り、育てていくことが重要です。

わが国では、未婚者の増加や晩婚化が進み、少子化が加速しています。本市においても人口減少・少子化問題は正面から取り組まなければならない問題です。



子育て家庭においては、共働き世帯の増加などにより、家庭が抱える不安や悩みが多様化しているなか、市民一人一人が輝きを持ってそれぞれの人生を送っていきけるよう、将来を担う子どもたちのことを第一に考えた支援を行っていく必要があります。

これまで本市では、切れ目のない母子保健対策や相談体制の整備、子どもの遊び場や病児保育の整備など、子どもたち誰もが安心して健やかに育っていける環境づくりに取り組んでまいりました。

今回策定した「真岡市子ども・子育て支援プラン」は、令和2年度から令和6年度までの5年間に、本市が取り組む子育て支援施策の指針となるものです。どんな境遇にあってもすべての子どもたちが等しく夢を語り、望む将来に挑戦できる社会を目指し、これまでの次世代育成、教育・保育施設等の整備に加え、子どもの貧困に関するも取り組むべき課題として捉え、一体として支援プランを作成しました。

本市では、「未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち」を実現するため、様々な子育て支援を組み合わせ、その効果を高めるとともに、必要な支援へとつないでいく取り組みを進めてまいります。

結びに、本プランの策定にあたりご尽力いただきました子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、市民の皆様や関係各位の方々に心から感謝申し上げます。

令和2年3月

真岡市長 石坂 真一



目次



第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景	3
2. 計画策定の趣旨	4
3. 基本理念～真岡市が目指す姿～	6
4. 計画の法的根拠	7
5. 計画の対象	8
6. 計画の位置づけ	8
7. これまでの少子化対策の取組	9
8. 子ども・子育て支援に係る主な庁内関係各課等	10
9. 計画の期間	10

第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計で見る本市の現状	13
2. 子育て支援サービスなどの現状	21
3. ニーズ調査結果から見る子育て家庭の現状	29
4. 計画の総括（三つ子の魂子育てプラン【平成27年度～令和元年度】）	43

第3章 計画の基本的な考え方

1. 真岡市の現状と課題を踏まえての方向性	47
2. 基本理念の実現に向けた基本施策	48
3. 施策の体系	49

第4章 次世代育成支援対策行動計画

基本施策1 生活・地域における子育て支援

1. 「もおかつ子」の普及活動	53
2. 子育てにおける相談・情報提供の充実	54
3. 子育て支援ネットワークの強化	57
4. 子育てに関わる経済的負担の軽減	58
5. 子どもの健全育成	61

基本施策2 母子保健医療体制の充実

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実	63
2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実	65
3. 食育の推進	67
4. 小児医療体制の充実	68
5. 不妊に対する支援の充実	69

基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実

1. 家庭教育の充実.....	70
2. 未就学児教育の充実.....	71
3. 学校教育の充実.....	72
4. 地域活動・交流の推進.....	74
5. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	75

基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保.....	76
2. 安心して外出できる環境の整備.....	77
3. 子どもたちの安全の確保.....	78
4. 子どもの遊び場の整備.....	80

基本施策5 家庭生活と職業生活の両立の推進

1. 家庭生活における男女共同参画の推進.....	81
2. 子育てと仕事の両立支援の推進.....	83

基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の強化.....	84
2. 障がい児施策の推進.....	86
3. ひとり親家庭等の自立支援.....	89
4. 外国籍の子ども・家庭への支援.....	91

基本施策7 結婚に向けた支援

1. 出会いに向けた支援.....	92
2. 結婚相談員への活動支援.....	93

第5章 子ども・子育て支援事業計画

基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方.....	97
2. 教育・保育事業の量の見込み.....	99
3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み.....	102
4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制.....	113

第6章 子どもの貧困対策推進計画

基本施策9 子どもの貧困対策の推進

1. 子どもの貧困対策推進計画の背景 117
2. 本市の子どもの貧困に関連する現状..... 119
3. 子どもの貧困対策の方針..... 126

第7章 計画の指標及び推進体制と進行管理

1. 計画の指標..... 137
2. 計画の推進体制と進行管理..... 139

資料編

1. 真岡市子ども・子育て支援プラン 事業一覧 143
2. 真岡市子ども・子育て会議..... 153
3. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会 155
4. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定経過 157
5. 用語集 158

【計画書における留意事項について】

- ①平成・令和の表記は、2019年5月1日以降は令和、それ以前は平成の表記としています。
- ②本計画における「もおっ子」の表記は、総合計画 2020-2024 に準じて原則ひらがな表記としています。教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。
- ③「障害」という言葉が人や人の状態を表す場合は、「障がい」と表記します。法令名や団体名等の固有名詞で使用する場合等は、引き続き漢字表記としています。
- ④調査結果を引用している部分について、グラフ中の「n」とは、その設問の回答者数（母数）を表しています。
- ⑤用語に「*」印があるものは、用語集に用語解説があるものを表しています。



第1章

計画の策定にあたって



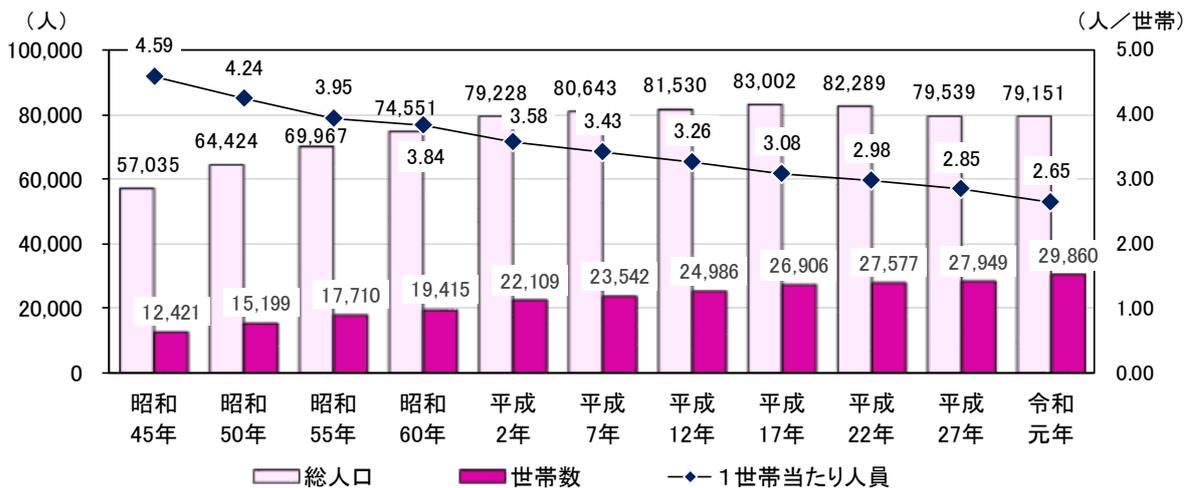
第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

現在、わが国の少子化は急速に進行し、本市の総人口は平成17年以降、減少傾向で推移し、令和元年8月1日現在の総人口は79,151人となっています。一方で、世帯数は増加傾向で推移し、令和元年には29,860世帯で、1世帯あたり人員は2.65人となっています。少子高齢化の進行とともに、核家族化も進行している状況となっています。

国では、少子化に対して、人口減少が良いとか悪いとかという問題ではないという考え方もあり得るとしたところで、人口減少により、国内市場の縮小や労働力不足を補うための長時間労働の深刻化など、少子化がさらに進行していくことで望ましい選択ができないことがあると指摘されています。

〈本市の総人口と世帯数の推移〉



資料：総合計画 2020-2024 より 国勢調査（各年10月1日現在）、令和元年は市統計（8月1日現在）

本市では、子育てにおける個別部門計画として平成27年3月に策定した「三つ子の魂子育てプラン（次世代育成支援対策行動計画・子ども・子育て支援事業計画）」に基づき、質の高い幼児教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を図るため、住民・地域・事業者・学校などとの連携・協働*により、安心して子どもを産み育てることができるまちづくりに努めてきました。

このたび、令和元年度で計画期間が終了することから、本市における子ども・子育て支援を取り巻く現状や課題等を踏まえ、新たに「真岡市子ども・子育て支援プラン」を策定します。

2. 計画策定の趣旨

本市では、平成30年3月に「市勢発展長期計画 増補版」を策定し、昨今の人口減少、超高齢社会の進展、経済のグローバル化や防災意識の高まりなど、社会経済情勢の急速な変化に対応するため、5つのプロジェクトを柱としたまちづくりを推進してきましたが、新たに令和2年3月に策定した「総合計画 2020-2024」に基づき、子育てにおける個別部門計画である「真岡市子ども・子育て支援プラン」の下、子育て支援施策を展開します。

市勢発展長期計画 増補版 5つの目指すまちづくり

- 未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち
- 若者や女性のしごとを創出し、子育て支援が充実するまち
- 高齢者や障がい者にも優しい、安心して暮らせるまち
- 若い世代を呼び込み、多様で魅力ある産業を創るまち
- 若い世代が担い手となって、新たな未来・元気を創るまち

総合計画 2020-2024 5つのプロジェクト

- こどもの元気な成長プロジェクト
- 若い世代、子育て応援プロジェクト
- いつまでも安心な暮らしの実現プロジェクト
- とちぎをリードする産業プロジェクト
- まちの活力再生・魅力創出プロジェクト

真岡市子ども・子育て支援プラン
(次世代育成支援対策行動計画・子ども・子育て支援事業計画)

本市の最上位計画である「総合計画 2020-2024」では、今後も総人口は減少し、令和12年の総人口は69,629人と予測され、総人口の減少に伴い、年少人口及び生産年齢人口は減少していくと予測されます。平成22年から令和12年の20年間で見ると、総人口は12,660人、年少人口は3,989人の減少が予測されます。

本市の未来を描くうえで、少子化対策は最重要課題の一つとして位置づけています。

〈本市の人口推計〉

(単位：人、下段%)

	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年
総人口	82,289	79,539	76,598	73,217	69,629
年少人口 (0～14歳)	12,245 (14.9)	11,292 (14.2)	10,193 (13.3)	9,108 (12.4)	8,256 (11.9)
生産年齢人口 (15～64歳)	53,841 (65.4)	49,213 (61.9)	44,874 (58.6)	41,476 (56.6)	38,647 (55.5)
高齢者人口 (65歳以上)	16,203 (19.7)	19,034 (23.9)	21,532 (28.1)	22,633 (30.9)	22,726 (32.6)

資料：総合計画 2020-2024 より

平成22年、平成27年は実績値（国勢調査）

令和2年以降は推計値（国立社会保障・人口問題研究所）

本計画を策定するにあたり、本市が平成30年度に実施したニーズ調査では、夫婦が実際に産んだ子どもの人数と、夫婦が理想とする子どもの人数には開きが見られ、その理由として、子育てのための経済的負担の大きさや、仕事と子育ての両立に対する困難さがあることが挙げられていることから、希望する妊娠・出産・子育てが実現できるまちとなるためには、あらゆる角度から課題と向き合い、解決していく取組が重要となります。

少子高齢化や核家族化の進行、社会情勢等の変化により、子育て家庭における不安や悩みも多様化する中、本市では、子育て家庭への相談支援を強化するため、新たに子育て世代包括支援センター※を設置し、子育てに関する相談窓口の一元化を図り、相談しやすい環境づくりに努めてきました。

また、各種手当・助成金による経済的支援の充実、妊娠期から子育て期までの母子保健や育児に関する切れ目ない支援体制の構築、児童虐待やDV事案等に迅速に対応するための組織改編、病児保育施設の開設などに取り組んで参りました。

さらには、真岡駅舎内に「真岡駅子ども広場」を開館し、新庁舎周辺には子どもの遊び場の整備を進めるなどの子育て施策を推進しています。

しかしながら、これらの取組を実施しても、子育てへの不安の声は消えず、少子化の流れを抜本的には変えることは難しいのが現実です。

本計画で掲げる基本理念「未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち」を実現するとともに、本市においても急速に進行している少子化に対して真っ向から取り組むため、次代を担う「もおかっ子」が健やかに育つことができるよう「真岡市子ども・子育て支援プラン」を策定し、だれもが“わくわく”するまちづくりの実現に向かって動き出します。

3. 基本理念～真岡市が目指す姿～

未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

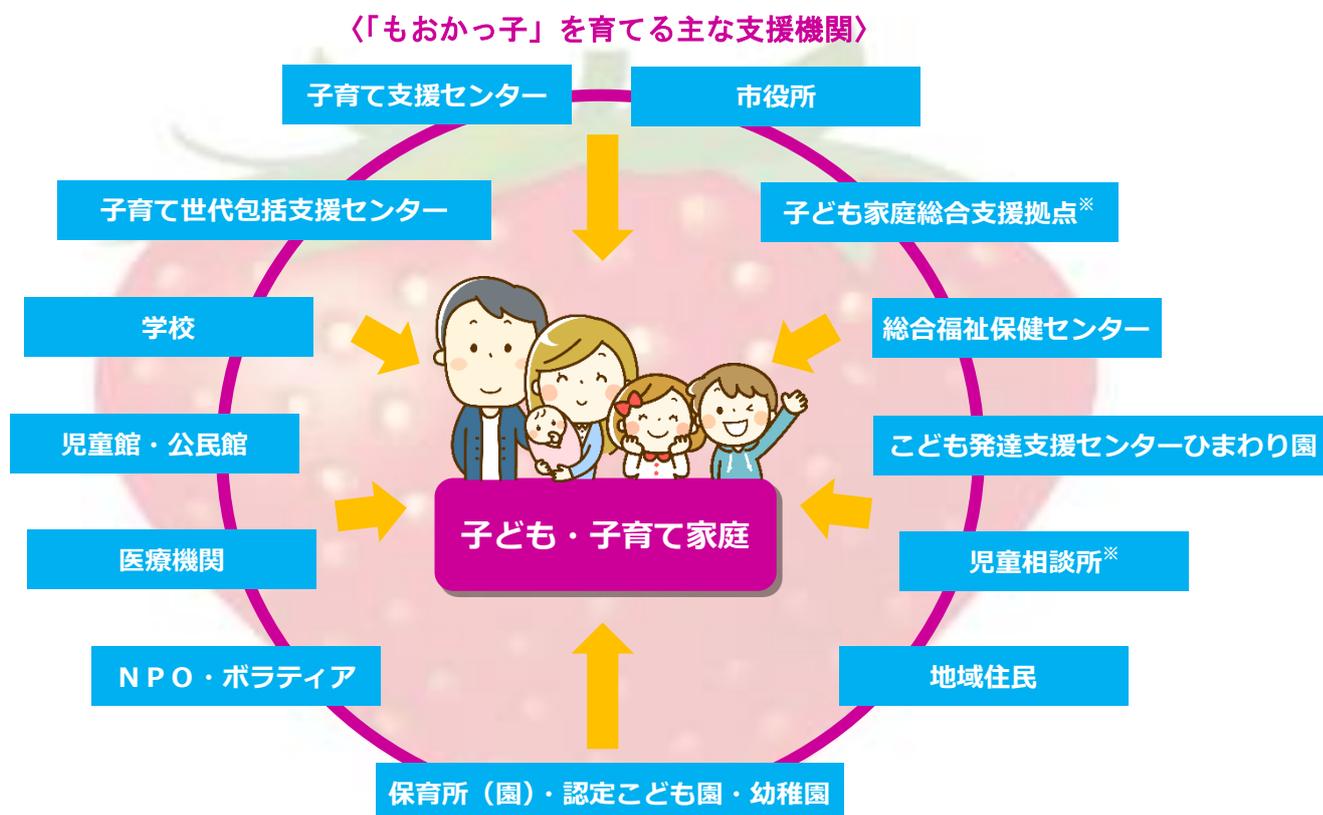
子どもたちは、未来を築く大切な存在です。生まれた環境、生活状況、障がいの有無、国籍などに関わらず、すべての子どもたちが平等に夢や希望をもち、健やかに成長していくためには、子育て家庭のみならず、地域、学校、企業、行政など、社会全体で、子どもたちを見守り、育てていくことが重要です。

子育て家庭においては、核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家庭が抱える不安や悩みが多様化しています。真岡市で家庭を築き、子どもを産み育てたいと願うすべての人が、安心と喜びをもって子育てができるまちの実現を目指します。

そして、子どもたちが大人になり、家庭を築きたいと思ったとき、生まれ育ったこのまちが好きだから、今度は子育てをこのまちでしたいと思えるまちづくりを推進するとともに、グローバル化の時代を迎えている中、子どもたちには視野を世界に広げ、世界で活躍できる資質・能力を身に付けさせることも大切なことから、グローバルな視点をもった教育や活動を推進し、ふるさと真岡を愛し、世界で活躍する『真岡っ子』を育成します。

次代を担う「もおかつ子」が健やかに育つことができる“わくわく”できるまちづくりを目指します。

※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。



4. 計画の法的根拠

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」及び子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村計画」を一体のものとして策定したものです。

〈次世代育成支援対策推進法〉

(市町村行動計画)

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

〈子ども・子育て支援法〉

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第61条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

●質の高い幼児教育・保育の総合的な提供

○幼児期の学校教育と保育の一体的提供に向け、幼稚園と保育所（園）の機能を併せもつ「認定こども園」の制度を改善し、普及を図ります。

●保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園を通じた共通の給付（「施設型給付[※]」）及び小規模保育事業・家庭的保育事業等への給付（「地域型保育給付」）の創設、保育所（園）認可制度の見直しにより、保育の量や種類を拡充します。

○保育所（園）・認定こども園・幼稚園等の職員配置の改善、処遇改善により教育・保育の質を向上します。

●地域の子ども・子育て支援の充実

○地域の実情に応じた子ども・子育て支援（利用者支援、地域子育て支援拠点、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業などの「地域子ども・子育て支援事業」）の充実を図ります。

〈子どもの貧困対策の推進に関する法律〉

(市町村計画)

第9条 2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を立案して、当該市町村における子どもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

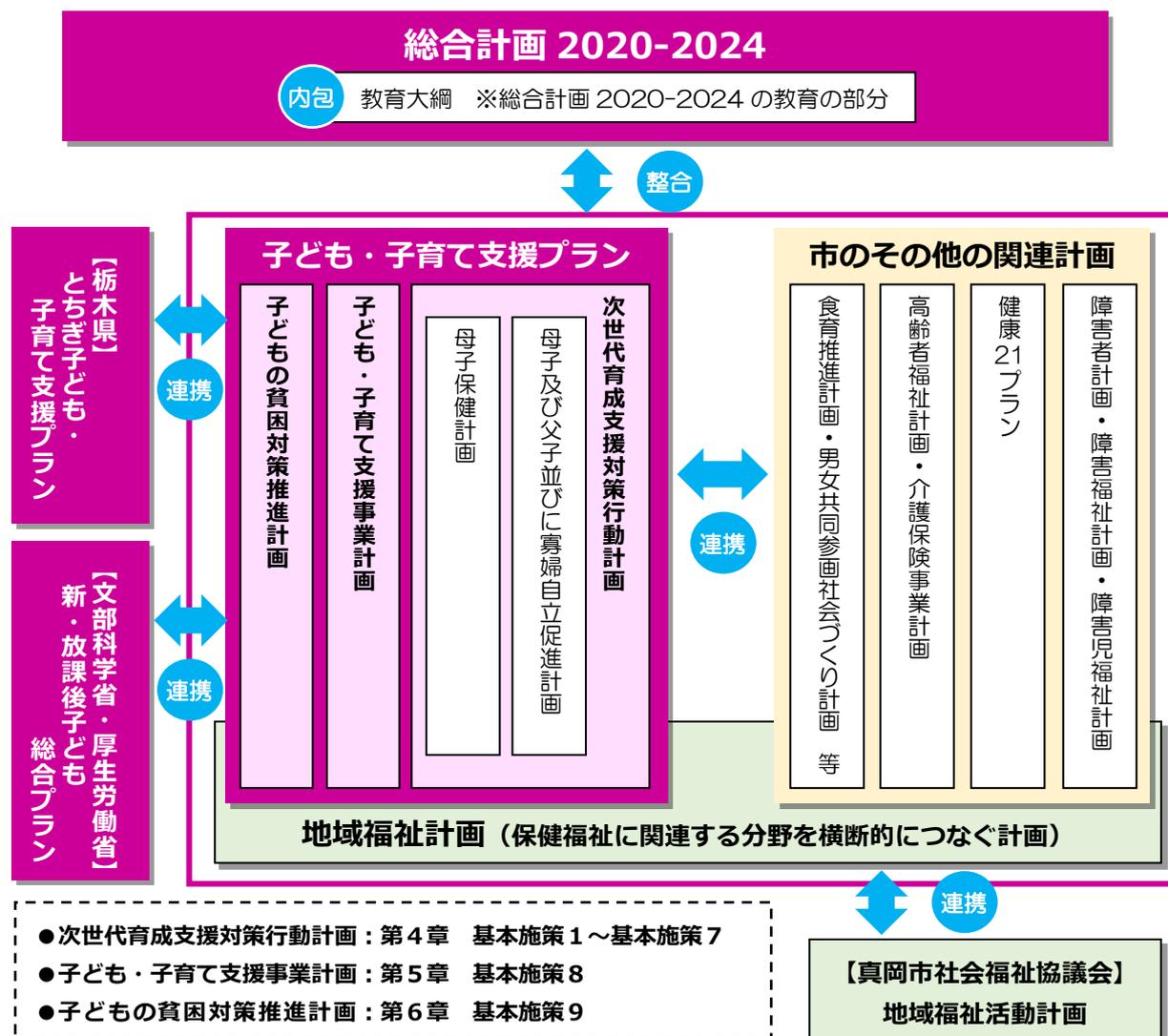
5. 計画の対象

本計画の対象は、「20歳代前半までの子ども・若者とその家庭」を中心に、地域や学校、事業所、関係団体、行政機関など、地域を構成するすべての個人と団体としています。

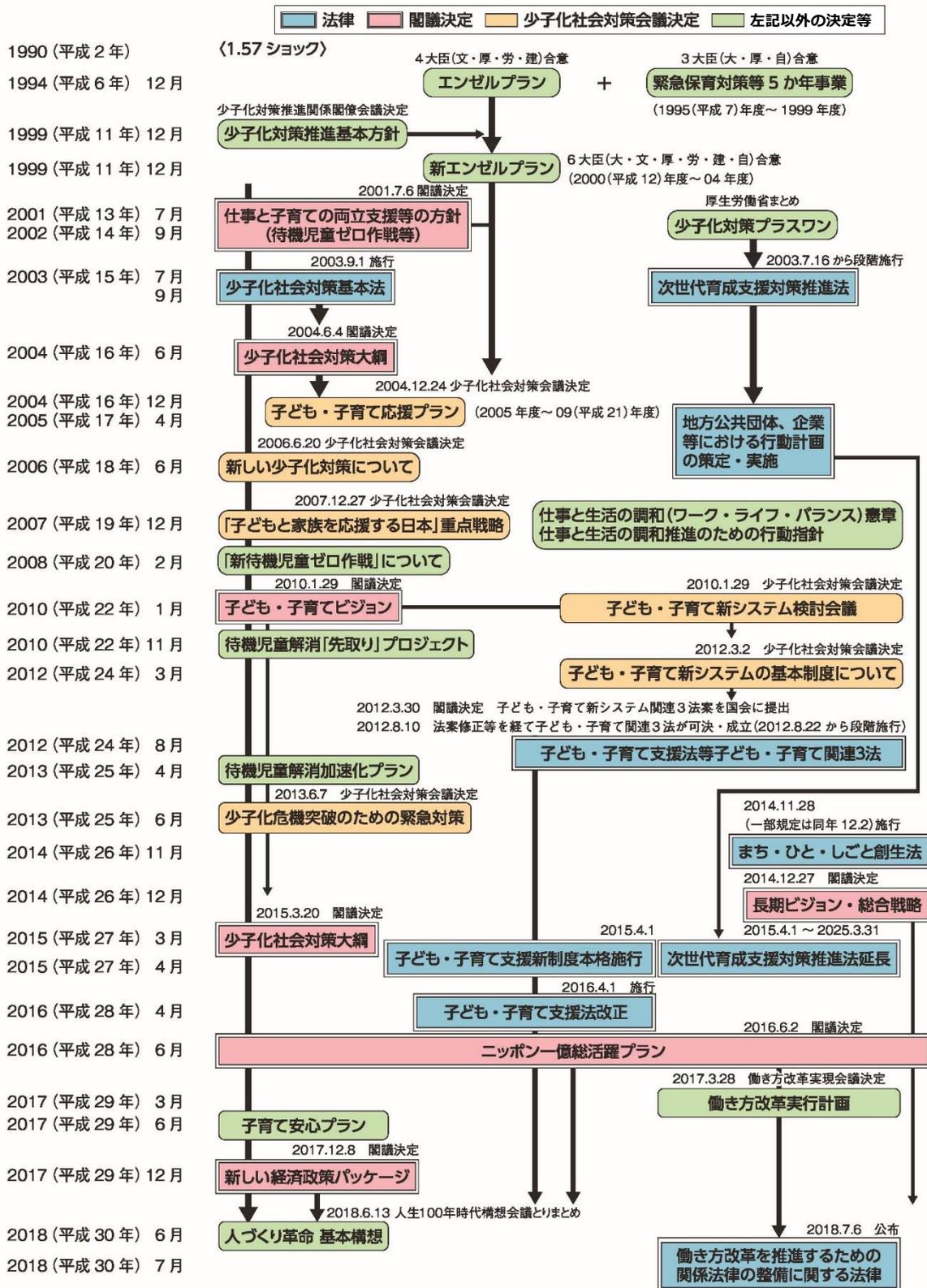
6. 計画の位置づけ

本計画は、本市の「総合計画 2020-2024」を上位計画とし、関連する計画である「地域福祉計画」、「障害者計画」、「障害福祉計画」、「障害児福祉計画」、「健康21プラン」などとの整合性を図り策定しました。

また、本計画には、母子保健サービスを適切に提供できるよう、地域の母子の健康や生活環境の向上を図るための体制の確立に向けた「母子保健計画」及び母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上に向けた「母子及び父子並びに寡婦自立促進計画」を次世代育成支援対策行動計画に内包しました。子どもやその家庭が直面する課題について、部局を越えて検討し、課題に対応するための施策の方向性や目標を定めたものであり、学童期以降の教育に関する施策の基本指針である市教育大綱とともに、本市の子育て支援施策の指針となるものです。



7. これまでの少子化対策の取組



資料：内閣府

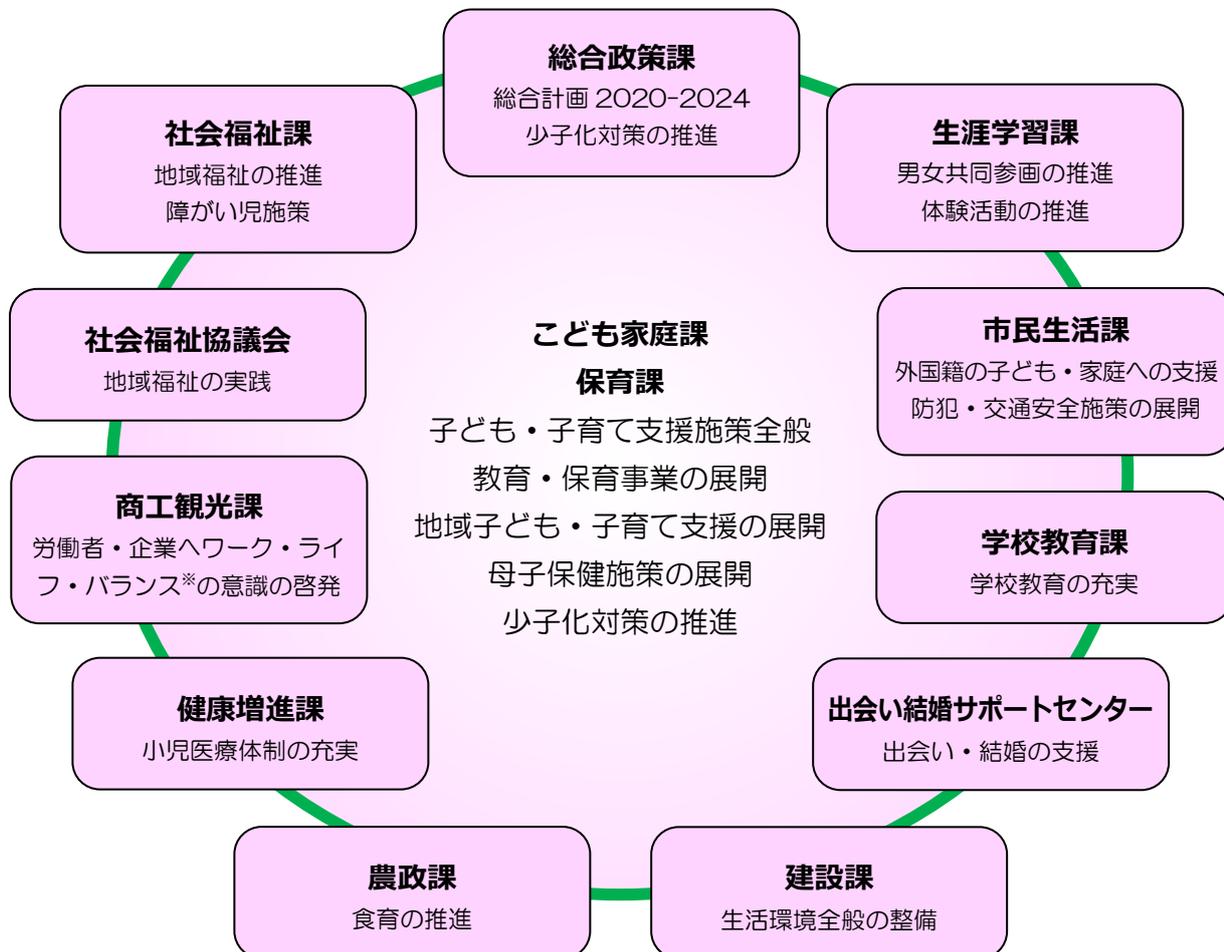
※平成 25 年 6 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律」制定

※令和元年 6 月「子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」公布

8. 子ども・子育て支援に係る主な庁内関係各課等

子ども・子育て支援に係る主な庁内関係各課等は、以下のとおりです。

〈子ども・子育て支援に係る庁内関係各課等の連携図〉



9. 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5か年とします。

ただし、社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しができるものとします。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
三つ子の魂子育てプラン 〈次世代育成支援対策行動計画 第3期計画〉 〈子ども・子育て支援事業計画 第1期計画〉					真岡市子ども・子育て支援プラン 〈次世代育成支援対策行動計画 第4期計画〉 〈子ども・子育て支援事業計画 第2期計画〉 〈子どもの貧困対策推進計画 第1期計画〉				
		中間 見直し		見直し	必要により適宜見直し →				見直し



第2章

子ども・子育てを取り巻く現状



第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1. 統計で見る本市の現状

(1) 人口の推移

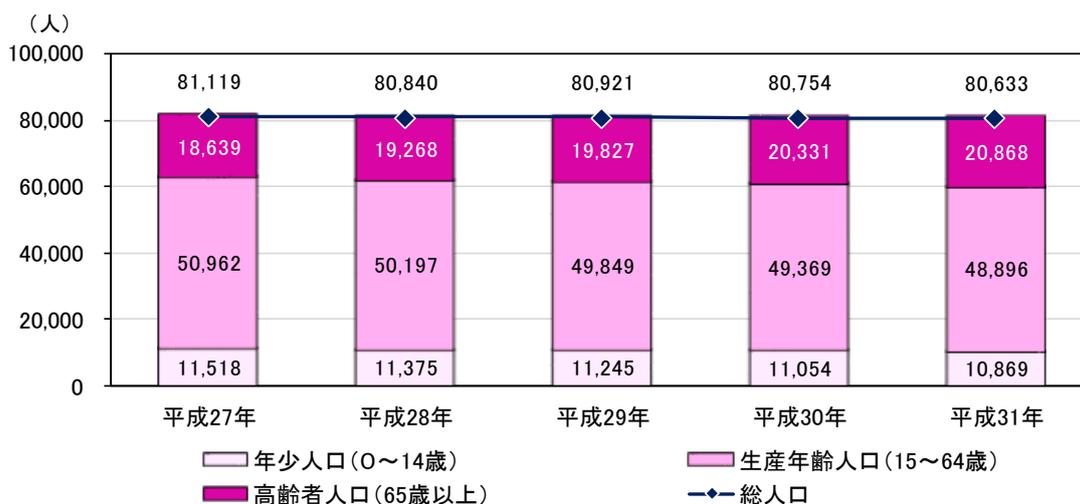
本計画での人口は、住民基本台帳の人口実績を統計として示しています。

① 総人口と年齢階層別人口の推移

本市の総人口は、平成31年で80,633人、平成27年の81,119人に対し、486人の減少となっています。

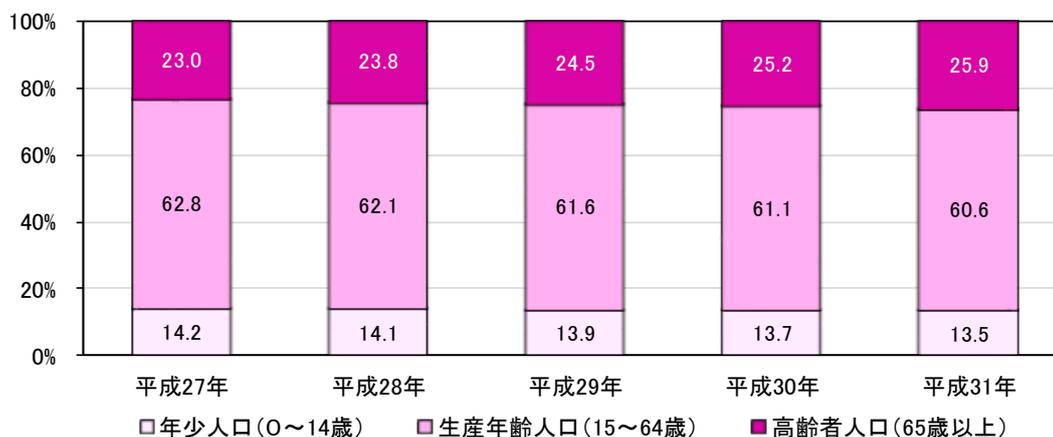
年齢階層別人口の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、平成31年で高齢化率は25.9%となっています。

〈本市の総人口と年齢階層別人口の推移〉



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

〈年齢階層別人口の構成比の推移〉

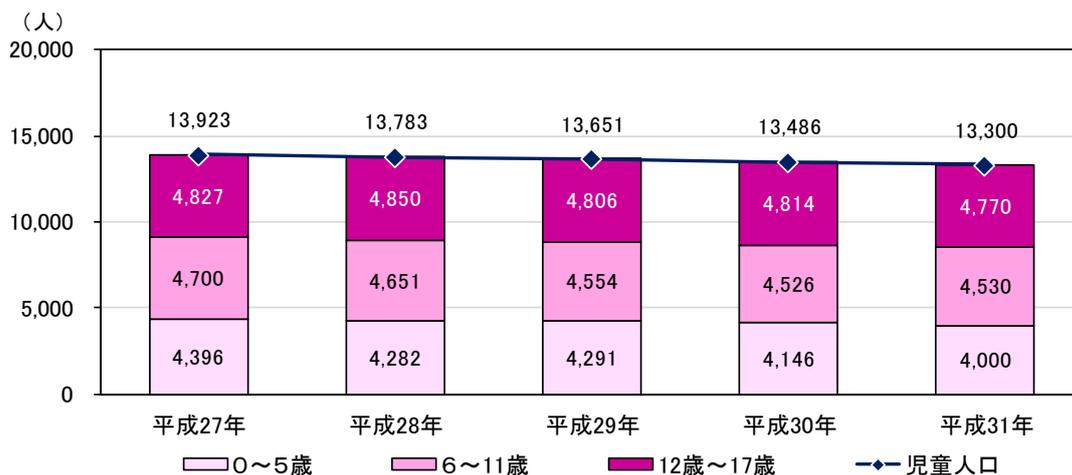


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

②児童人口の推移

本市の児童人口は、平成31年で13,300人、平成27年の13,923人に対し、623人の減少となっています。また、0～5歳では、平成31年で4,000人、平成27年の4,396人に対して396人の減少と、他の年齢区分と比べて大きく減少しています。

〈本市の児童人口の推移〉

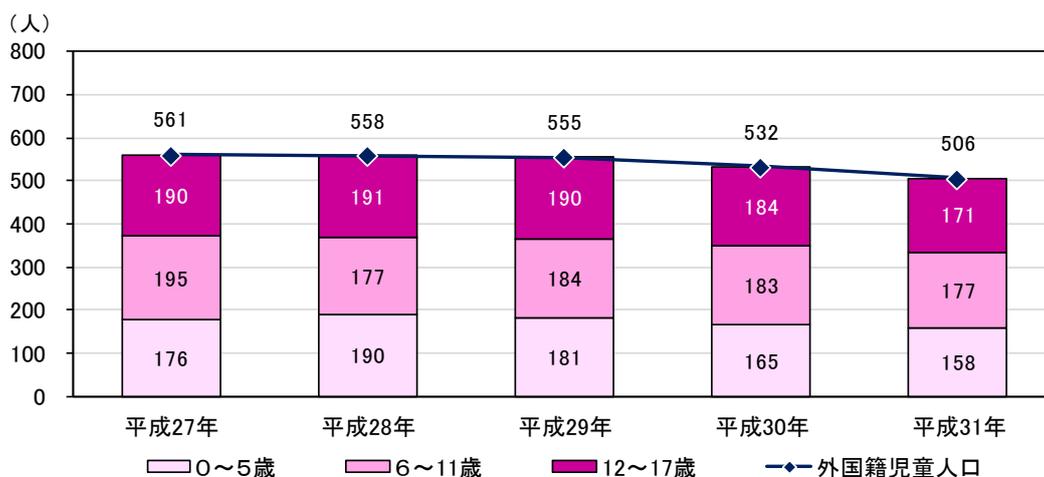


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③外国籍児童人口の推移

本市の外国籍児童人口は、平成31年で506人、平成27年の561人に対し、55人の減少となっています。過去5年間を見ると、減少傾向で推移しているものの、500人台を超えて推移しています。

〈本市の外国籍児童人口の推移〉



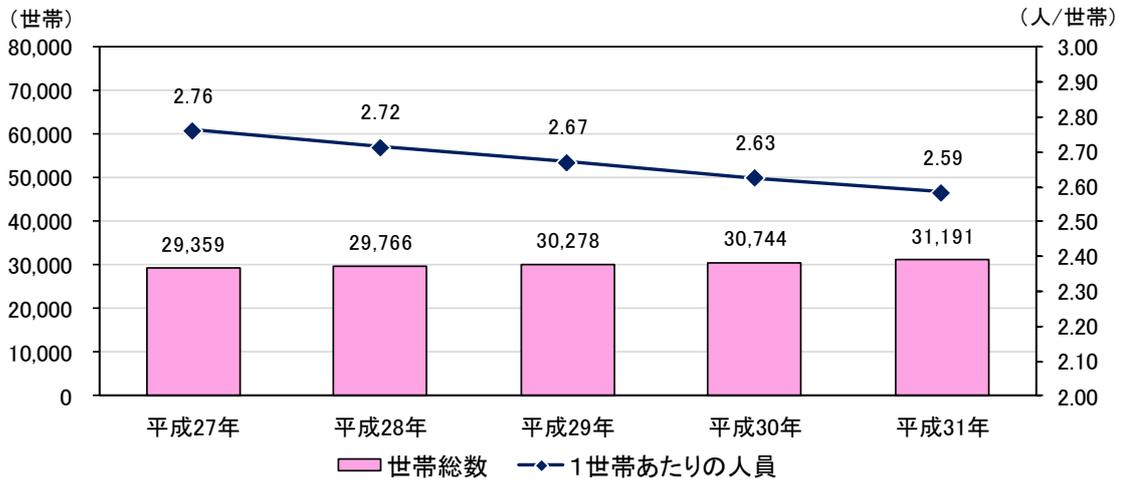
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

④世帯総数及び1世帯あたり人員の推移

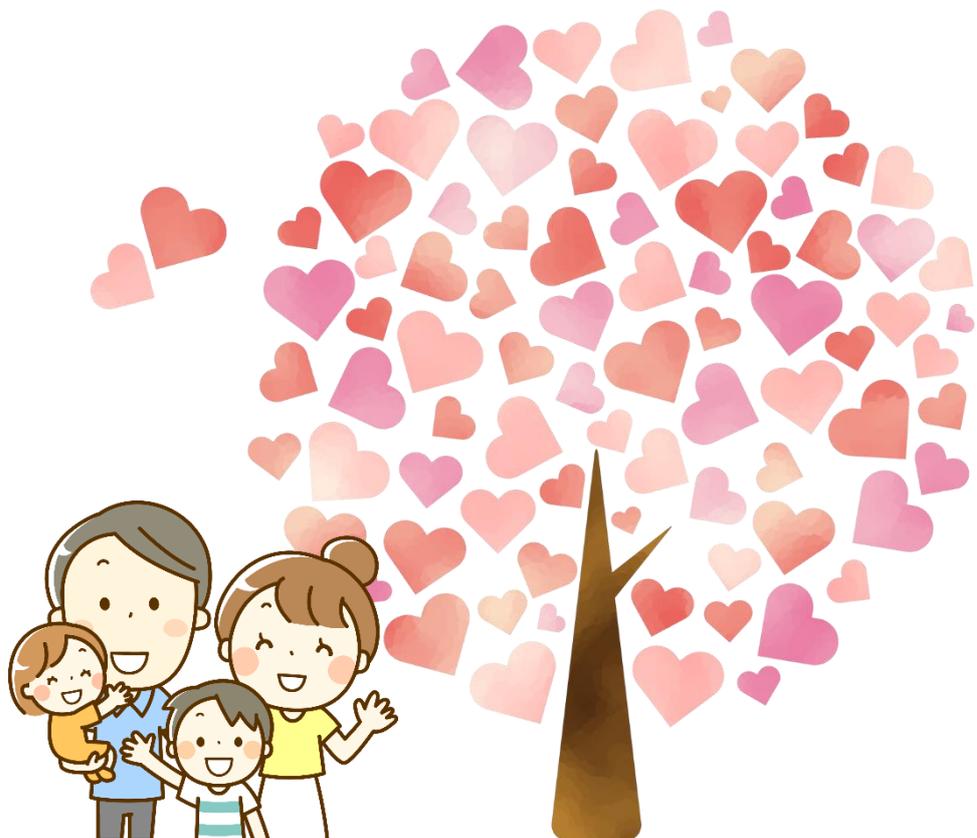
本市の世帯総数は、平成31年で31,191世帯、平成27年の29,359世帯に対し、1,832世帯の増加となっています。

1世帯あたり的人员は、年々減少し、平成31年で2.59人となっています。

〈世帯総数及び1世帯あたり人員の推移〉



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 人口推計

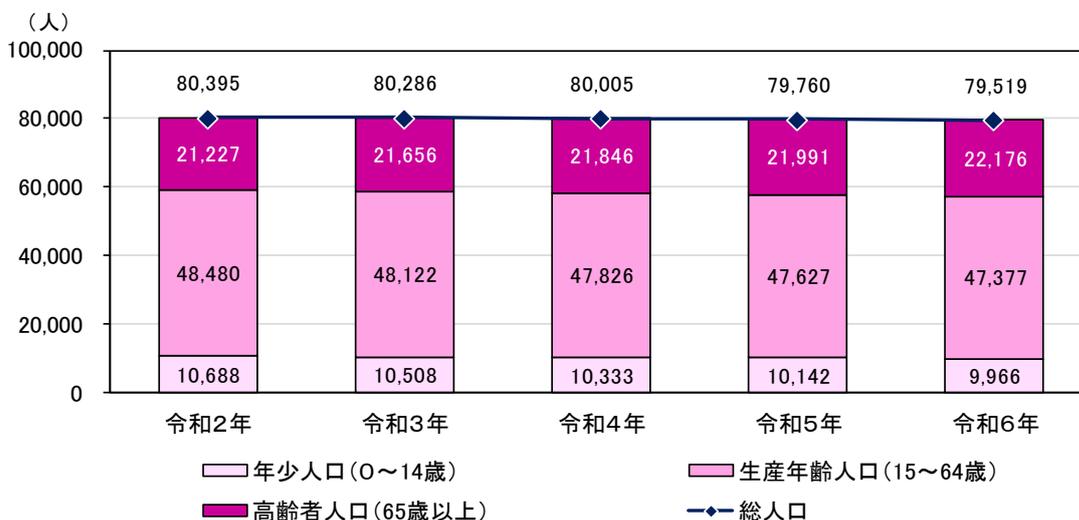
本計画では、教育・保育事業等の量の見込みを算出するため、住民基本台帳の人口を基に、コーホート変化率法による人口推計を採用しています。

①総人口と年齢階層別人口の推計

本市の人口推計を見ると、令和6年には、総人口が79,519人で8万人を切り、年少人口が9,966人で1万人を切ることが予測されます。

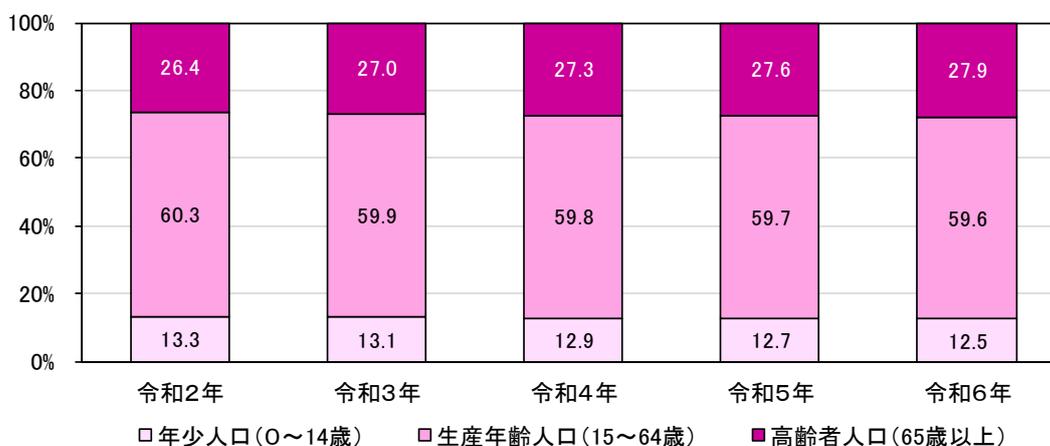
年齢階層別人口の構成比を見ると、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）は減少する一方、高齢者人口（65歳以上）は増加を続け、令和6年には高齢化率は27.9%と予測されます。

〈本市の総人口と年齢階層別人口の推計〉



資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

〈年齢階層別人口の構成比の推計〉

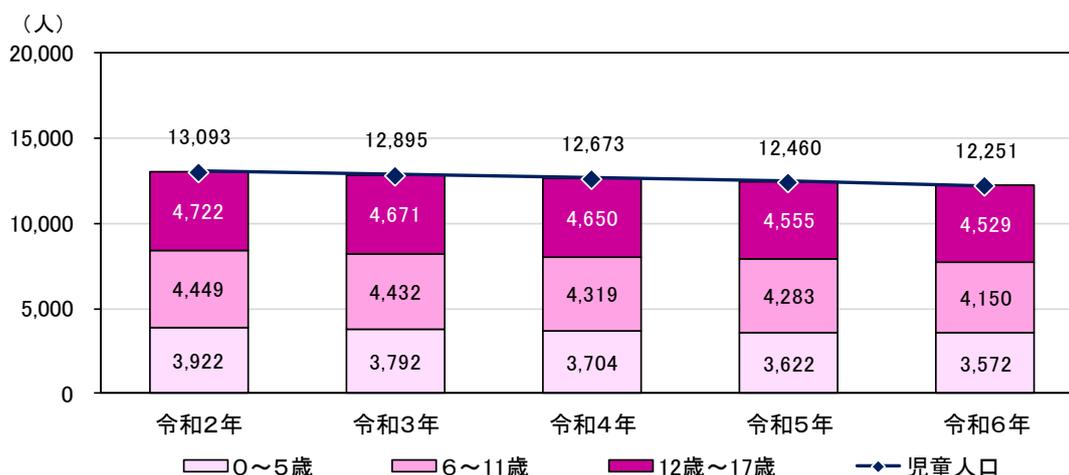


資料：コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日現在）

②児童人口の推計

本市の児童人口の推計を見ると、令和6年には、児童人口が12,251人で、平成31年と比べて、0～5歳が428人、6～11歳が380人、12～17歳が241人の減少となっています。

〈本市の児童人口の推計〉



年齢	実績値			推計値				
	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	663	620	611	601	589	578	569	560
1歳	662	674	621	622	612	600	589	580
2歳	746	663	662	621	622	612	600	589
0～2歳計	2,071	1,957	1,894	1,844	1,823	1,790	1,758	1,729
3歳	709	730	679	664	623	624	614	602
4歳	761	703	735	682	667	626	627	617
5歳	750	756	692	732	679	664	623	624
3～5歳計	2,220	2,189	2,106	2,078	1,969	1,914	1,864	1,843
0～5歳合計	4,291	4,146	4,000	3,922	3,792	3,704	3,622	3,572
6歳	702	755	757	691	731	678	663	622
7歳	782	699	754	756	690	730	677	662
8歳	751	789	701	757	759	693	733	680
6～8歳計	2,235	2,243	2,212	2,204	2,180	2,101	2,073	1,964
9歳	770	748	793	701	757	759	693	733
10歳	764	771	750	793	701	757	759	693
11歳	785	764	775	751	794	702	758	760
9～11歳計	2,319	2,283	2,318	2,245	2,252	2,218	2,210	2,186
6～11歳合計	4,554	4,526	4,530	4,449	4,432	4,319	4,283	4,150
12～17歳	4,806	4,814	4,770	4,722	4,671	4,650	4,555	4,529
児童人口	13,651	13,486	13,300	13,093	12,895	12,673	12,460	12,251

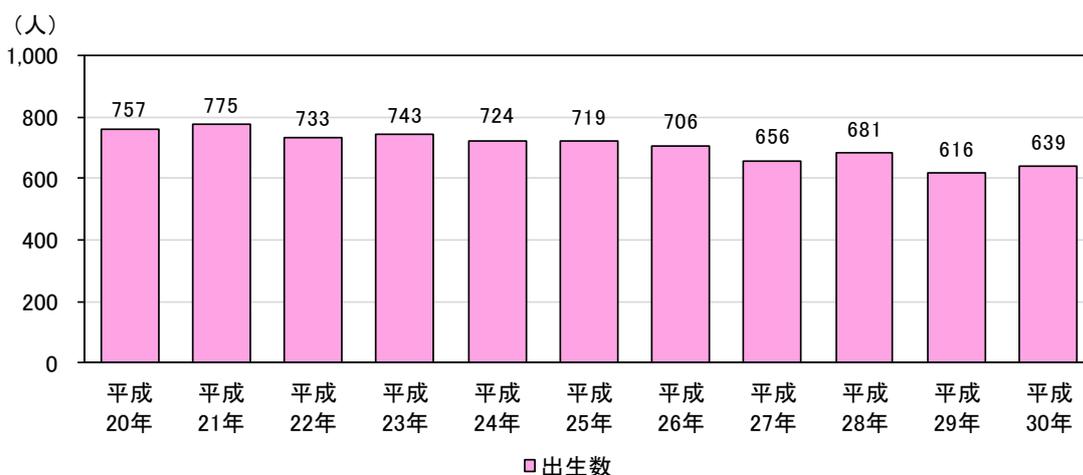
資料：実績値 住民基本台帳／推計値 コーホート変化率法による人口推計（各年4月1日時点の住民基本台帳登録者数）

(3) 出生数及び合計特殊出生率※の推移

本市の出生数は、平成20年から平成26年を見ると、700人を超える出生数で推移していますが、平成27年以降は700人を切り、600人台で推移し、平成30年で639人となっています。

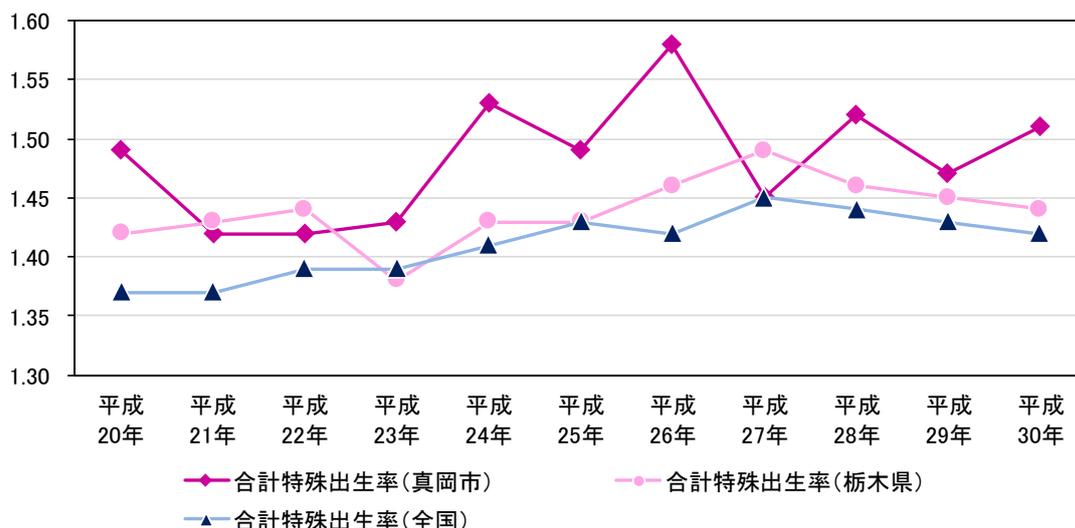
合計特殊出生率を見ると、平成30年で本市は1.51、栃木県が1.44、全国が1.42と、栃木県と全国を上回る数値となっています。本市の合計特殊出生率は、過去10年間を見ても、概ね栃木県と全国を上回る数値で推移しています。

〈本市の出生数〉



資料：毎月人口統計調査

〈合計特殊出生率〉



資料：栃木県保健統計年報（旧二宮町を含まず）

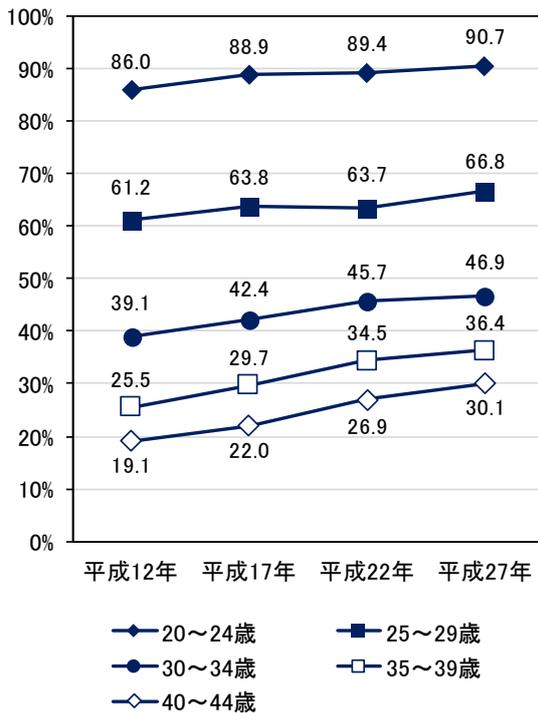
※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計した数字で、一人の女性が生涯に産むと考えられる子どもの数（出生率＝母の年齢別出生数／年齢別女子人口）。

※本市の平成30年の合計特殊出生率の値は、栃木県保健統計年報と同様の手法で市が独自に算出したもの。

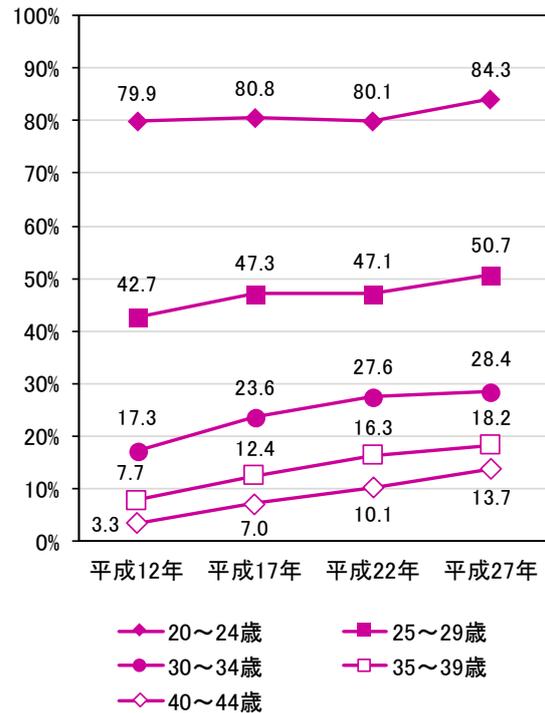
(4) 未婚率の推移

本市の年代別未婚率は、男女ともに増加傾向で推移しています。平成12年と平成27年を比べると、男女ともに30歳以上で未婚率が大きく増加し、男性の30～34歳が7.8ポイント、35～39歳が10.9ポイント、40～44歳が11.0ポイント、女性の30～34歳が11.1ポイント、35～39歳が10.5ポイント、40～44歳が10.4ポイントの増加となっています。

〈男性の年代別未婚率の推移〉



〈女性の年代別未婚率の推移〉

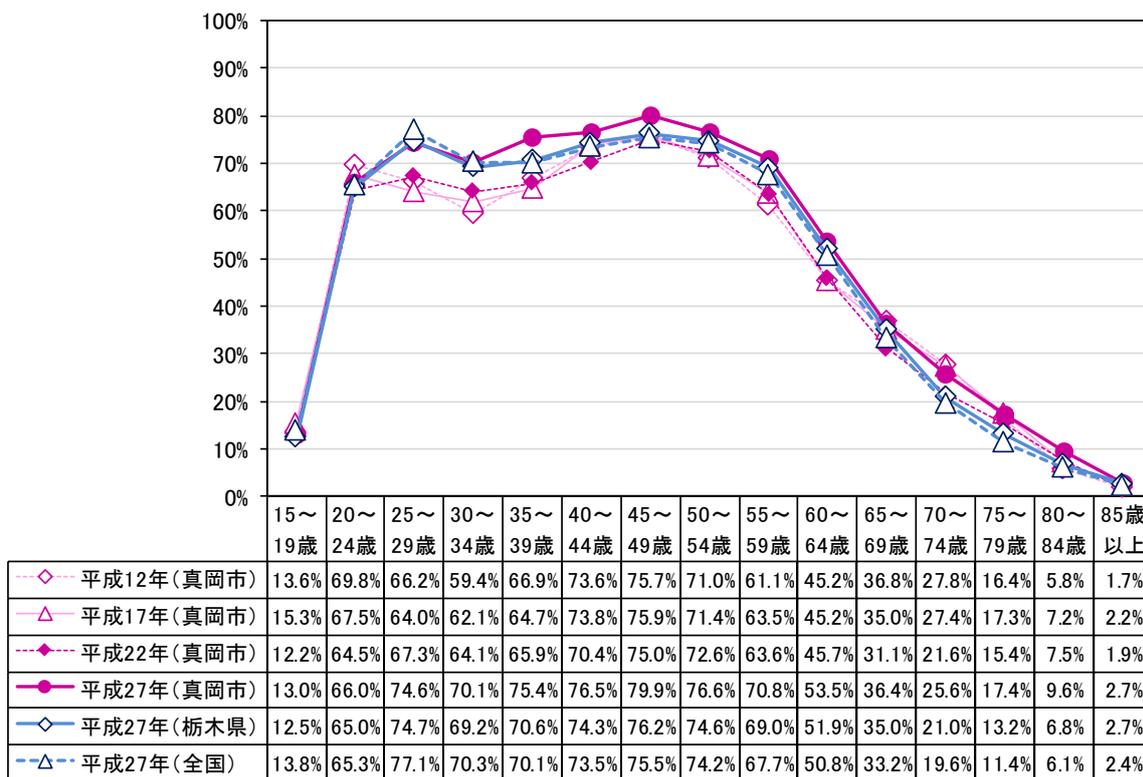


資料：国勢調査（旧二宮町を含む）

(5) 女性就業率※の推移

本市の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に減少し、40歳代で再び増加する、いわゆる「M字カーブ※」となっています。平成12年以降、M字カーブの底は上昇し、改善の傾向が見られるものの、依然として30～34歳では出産・子育てにより就労を中断している状況となっています。

〈女性就業率の推移〉



資料：国勢調査（旧二宮町を含む）

2. 子育て支援サービスなどの現状

(1) 保育所（園）などの状況

① 保育所（園）及び認定こども園入所児童数

本市の平成31年度の施設数は、公立保育所が4か所、私立保育園が6か所、認定こども園が8か所、小規模保育施設が3か所となっています。

平成27年度からの子ども・子育て支援新制度^{*}の開始に伴い、認定こども園への移行が影響し、入所児童数は平成26年度の1,224人から、平成30年度では2,014人と、790人の増加となっています。

また、入所率は平成27年度、平成28年度で100%を切るものの、再び平成29年度以降は100%を超え、平成30年度で102.1%となっています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
公立保育所(人)	332	338	329	321	310
私立保育園(人)	841	829	806	801	795
認定こども園(保育)(人)	51	411	729	788	857
小規模保育施設(人)	-	19	34	38	52
合計(人)	1,224	1,597	1,898	1,948	2,014
定員(人)	1,190	1,618	1,909	1,938	1,972
入所率(%) 合計/定員	102.9	98.7	99.4	100.5	102.1

資料：保育課（各年度3月1日現在）

② 保育所（園）入所待ち児童数

保育所（園）入所待ち児童数は、平成26年度が207人で、その後、減少しましたが、平成28年度に一旦増加しました。その後は、増減を繰り返しています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳児(人)	94	61	61	27	26	32
1・2歳児(人)	72	38	44	52	31	30
3～5歳児(人)	41	13	17	12	3	6
合計(人)	207	112	122	91	60	68

資料：保育課（各年度4月1日現在）

■ 保育所入所待ち児童とは

希望する保育所に入所していない全部の児童（保育に欠ける要件に該当しない児童を含む。）のことをいう。正式な定義はなく、「保留児童」と呼ぶこともある。保育所入所待ち児童には、厚生労働省の定めた「待機児童」が内在している。

③保育所（園）待機児童数

待機児童数は、年度ごとに増減を繰り返している状況ではありますが、平成31年度は3人となっています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
0歳児(人)	4	1	1	1	0	0
1・2歳児(人)	9	9	3	18	5	3
3～5歳児(人)	6	2	5	3	0	0
合計(人)	19	12	9	22	5	3

資料：保育課（各年度4月1日現在）

■保育所入所待機児童とは

（平成19年3月20日雇児保発第0330001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知。平成22年3月25日雇児保発0325第1号一部改正より）

保育に欠ける要件を満たしており、保育所に入所できない児童で、次のような児童は含まない。「保護者が主に自宅で求職活動をしている」、「認可外保育施設に入所している」、「保育ママを利用している」、「保育所入所中であるが転園を希望している」、「産休中又は育休中である」、「他に入所可能な保育所があるにも関わらず特定の保育所のみ希望している」など。

④認可外保育施設の利用状況

認可外保育の施設数は、平成31年4月1日現在6か所となっています。

区分	施設名	0歳	1・2歳	3～5歳	合計	定員	入所率
事業所内	真岡病院託児所(人)	2	7	5	14	21	66.7%
	真岡中央クリニック すこやか託児所(人)	0	4	7	11	11	100%
	古河ヤクルト販売株 真岡託児所(人)※1	1	2	1	4	-	-
	古河ヤクルト販売株 真岡西センター託児室 (人)※1	1	7	0	8	-	-
	にじいろ保育園(人) ※2	0	0	0	0	39	0%
	田井の里保育園(人)	0	2	0	2	3	66.7%
	合計(人)	4	22	13	39	74	52.7%

資料：保育課（平成31年4月1日現在）

※1：古河ヤクルト販売株については、定員を定めていないため、入所率合計は2か所を除いた数値となる。

※2：企業主導型

⑤ 保育ママの利用状況

保育ママは、保護者が働いているなどの理由で、日中保育を必要とする子どもを対象に、保育者の居宅で保育する事業です。平成31年4月1日現在、保育ママの数は5人で、0歳の利用が6人、1・2歳の利用が5人となっています。

子ども・子育て支援新制度移行のための経過措置期間終了に伴い、保育ママ事業は令和2年3月31日で終了しました。

区分	0歳	1・2歳	3～5歳	合計
利用者数(人)	6	5	0	11

資料：保育課（平成31年4月1日現在）



(2) 子育て支援サービスの状況

①一時預かり事業の状況

一時預かり事業は、平成 30 年度は5か所で実施しています。延べ利用人数は、平成 26 年度で 299 人、平成 30 年度で 94 人と減少傾向となっています。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数(か所)	5	5	5	5	5
延べ利用人数(人)	299	275	190	171	94

資料：保育課

②障がい児保育事業の状況

障がい児保育事業の対象となっている保育所(園)は、平成 26 年度は5か所であったのに対し、平成 30 年度では 10 か所となっています。実施施設数の増加に伴い、延べ利用人数も増加しており、平成 26 年度が 14 人であったのに対し、平成 30 年度では 28 人となっています。

区分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施施設数(か所)	5	9	10	10	10
延べ利用人数(人)	14	17	23	33	28

資料：保育課

③病児・病後児保育※事業の状況

病児保育事業は、平成 29 年度から市外の保育所と広域提携し事業を開始しました。延べ利用人数は、平成 30 年度は4人となっています。平成 31 年4月からは、市内に病児保育施設が開設され、利便性が高まり、広域提携は平成 31 年3月 31 日で終了しました。

病後児保育事業は、平成 19 年度から市内の保育所(園)で実施しています。延べ利用人数は、平成 26 年度から平成 29 年度まで 50 人前後で推移していましたが、平成 30 年度には 66 人と、増加傾向となっています。

区分		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
病児	実施施設数(か所)	-	-	-	1	1
	延べ利用人数(人)	-	-	-	9	4
病後児	実施施設数(か所)	1	1	1	1	1
	延べ利用人数(人)	52	48	45	53	66

資料：保育課

④放課後児童クラブ※の状況

放課後児童クラブは、平成30年5月1日現在、市内では18クラブが運営されています。入所児童数は、平成26年度が669人、平成30年度が830人と、増加傾向となっています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
クラブ数(か所)	17	17	18	18	18
入所児童数(人)	669	719	823	784	830

資料：保育課（各年度5月1日現在）

⑤地域子育て支援センターの状況

地域子育て支援センターは、平成23年度以降、3か所で開催しています。0～2歳児の延べ利用者数は、平成27年度が12,768人日、平成30年度が14,533人日と、増加傾向となっています。なお、平成30年度の0～5歳児及び保護者の延べ利用者数は34,765人日となっています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
実施施設数(か所)	3	3	3	3	3
延べ利用者数(人日)	-	12,768	12,657	13,704	14,533 (34,765)※1

資料：こども家庭課

※1：平成30年度実績分より量の見込みの見直しを行い、集計対象者の変更有。平成26年度から平成29年は0-2歳児の延べ利用者数、平成30年度は0-5歳児及び保護者を含めた利用者数

⑥ファミリー・サポート・センター※の状況

ファミリー・サポート・センターは、平成24年度から開始した事業で、平成30年度の活動件数は507件となっています。

依頼会員は、平成26年度で198人、平成30年度で306人と、増加傾向にあるものの、提供会員及び両方会員はともに、平成26年度以降、横ばいで推移しています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
活動件数(延べ件数)	440	308	426	472	507
会員数	依頼会員(人)	198	229	279	306
	提供会員(人)	51	52	50	48
	両方会員(人)	5	5	6	6
	合計(人)	254	286	320	335

資料：こども家庭課（各年度5月1日現在）

(3) 幼稚園の状況

幼稚園は、私立が12園(内、認定こども園が8か所)となっています。入園児童数は、令和元年度が305人で、入園率は51.3%となっています。平成27年度、平成28年度で入園児童数が大きく減少していますが、これは私立幼稚園の認定こども園への移行が影響しています。

入園児童数	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
私立幼稚園(人)	1,471	893	463	455	447	305
定員(人)	2,135	1,365	770	770	770	595
入園率(%)	68.9	65.4	60.1	59.1	58.1	51.3

資料：保育課（各年度5月1日現在）

(4) 小学校・中学校の状況

① 小学校の状況

小学校は、令和元年度で14校となっています。児童数は、平成26年度以降も、減少しており、令和元年度で4,480人となっています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
学校数(校)	18	18	18	18	14	14
児童数(人)	4,664	4,629	4,612	4,520	4,479	4,480

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

② 中学校の状況

中学校は、令和元年度で9校となっています。生徒数は、平成26年度以降、横ばいに推移し、令和元年度で2,281人となっています。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
学校数(校)	9	9	9	9	9	9
生徒数(人)	2,333	2,362	2,368	2,338	2,319	2,281

資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

(5) 障がい児通所施設の状況

障がい児通所施設の利用状況については、児童発達支援は平成26年度以降、増加していますが、平成30年度は78人と、やや減少しています。

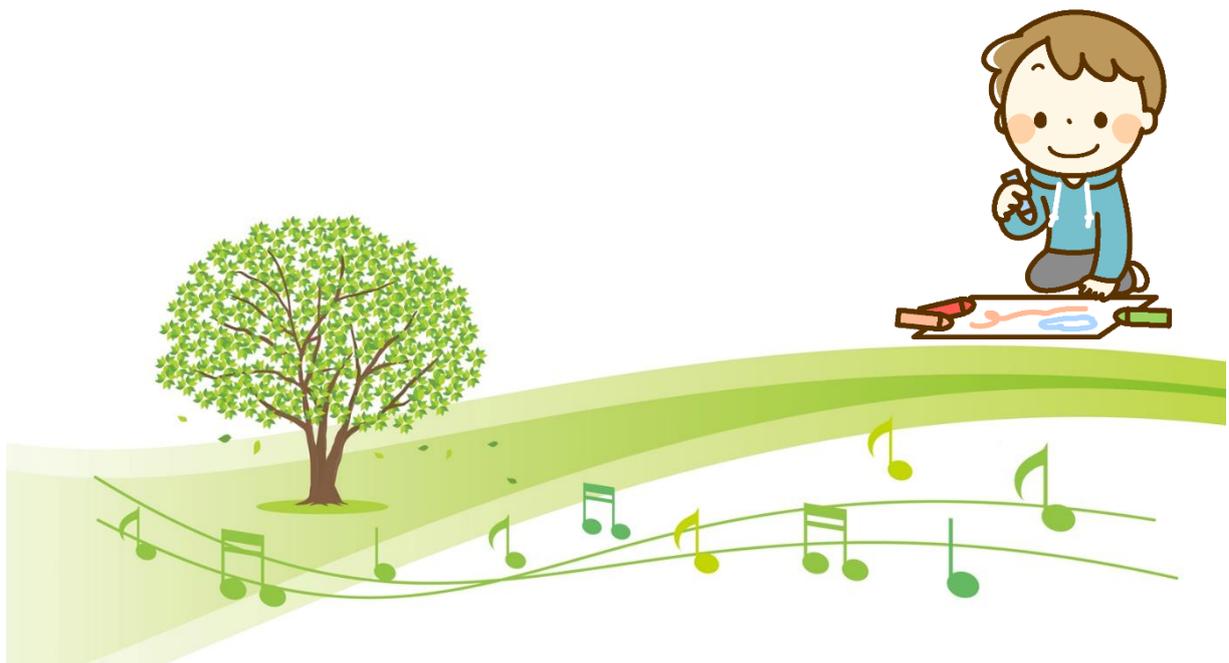
また、放課後等デイサービス*は平成26年度の利用者数は27人であったのに対し、平成30年度には168人と、大きく増加しています。

これらの要因としては、平成27年度から市内において、民間の放課後等デイサービス・児童発達支援事業所の新規開設が相次ぎ、利用者が増えたためです。

区分	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度
児童発達支援(人)	49	56	82	90	78
放課後等デイサービス(人)	27	40	111	133	168

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

対象児童：18歳未満



(6) 児童虐待などの現状

① 家庭児童相談室[※]への相談件数

家庭児童相談室への新規相談件数は、平成30年度が214件、前年の平成29年度と比べると108件の増加となっています。相談区分としては、「養護相談」の件数が増加しており、平成30年度が109件、前年の平成29年度と比べると69件の増加となっています。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
養護相談(件)	43	29	75	40	109
保健相談(件)	0	0	0	0	0
障害相談(件)	25	20	17	21	28
非行相談(件)	1	3	2	2	0
育成相談(件)	26	12	28	8	20
その他の相談(件) ^{※1}	88	105	24	35	57
合計(件)	183	169	146	106	214

資料：こども家庭課（各年度3月31日現在）

※1：家族間トラブルに関する相談、関係機関の調整相談、子育て支援サービス等の情報提供など

② 児童虐待認知件数

児童虐待認知件数は、平成30年度で52件となっています。平成26年度と比べると、31件の増加となっています。平成30年度の虐待区分を見ると、「身体的虐待」が21件で最も多く、次いで「心理的虐待」が16件、「ネグレクト」が15件となっています。

区分	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
件数(件)	21	19	24	15	52

■平成30年度

区分	0~3歳未満児	3~就学前児	小学生	中学生	高校生~18歳	合計
身体的虐待(件)	2	6	10	3	0	21
ネグレクト(件)	5	6	3	1	0	15
心理的虐待(件)	4	5	6	1	0	16
性的虐待(件)	0	0	0	0	0	0
合計(件)	11	17	19	5	0	52

資料：こども家庭課（各年度3月31日現在）

3. ニーズ調査結果から見る子育て家庭の現状

(1) 調査の概要

①調査の目的

本計画を策定するにあたり、市民の皆さまの子育て支援事業に関するニーズ量や子育て支援に関するご意見・ご要望等を把握することを目的に実施しました。

②調査対象者

調査区分	内容	調査方法
就学前児童保護者調査	平成30年12月1日現在、本市に在住する就学前児童のいる保護者を対象に調査を実施	郵送配布／郵送回収
小学生保護者調査	平成30年12月1日現在、小学校に通学しているお子さんの保護者を対象に調査を実施	学校を通じて配布／郵送回収
中学生調査	平成30年12月1日現在、中学校に通学している生徒を対象に調査を実施	学校を通じて配布／郵送回収
中学生保護者調査	平成30年12月1日現在、中学校に通学している生徒の保護者を対象に調査を実施	学校を通じて配布／郵送回収
妊婦調査	平成30年6月13日から平成30年12月13日の間で、妊娠の届出を行った妊婦を対象に調査を実施	郵送配布／郵送回収

③実施概要

- 調査方法：真岡市全域
- 調査期間：平成31年1月7日～平成31年2月13日

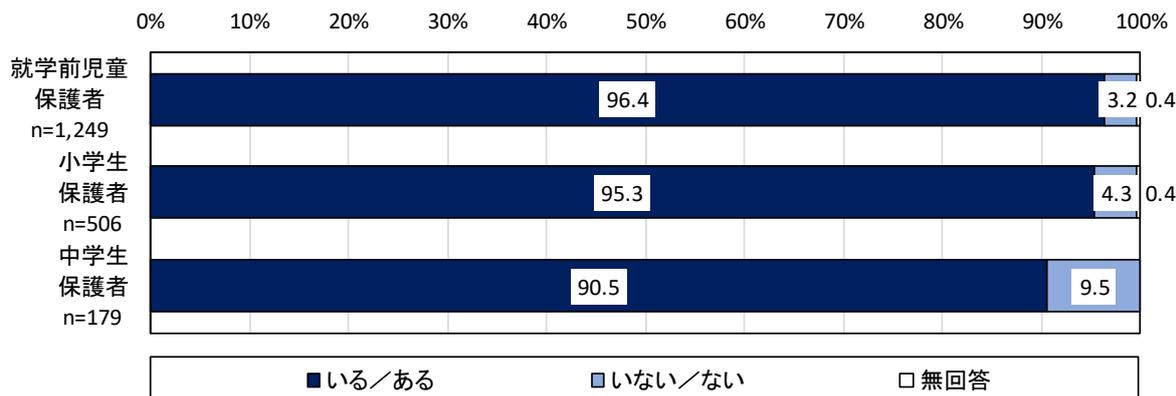
④回収結果

調査区分	配布数	回収数	回収率
就学前児童保護者調査	2,000件	1,249件	62.5%
小学生保護者調査	986件	506件	51.3%
中学生調査	295件	184件	62.4%
中学生保護者調査	285件	179件	62.8%
妊婦調査	300件	179件	59.7%
合計	3,866件	2,297件	59.4%

(2) 調査結果 (抜粋)

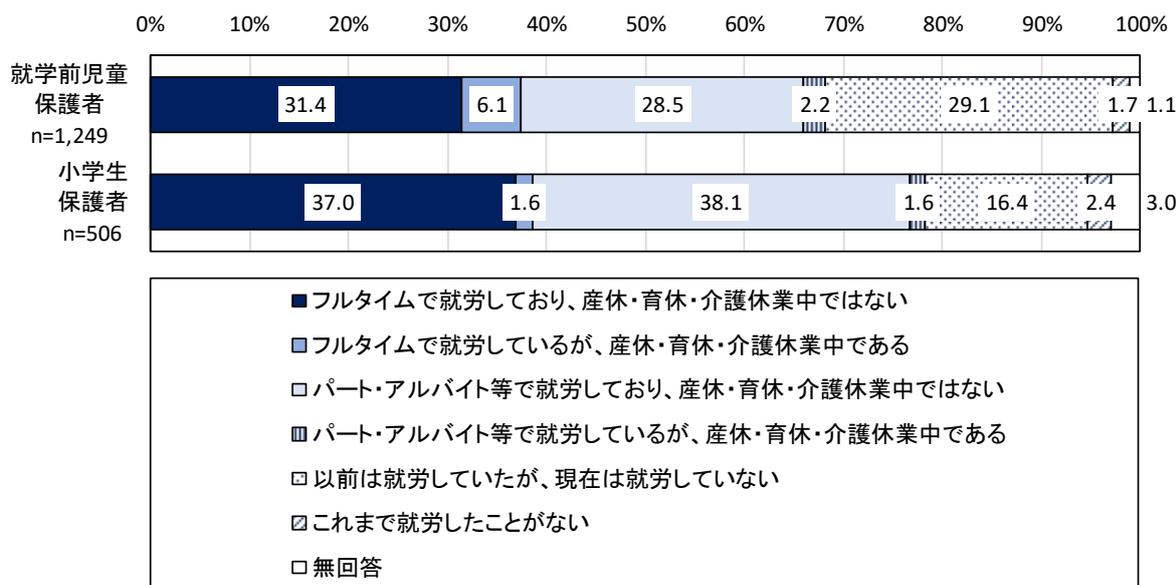
①相談相手の有無について 就学前児童保護者／小学生保護者／中学生保護者

「いない／ない」は、就学前児童保護者が 3.2%、小学生保護者が 4.3%、中学生保護者が 9.5%と、お子さんの年齢があがるとともに、相談相手が「いない／ない」の割合が増加する傾向が見られます。



②母親の就労状況について 就学前児童保護者／小学生保護者

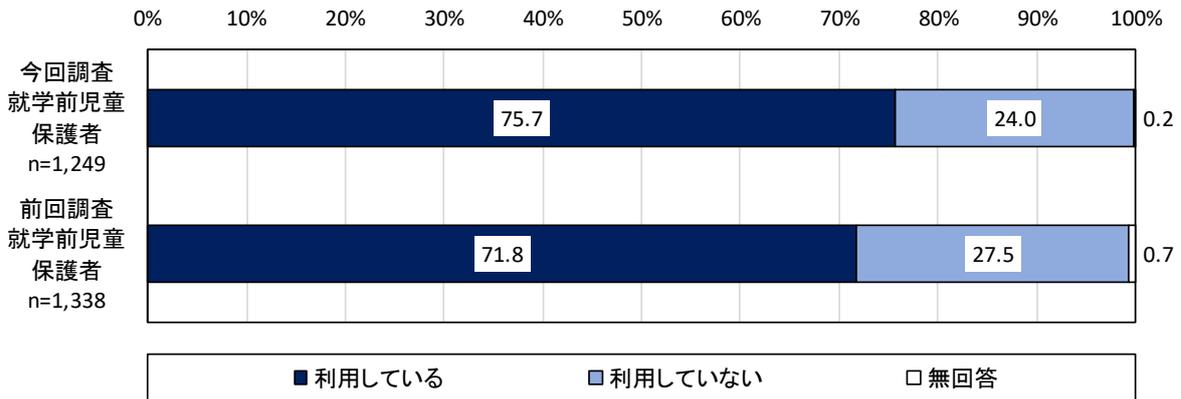
母親の就労している割合（フルタイムまたはパート・アルバイト等）は、就学前児童保護者が 68.2%、小学生保護者が 78.3%と、小学生保護者では約8割の母親が就労している状況となっています。お子さんの就学後に就労している母親が多い状況がうかがえます。



③ 定期的な教育・保育事業の利用状況について 就学前児童保護者

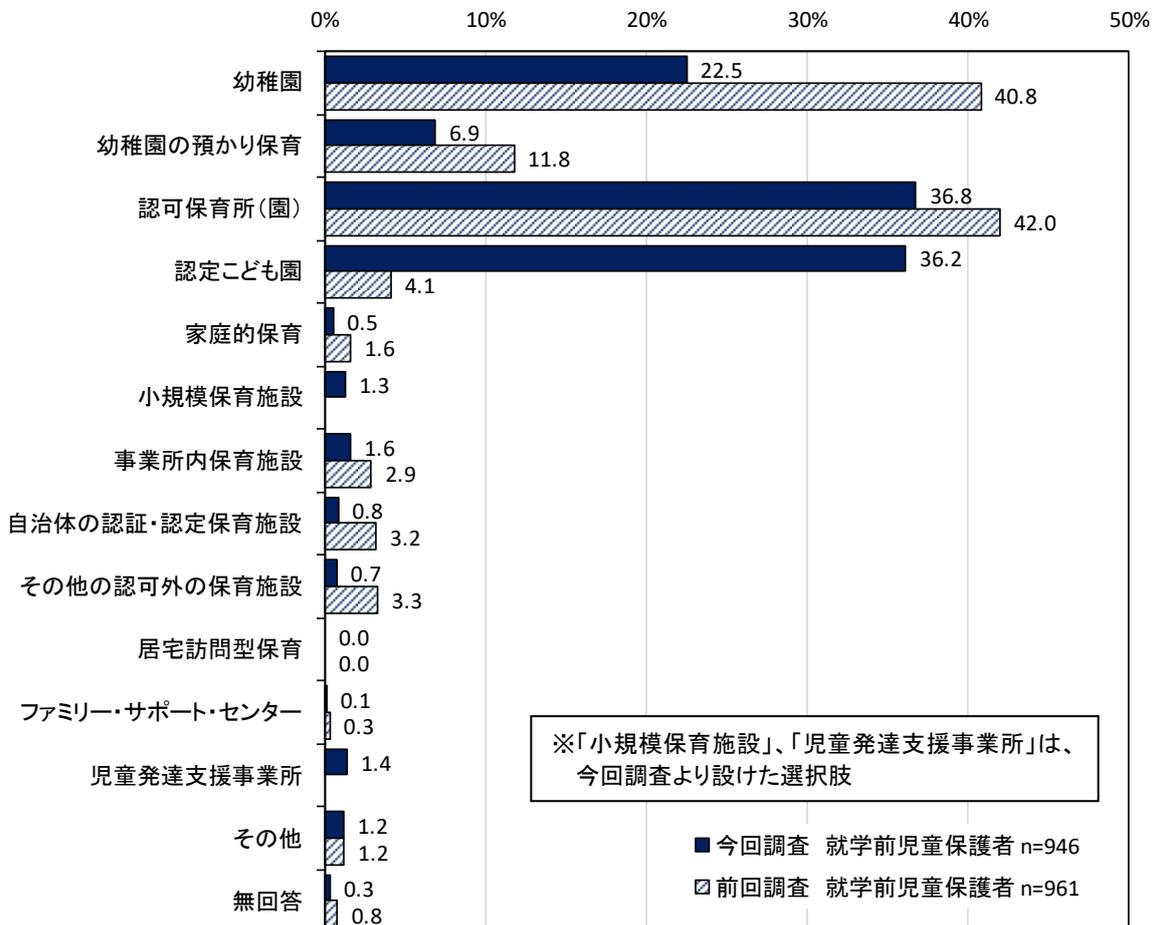
ア 定期的な教育・保育事業の利用状況

定期的に教育・保育事業を「利用している」は、今回調査が75.7%、前回調査が71.8%と、前回調査から3.9ポイント増加しています。女性就業率の上昇が影響していると考えられます。



イ 定期的に利用している教育・保育事業

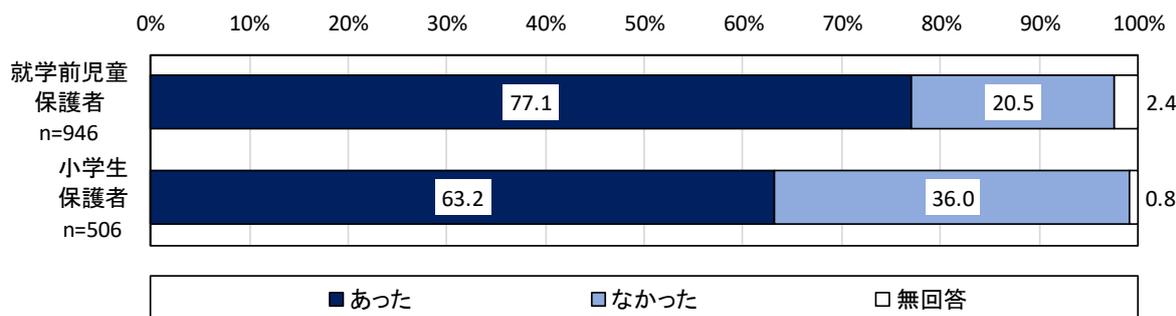
幼稚園から認定こども園への移行が影響している結果が表れています。



④病気の際の対応について 就学前児童保護者／小学生保護者

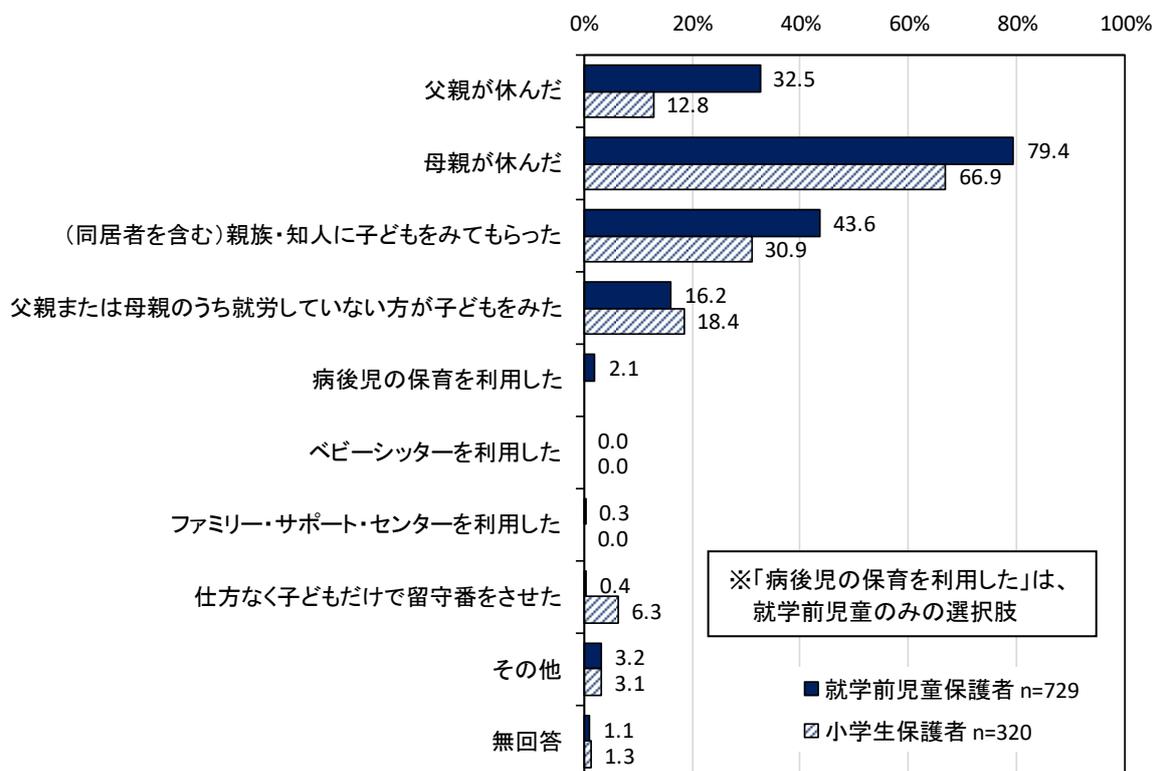
ア 病気やケガで通常の教育・保育の事業が利用できなかったことや、学校を休んだことの有無

「あった」は、就学前児童保護者が 77.1%、小学生保護者が 63.2%と、就学前児童保護者が 13.9 ポイント上回っています。



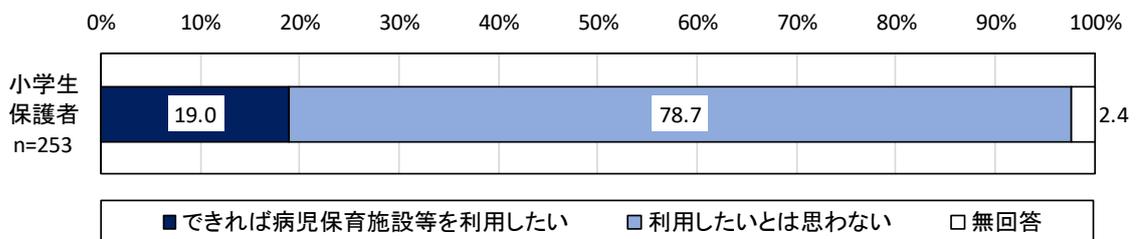
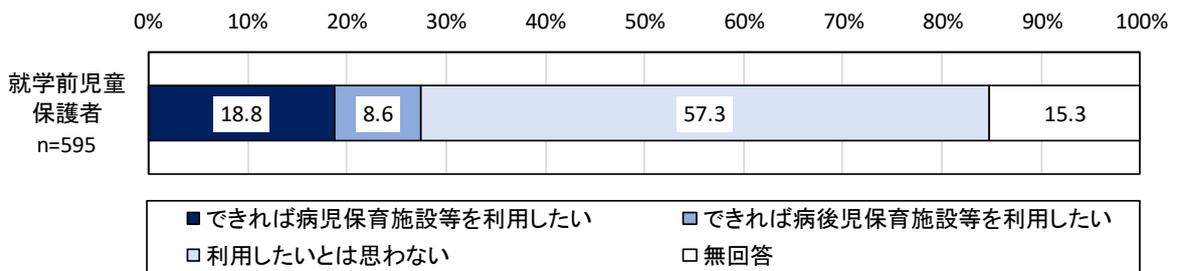
イ 通常の教育・保育の事業が利用できなかった、または学校を休んだ場合の対処方法

「母親が休んだ」は、就学前児童保護者が 79.4%、小学生保護者が 66.9%と、いずれも高い割合を示していることから、病気の際における母親の負担は大きいものと考えられます。

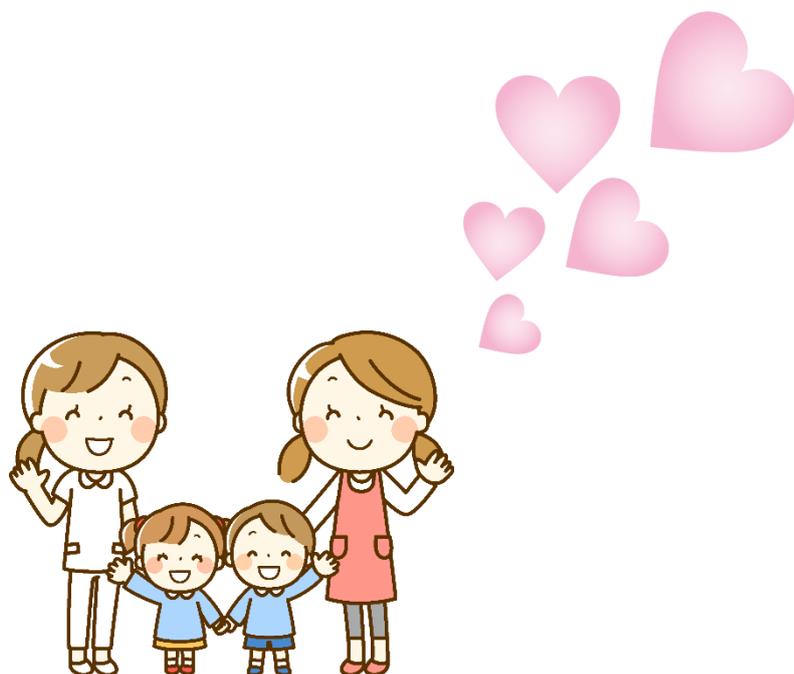


ウ 病児・病後児のための保育施設等の利用希望

利用希望があるという回答を見ると、就学前児童保護者では、「できれば病児保育施設等を利用したい」が18.8%、「できれば病後児保育施設等を利用したい」が8.6%となっています。また、小学生保護者では、「できれば病児保育施設等を利用したい」が19.0%となっています。共働き世帯の増加に伴い、病児・病後児保育施設等への需要も高まることが予測されます。



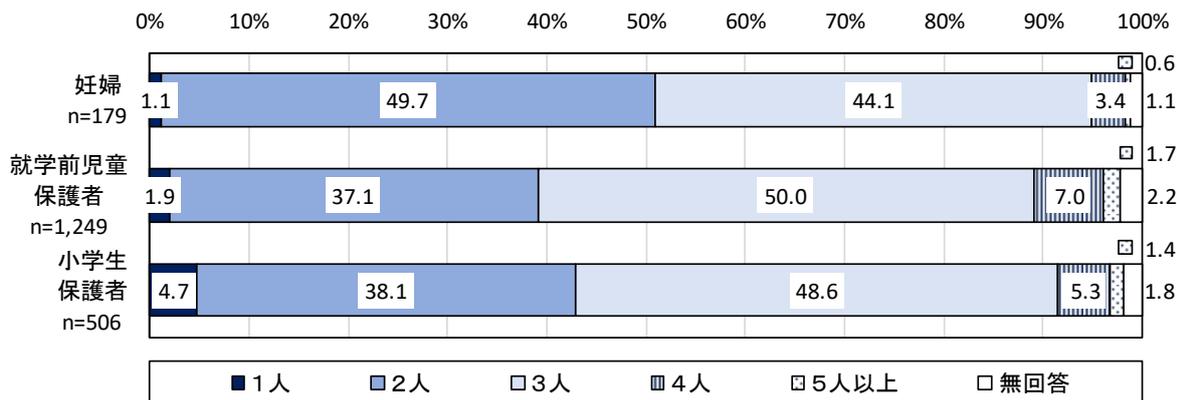
■ 利用対象者：病後児保育は就学前児童、病児保育は小学6年生まで



⑤少子化について 妊婦／就学前児童保護者／小学生保護者

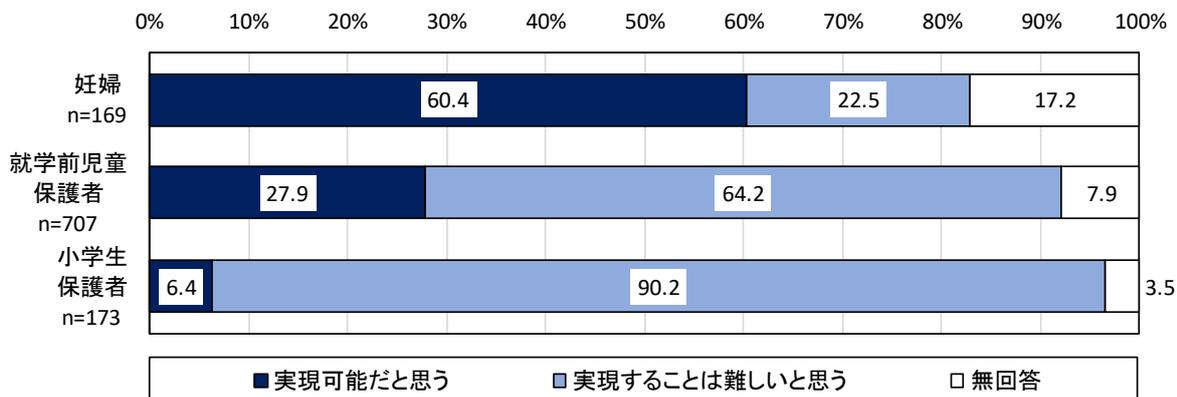
ア 理想とする子どもの人数

就学前児童保護者及び小学生保護者ともに、「3人」の割合が最も高く、就学前児童保護者が50.0%、小学生保護者が48.6%となっています。また、妊婦については、「2人」が49.7%と最も高く、次いで「3人」が44.1%となっています。



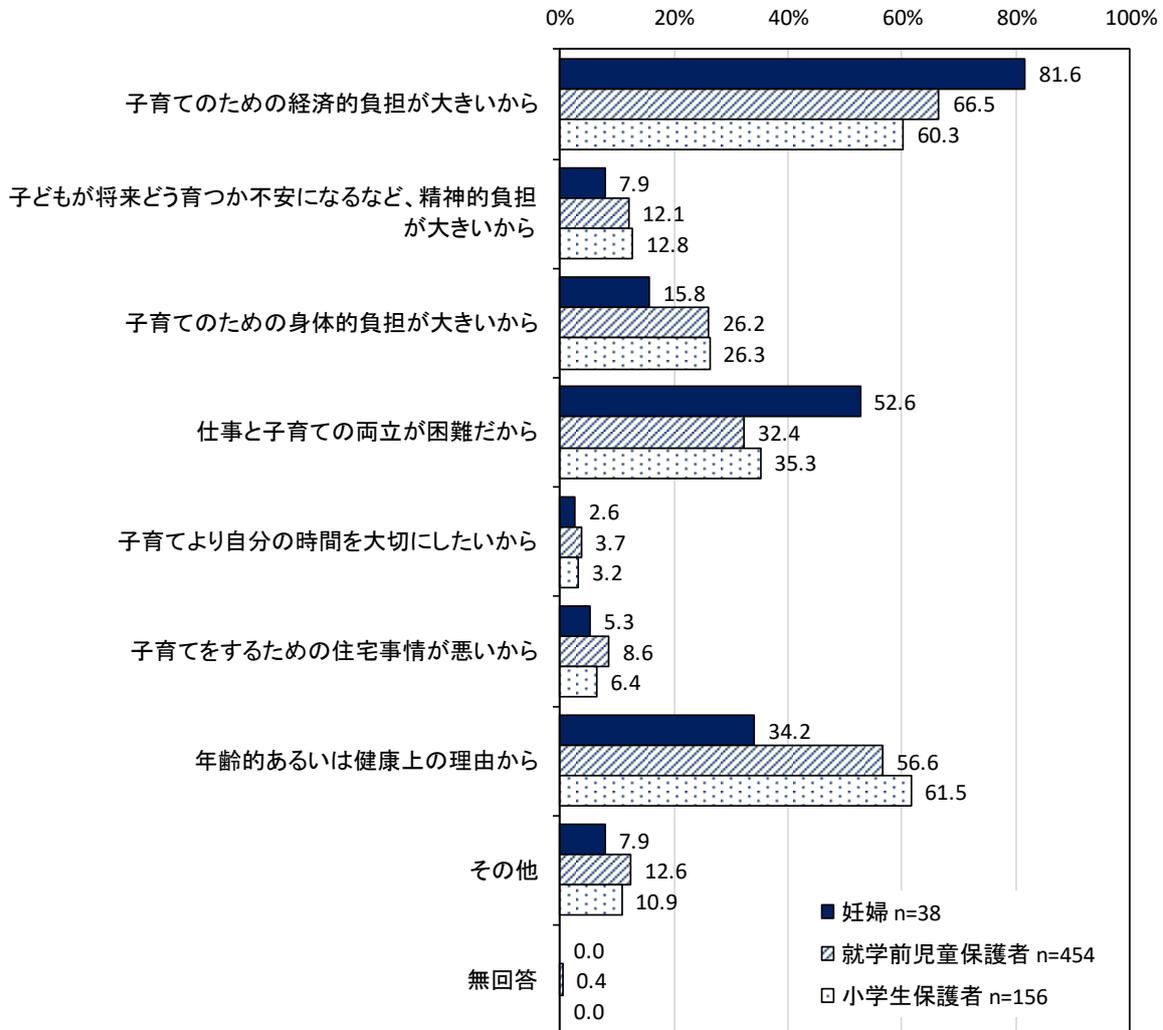
イ 理想とする子どもの人数は実現可能か

「実現可能だと思う」は、妊婦が60.4%、就学前児童保護者が27.9%、小学生保護者が6.4%となっています。



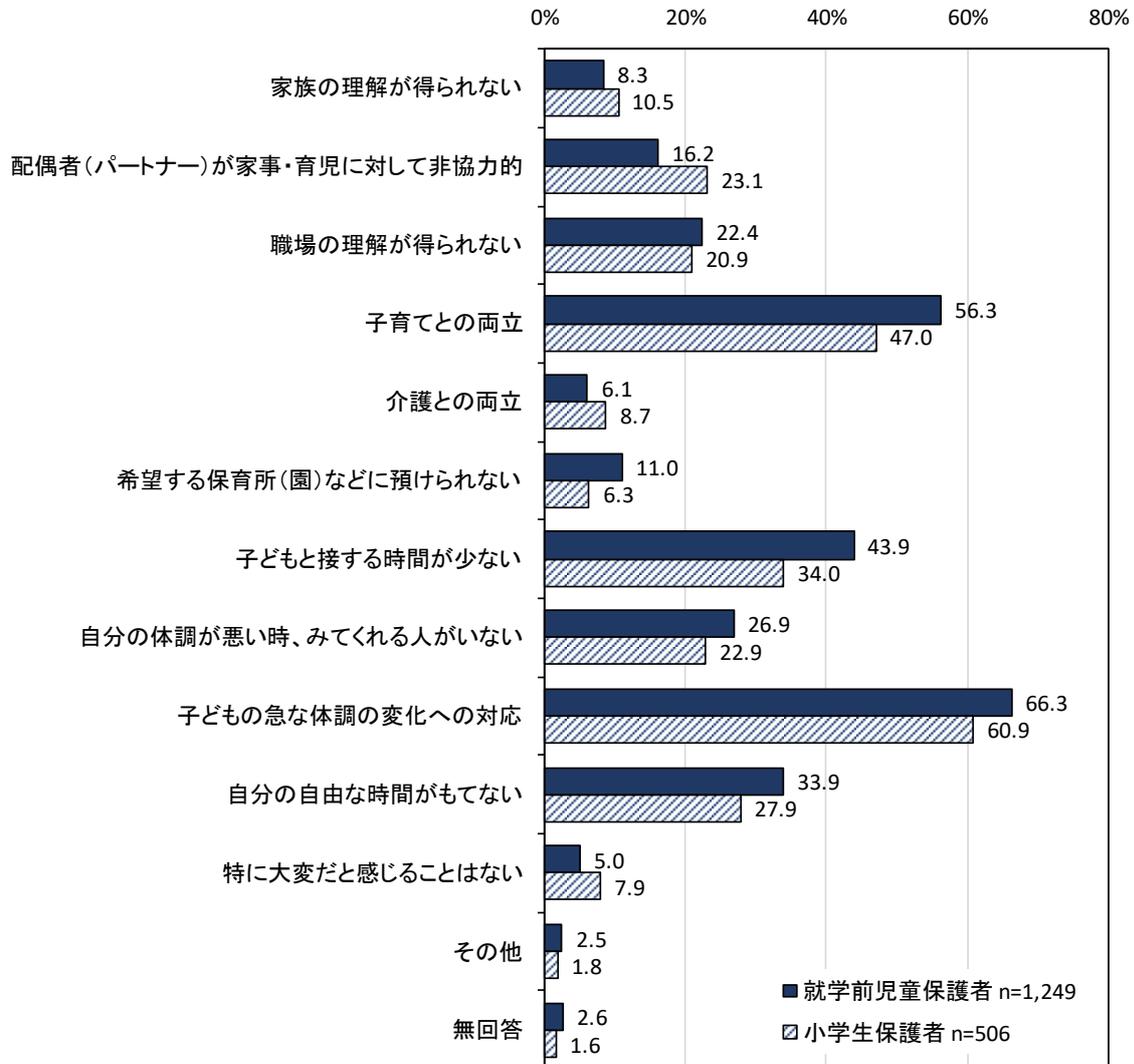
ウ 実現することは難しいと思う理由

実現することが難しいと思う理由は、「子育てのための経済的負担が大きいから」、「年齢的あるいは健康上の理由から」、「仕事と子育ての両立が困難だから」が上位に挙げられています。



⑥子育てと仕事について 就学前児童保護者／小学生保護者

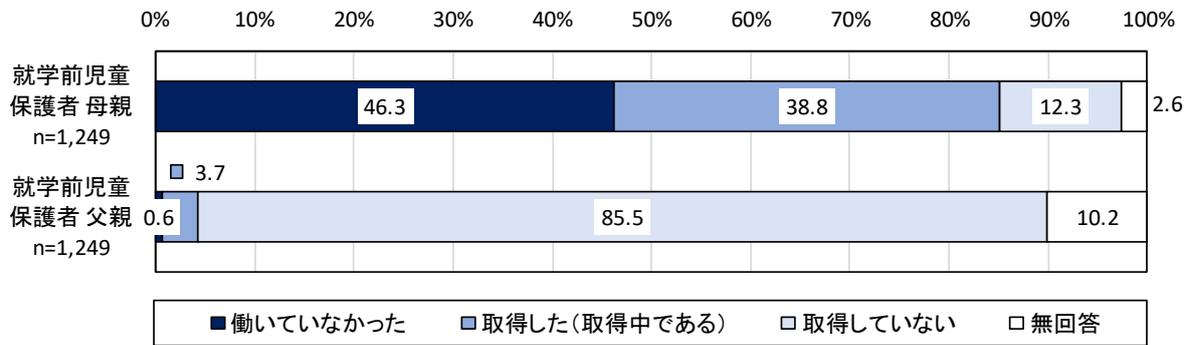
子育てと仕事を両立する上で大変だと感じることは、「子どもの急な体調の変化への対応」が、就学前児童保護者では66.3%、小学生保護者では60.9%と、いずれも6割を超え、高い割合となっています。その他には、「子育てとの両立」、「子どもと接する時間が少ない」、「自分の自由な時間がもてない」が上位に挙げられています。



⑦育児休業[※]について 就学前児童保護者

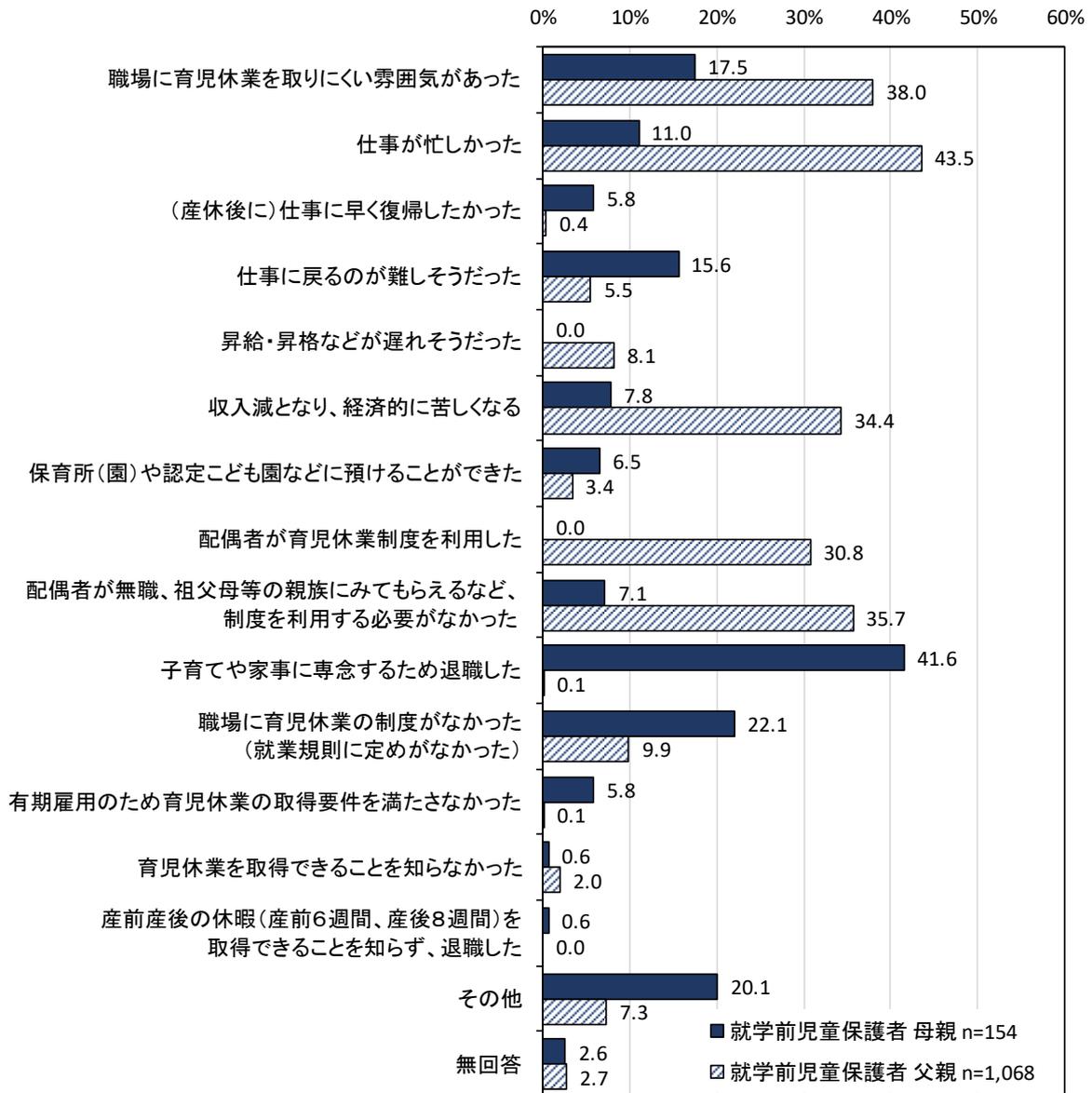
ア 育児休業の取得状況

「取得した（取得中である）」は、母親が38.8%、父親が3.7%と、依然として父親が育児休業を取得する割合は低くなっています。



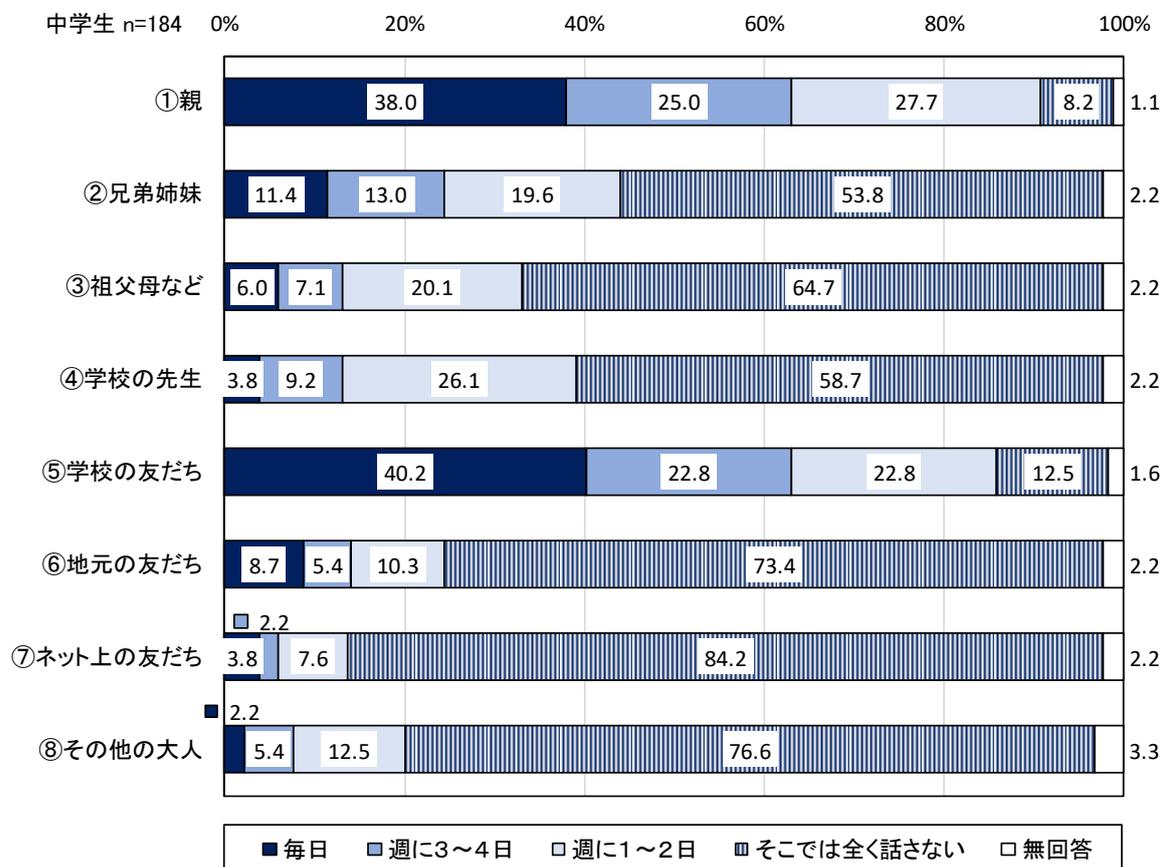
イ 育児休業を取得していない理由

母親は、「子育てや家事に専念するため退職した」が41.6%と最も高くなっている一方で、父親は、「仕事が忙しかった」が43.5%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が38.0%と、職場環境が影響していることがうかがえます。



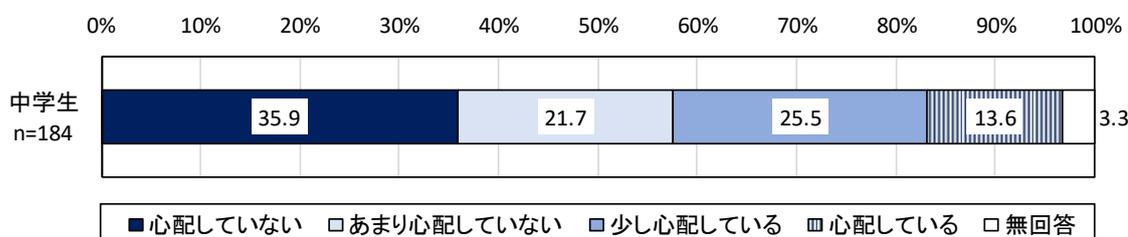
⑧困りごとや悩みごと、楽しいことや悲しいことを話す相手について 中学生

「毎日」、「週に3～4日」、「週に1～2日」の割合の合計値を見ると、『親』が90.7%、『学校の友だち』が85.8%と、他の項目と比べて高い割合となっています。



⑨いじめを受ける心配について 中学生

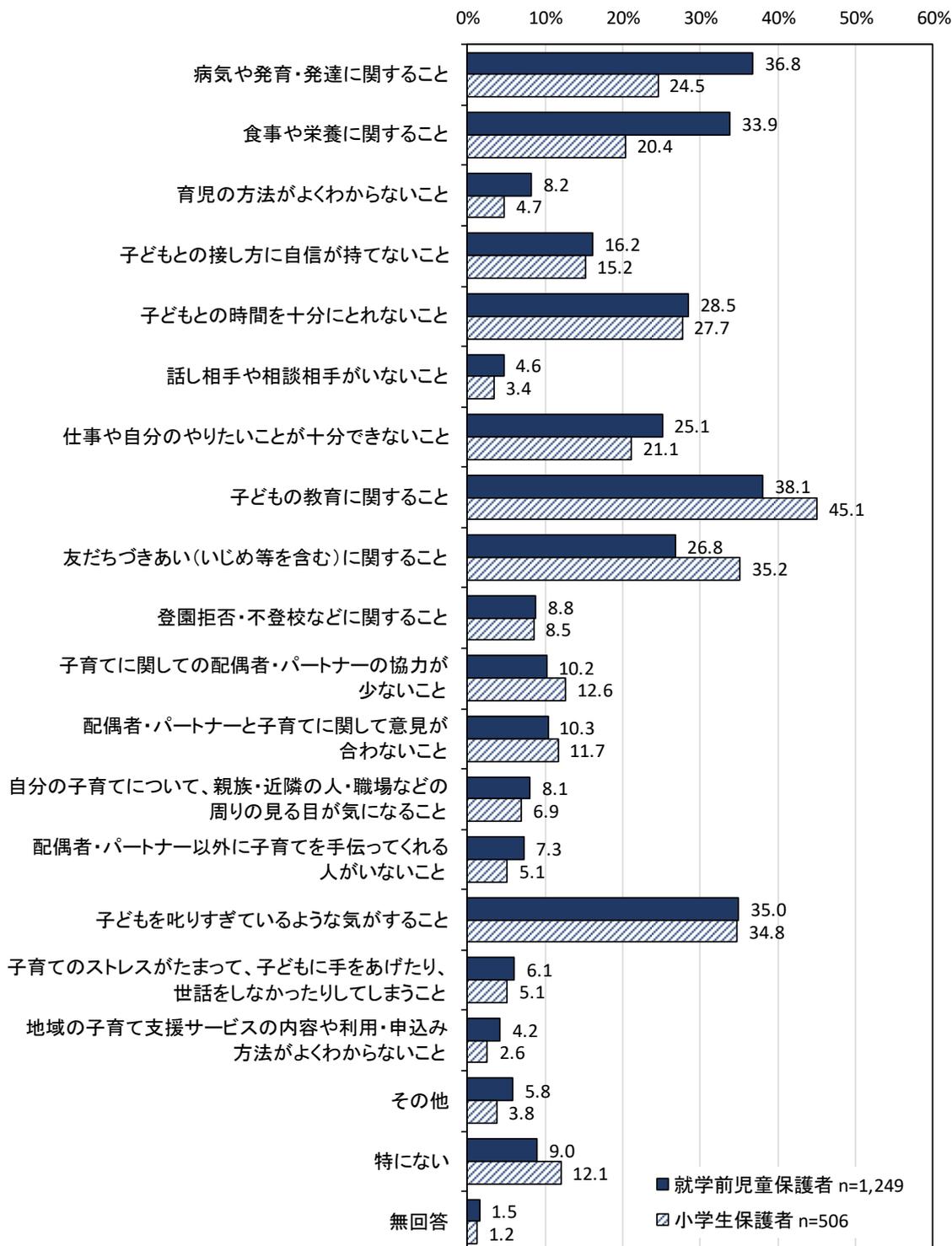
いじめを受けることに対して『心配している（「少し心配している」と「心配している」の合計値）』は39.1%と、約4割となっています。



⑩子育てに関して、日常悩んでいること、気になることについて

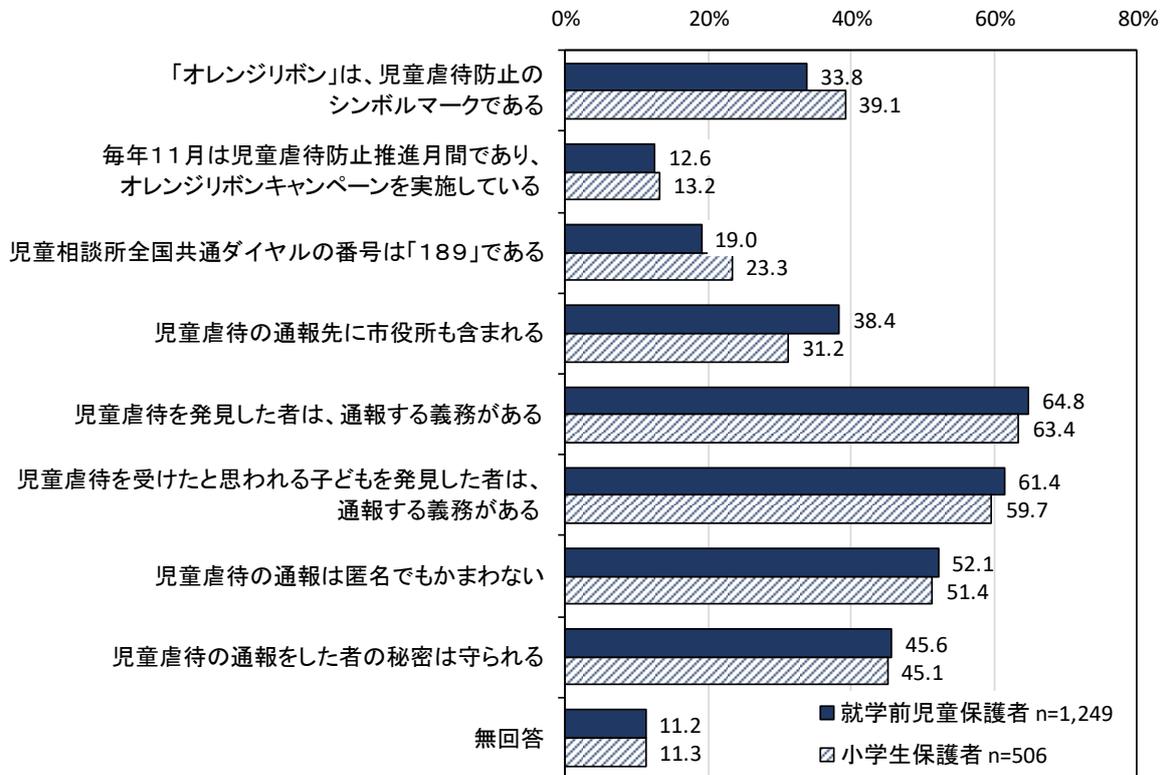
就学前児童保護者／小学生保護者

就学前児童保護者及び小学生保護者ともに、「子どもの教育に関すること」の割合が最も高く、就学前児童保護者が38.1%、小学生保護者が45.1%となっています。その他、「病気や発育・発達に関すること」、「食事や栄養に関すること」、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが上位に挙げられています。



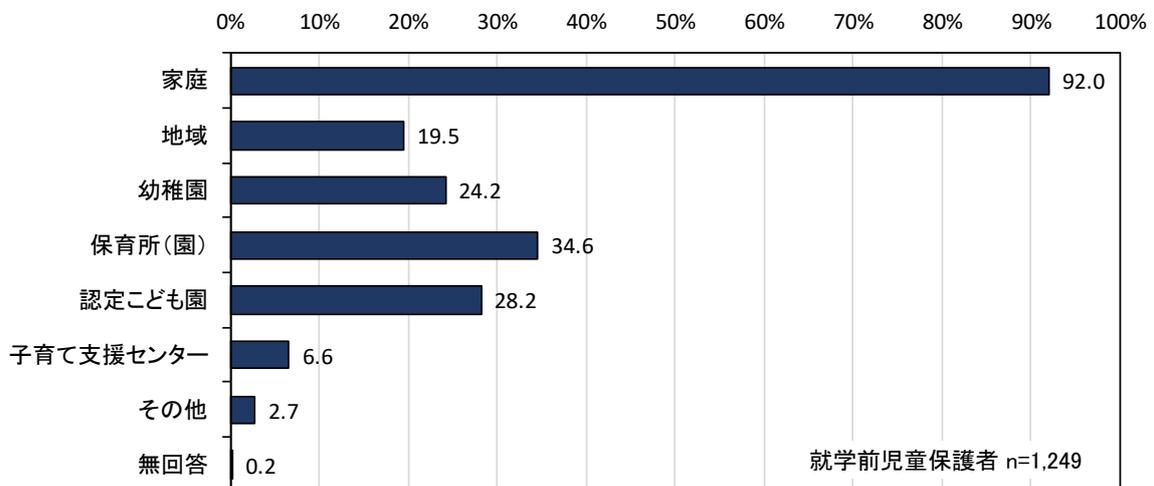
⑪子どもの虐待防止について 就学前児童保護者／小学生保護者

児童虐待について知っていることについては、「児童虐待を発見した者は、通報する義務がある」、「児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した者は、通報する義務がある」がともに6割程度となっています。



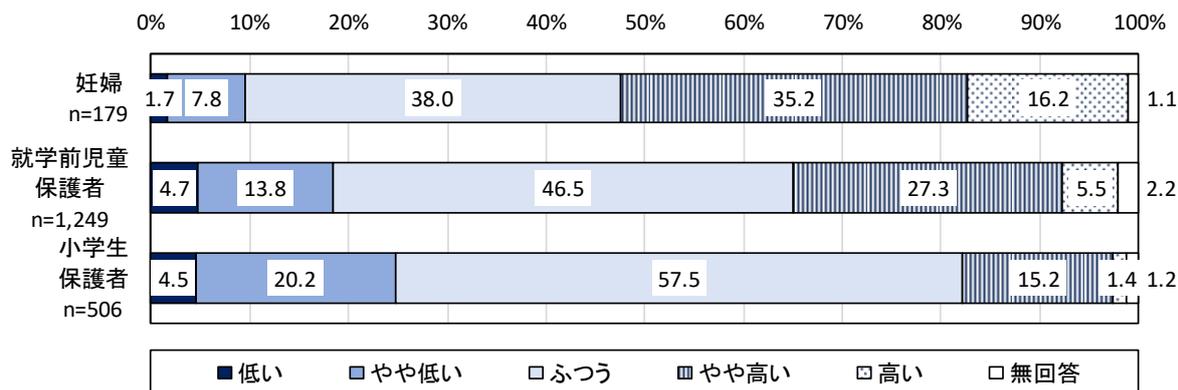
⑫子育てや教育に、特に影響すると思われる環境について 就学前児童保護者

「家庭」が92.0%で最も高く、次いで「保育所（園）」が34.6%、「認定こども園」が28.2%となっています。



⑬真岡市の子育て環境や支援への満足度について 妊婦／就学前児童保護者／小学生保護者

真岡市の子育て環境や支援への満足度について、『低い（「低い」と「やや低い」の合計値）』は、妊婦が9.5%、就学前児童保護者が18.5%、小学生保護者が24.7%と、お子さんの年齢があがるとともに『低い』の割合は増加していく傾向が見られます。また、『高い（「やや高い」と「高い」の合計値）』は、妊婦が51.4%、就学前児童保護者が32.8%、小学生保護者が16.6%と、妊婦では5割を超えています。



4. 計画の総括（三つ子の魂子育てプラン【平成27年度～令和元年度】）

※計画の名称は、今期より「真岡市子ども・子育て支援プラン」となります。

（1）施策の成果目標

指標名		H25年度 基準値	H30年度 実績値	H31年度 目標値	増減 実績値-目標値	
仕事と子育てが両立できている 子育て世帯の割合 ※1		43.3%	47.4%	65.0%	▲17.6%	
子育てに不安がある世帯の割合 ※1		46.4%	74.0%	40.0%	34.0%	
待機児童数 ※2		124人	5人	0人	5人	
ファミリー・サポート・センター	活動件数	308件	507件	450件	57件	
	会員数	依頼会員	156人	306人	300人	6人
		提供会員	45人	48人	70人	▲22人
		両方会員	2人	6人	3人	3人
児童虐待件数		22件	52件	11件	41件	
母子健康手帳※ 妊娠11週以下での妊娠届出率		93.7%	94.6%	95.0%	▲0.4%	
妊婦保健指導（妊婦の喫煙率）		5.1%	4.3%	3.0%	1.3%	
乳幼児健康診査受診率	4か月	98.0%	99.2%	98.5%	0.7%	
	9か月	97.5%	98.5%	98.0%	0.5%	
	1歳6か月	97.9%	97.8%	98.4%	▲0.6%	
	3歳児	95.8%	98.8%	96.8%	2.0%	
むし歯のない3歳児の割合		77.0%	87.9%	81.0%	6.9%	
乳児家庭全戸訪問事業訪問率		99.3%	100%	99.5%	0.5%	
思春期相談・教育体制及び食に対する学習機会 児童・生徒における痩身傾向児の割合		1.5%	1.5%	1.3%	0.2%	
児童・生徒における肥満傾向児の割合		11.6%	11.6%	10.0%	1.6%	
小児医療体制 かかりつけ医を持つ割合 ※1		77.4%	76.1%	82.5%	▲6.4%	

※1：市民意向調査結果による数値

※2：保育実施未到来児童を含む。

(2) 教育・保育施設※の指標

指標名		H25 年度 基準値	H30 年度 実績値	H31 年度 目標値	増減 目標値-実績値
(園) 保育所 数	公立	4 か所	4 か所	4 か所	0 か所
	私立	6 か所	6 か所	6 か所	0 か所
認定こども園数		1 か所	7 か所	10 か所	▲3 か所
幼稚園数		11 か所	5 か所	3 か所	2 か所

(3) 放課後児童クラブの指標

指標名	H25 年度 基準値	H30 年度 実績値	H31 年度 目標値	増減 目標値-実績値
施設数	17 か所	18 か所	18 か所	0 か所

(4) 児童福祉施設の指標

指標名	H25 年度 基準値	H30 年度 実績値	H31 年度 目標値	増減 目標値-実績値
子育て支援センター	2 か所	3 か所	3 か所	0 か所
子育てサロン	5 か所	1 か所	4 か所	▲3 か所
児童館	1 か所	1 か所	1 か所	0 か所

(5) 地域型保育施設の指標

指標名	H25 年度 基準値	H30 年度 実績値	H31 年度 目標値	増減 目標値-実績値
家庭的保育事業	—	0 か所	7 か所	▲7 か所
小規模保育事業	—	3 か所	3 か所	0 か所



第3章

計画の基本的な考え方



第3章 計画の基本的な考え方

1. 真岡市の現状と課題を踏まえての方向性

これまで見てきた現状と課題を踏まえ、基本理念の実現に向けた方向性を示しました。

現状と課題 1	妊娠・出産に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ●市民の少子化対策に対する意識は高いものの、未婚率の増加及び晩婚化の影響等により、過去5年の出生数は600人台で推移しています。 ●理想とする子どもの人数は3人と回答した方が最も多く、子育てにかかる経済的負担や仕事と子育ての両立が困難等の理由により、実現することは難しいと考えている方も多い状況です。 	
方向性	<p>地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担感等を和らげることを通じて、親としての成長を支援し、子どもを産み育てることに喜びや生きがいを感じることができるよう支援していく必要があります。</p> <p>安心して子どもを産み、「もおかつ子」の健やかな育ちを支援するため、社会全体で協働しながら、子育てしやすい環境づくりを推進します。</p>
現状と課題 2	育児と仕事に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ●女性就業率は増加傾向で推移し、共働き世帯の増加に伴い、子育てと仕事の両立に困難を抱える家庭も増加していると予測されます。 ●子育てと仕事の両立支援の一環である病児・病後児保育施設等を利用したい割合は、就学前児童保護者で約3割、小学生保護者で約2割となっています。 ●男性が育児に参加する時間は少なく、家庭生活における男女共同参画の意識啓発や、働き方改革など、男性の育児参加を促進するための取組が必要です。 	
方向性	<p>多様化する家庭環境によるニーズに対応するため、すべての子どもと家庭に寄り添った相談機能の強化を図るとともに、それぞれの家庭環境に応じた、きめ細やかな支援を行います。</p> <p>また、ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠であることから、企業への働きかけや情報提供を通じて、職場環境の整備を促進していくとともに、家庭生活における男女共同参画意識を啓発します。</p>
現状と課題 3	多様化する子どもたちの状況、支援に関すること
<ul style="list-style-type: none"> ●約4割の生徒がいじめを受けることに対して心配している状況です。 ●家庭児童相談及び児童虐待認知件数は増加傾向で推移しています。 ●共働き世帯の増加や核家族化の進展などを背景に、子育てに関わる時間や祖父母等の親族と過ごす時間も減少し、子育ての場である家庭での養育力(子育て力)が低下しているといわれています。 ●障害、疾病、虐待、貧困、外国籍の家庭など、各家庭により状況は様々であることを認識した上で、すべての子どもや家庭を対象とした総合的な支援の展開が必要です。 	
方向性	<p>子どもたちは、未来を築く大切な存在です。子どもたちの成長には、「育てる＝家庭教育」、「教える＝学校教育」の二つの車輪が、子どもたちの成長とともに、前へと進めていくことが大切です。家庭・家族だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、みんなで子どもたちの「生きる力」、「豊かな心」を育むことができるまちづくりを推進します。</p>

2. 基本理念の実現に向けた基本施策

現状と課題を踏まえ、基本理念である「未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち」を実現するため、9つの基本施策を掲げ、子育て支援施策を展開していきます。

<基本理念>

未来を築く元気な『もおかつ子』を育てるまち

次世代育成支援対策行動計画

- 基本施策1 生活・地域における子育て支援
- 基本施策2 母子保健医療体制の充実
- 基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実
- 基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備
- 基本施策5 家庭生活と職業生活の両立の推進
- 基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援
- 基本施策7 結婚に向けた支援

子ども・子育て支援事業計画

- 基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

子どもの貧困対策推進計画

- 基本施策9 子どもの貧困対策の推進

3. 施策の体系

基本理念	基本施策	具体的施策
未来を築く元気な「もおかつ子」を育てるまち	基本施策1 生活・地域における子育て支援	1 「もおかつ子」の普及活動 2 子育てにおける相談・情報提供の充実 3 子育て支援ネットワークの強化 4 子育てに関わる経済的負担の軽減 5 子どもの健全育成
	基本施策2 母子保健医療体制の充実	1 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実 2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実 3 食育の推進 4 小児医療体制の充実 5 不妊に対する支援の充実
	基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実	1 家庭教育の充実 2 未就学児教育の充実 3 学校教育の充実 4 地域活動・交流の推進 5 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備	1 良質な居住環境の確保 2 安心して外出できる環境の整備 3 子どもたちの安全の確保 4 子どもの遊び場の整備
	基本施策5 家庭生活と職業生活の両立の推進	1 家庭生活における男女共同参画の推進 2 子育てと仕事の両立支援の推進
	基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援	1 児童虐待防止対策の強化 2 障がい児施策の推進 3 ひとり親家庭等の自立支援 4 外国籍の子ども・家庭への支援
	基本施策7 結婚に向けた支援	1 出会いに向けた支援 2 結婚相談員への活動支援
	基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保	1 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方 2 教育・保育事業の量の見込み ・保育所（園）、認定こども園、幼稚園（1号～3号） 3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み ・利用者支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・妊産婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業 ・子育て短期支援事業 ・ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業） ・一時預かり事業 ・延長保育事業 ・病児保育事業 ・放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業） ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 4 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制
	基本施策9 子どもの貧困対策の推進	子どもの貧困対策の推進 【子どもの貧困対策推進計画】



第4章

次世代育成支援対策行動計画



第4章 次世代育成支援対策行動計画

基本施策1 生活・地域における子育て支援

1. 「もおかつ子」の普及活動

子どもたちは、親や家族、地域の人、成長過程において出会う人たちなど、多くの人に見守られ、関わりながら日々、成長していきます。そこで得た知識や経験は子どもたちをさらに大きく成長させます。

すべての子どもが地域への愛着と誇りを持ち、健やかに成長できるようにと願いを込めた「もおかつ子」を、家庭・地域・行政・関係機関等が一体となり発信及び展開し、未来を担う「もおかつ子」の普及活動に努めます。

事業名／事業内容			担当課
<「もおかつ子」の普及活動>			こども家庭課
広報、啓発活動や、地域における自主的取組の全市展開を図ります。			
指標	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)	
「もおかつ子」と聞いたことがある割合	—	50.0%	
<真岡っ子をみんなで育てよう事業>			生涯学習課
実行委員会として主に真岡市青少年健全育成連絡協議会が企画運営を行い、青少年が心豊かに成長する大切な時期に、人として大切なことや生きる力について親子で学べる機会をつくるため、公演会、フォーラムを開催しています。単位育成会事業をいちごテレビや広報もおかで取材し広く周知し、子ども会育成会の活性化を推進しています。 ※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。			



2. 子育てにおける相談・情報提供の充実

近年、少子化や核家族化が進み、共働き世帯も増加する中、地域では人と人とのつながりが希薄化するなど、子育て機能の低下が指摘されています。子育て家庭においては、身近に相談できる人がいないなど、孤立感や育児不安を抱える場合があります。

子育て家庭における孤立感や不安を軽減するため、気軽に相談することができ、適切なアドバイスを受けられる場所や、保護者同士の情報交換等ができる環境が必要になります。様々な媒体を活用した情報提供の充実を図るとともに、安心して気軽に相談できる体制づくりの充実に努めます。

■子ども・子育て支援事業ニーズ調査の指標

指標	現状 (H25 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
子育てに関する情報が入手できている割合 (「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値)	就学前児童	就学前児童	67.0%
	—	62.1%	
	小学生	小学生	61.0%
	—	55.8%	

※H30 年度調査:就学前児童 問 52、小学生 問 44

事業名／事業内容	担当課						
<p><子育て世代包括支援センター></p> <p>妊娠から子育ての不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター※（保健師、助産師等）がサポートします。</p>	こども家庭課						
<p><子ども家庭総合支援拠点の整備></p> <p>子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th>指標</th> <th>現状 (H30 年度)</th> <th>目標値 (R6 年度)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>子ども家庭総合支援拠点の設置</td> <td>—</td> <td>設置 (令和 3 年度)</td> </tr> </tbody> </table>	指標	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)	子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置 (令和 3 年度)	こども家庭課
指標	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)					
子ども家庭総合支援拠点の設置	—	設置 (令和 3 年度)					

事業名／事業内容	担当課
<p><第一・第二子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）></p>	<p>こども家庭課</p>
<p>乳幼児のいる子育て中の親子、親同士、子ども同士の交流や育児相談、子育て情報提供等を行います。</p> 	
<p><障がい児者相談支援センター></p>	<p>社会福祉課</p>
<p>相談支援専門員が、障がいのある方やそのご家族などから様々な相談をお聞きし、一人ひとりにあった支援を一緒に考えます。</p>	
<p><生活困窮者自立相談支援センター></p>	<p>社会福祉課</p>
<p>収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、経済的に困窮している方の相談を受け、どのような支援が必要か一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	
<p><エンゼル広場></p>	<p>保育課</p>
<p>親子で保育施設に来所し、在園児と楽しく遊び、保護者同士の交流を図ることができます。また、育児に関する悩みを相談するなどの豊かな子育て支援を行います。</p>	
<p><もしもしテレフォン相談室></p>	<p>保育課</p>
<p>保育士が子育てや育児に関する悩みや相談事を、電話で助言・指導します。</p>	
<p><もおか健康相談24></p>	<p>国保年金課</p>
<p>急な病気やけがに役立つ情報を24時間年中無休で医師や保健師等が内容に応じて指導助言する、電話相談「もおか健康相談24」の周知を図ります。</p>	
<p><まちなか保健室ほっとステーション></p>	<p>健康増進課</p>
<p>訪れた人が気軽に健康チェックをしたり、保健師・看護師・助産師による健康相談を受けられるとともに、お茶などを飲みながら、訪れた人同士が交流できる場所を提供します。</p>	
<p><マタニティ・子育て相談会の開催></p>	<p>こども家庭課</p>
<p>妊婦、乳幼児を対象に、保健師・助産師・栄養士等を配置し、健康管理や栄養、育児の悩みなどの相談会を行います。</p> 	

事業名／事業内容	担当課
<p><子育てモバイルサイトの充実></p>	
<p>『わくわく子育てナビ』は妊娠、出産、育児に関わる住民の方をサポートするため、予防接種スケジュール管理、乳幼児健康診査、各種教室、離乳食などの子育て情報を提供します。また、当サイトは10か国語に対応しており、外国籍の保護者に対しても円滑な情報提供を図ります。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><もおか子育てガイドブックの充実></p>	
<p>妊娠期から義務教育までのお子さんをもつご家庭にお役に立つ多くの情報を掲載します。こども家庭課、市民課、二宮支所、第一・第二子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センターにて配布するほか、ホームページにも掲載します。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><ファミサポだよりの配布></p>	
<p>公共施設、医療機関、保育所（園）、認定こども園、幼稚園の子育て支援施設等がひと目でわかるよう掲載し、毎年情報を更新し、最新の情報提供に努めます。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><祖父母リーフレットの配布></p>	
<p>祖父母世代と子育て世代が協力して子育てができるように、祖父母世代向けに今の子育て、昔の子育ての違いに関する情報を掲載したリーフレットを配布します。</p>	<p>こども家庭課</p>



3. 子育て支援ネットワークの強化

多様化する子育てに関する問題に対応するため、子どもや子育て家庭の置かれている状況に応じたきめ細やかな支援を行っていく必要があります。

本市では、市役所北側に建設を予定している子育て支援拠点を子どもと一緒に遊べるだけでなく、子育て世代の交流と子育ての相談ができる場所として整備し、より一層、子どもや子育て家庭に対するきめ細やかな支援に努めます。

一方で、子育て家庭のライフスタイルや価値観も多様化する中、公的な取組だけでなく、市民の自主的な子育て支援活動により地域全体として、子育て支援のネットワークの形成に努め、地域の人々の参加と協力のもとに地域をあげた子どもの育成環境が求められています。子育て支援に関わる関係団体等と連携し、地域における子どもたちの健やかな成長を支援する育成環境の充実を図ります。

事業名／事業内容	担当課
<「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備> 市役所新庁舎北側に「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」複合交流拠点として、図書館や屋内子ども広場、子育て支援センター等の複合施設の建設を計画しています。	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課
<地域子育てサロン事業> 地域の子育て支援体制の充実を図るため、子育てに関する相談指導や親子の交流、地域の子育て関連情報の提供などを行います。	こども家庭課
<こども食堂参入者への連携支援> ひとりで過ごすことが多い子どもの居場所、学校の勉強についていけない子どものための学習支援の場、歯磨きなどの習慣がない子どもたちに歯磨きの習慣を伝える場など、食をとおした子どもの居場所を提供する様々な支援者と連携し、支援します。	真岡市社会福祉協議会
<フードバンク参入者への連携支援> 賞味期限内で十分に食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を寄贈してもらい、食に困っている人や福祉施設等に無償で提供する様々な支援者と連携し、支援します。	真岡市社会福祉協議会

4. 子育てに関わる経済的負担の軽減

経済情勢が依然として厳しい中、子育てに係る経済的負担が増大し、子育て家庭が抱える不安や負担の中には、経済的負担を挙げる家庭が少なくありません。

これまで、児童手当の支給やこども医療費の助成、本市の独自事業である出産準備手当（マタニティ手当）や赤ちゃん誕生祝金の支給などに取り組んできましたが、今後も、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、家庭状況に応じた経済的支援の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<児童手当>	こども家庭課
中学校卒業までの児童を養育している保護者へ児童手当を支給します。	
<児童扶養手当>	こども家庭課
父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	
<出産準備手当（マタニティ手当）>	こども家庭課
市民だれもが安心して子どもを産み育てる環境を整備し、少子化対策及び子育て支援の一翼を担うことを目的に、胎児1人につき3万円を支給します。	
<赤ちゃん誕生祝金>	こども家庭課
市民だれもが安心して子どもを産み育てる環境を整備し、少子化対策及び子育て支援に寄与することを目的に、第1子及び第2子がともに3万、第3子以降は5万円の祝金を支給します。	
<乳児紙おむつ購入助成券支給事業>	こども家庭課
新しい市民の出生を祝福し、市民だれもが安心して子どもを産み育てることができる環境を整備し、少子化対策及び子育て生活支援を図ることを目的に、乳児紙おむつ購入助成券を支給します。	
<妊産婦医療費の助成>	こども家庭課
妊産婦の病気の早期発見と治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、母子健康手帳の交付を受けた月の初日から出産（流産）した月の翌月の末日まで、保険診療が適用された医療費の自己負担分を助成します。	
<こども医療費の助成>	こども家庭課
こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、真岡市内在住の中学校3年生までの子どもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	
<養育医療費の助成>	こども家庭課
赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。	

事業名／事業内容	担当課
<妊産婦健康診査費用助成の拡充>	こども家庭課
母親が健康で子育てが行えるように妊娠期から産後の健康管理のために、妊婦健康診査費用 14 回及び、産後 2 週間健康診査と産後 1 か月健康診査費用を助成します。	
<新生児聴覚検査費助成事業>	こども家庭課
先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費を助成します。	
<ファミリー・サポート・センター利用料助成>	こども家庭課
ファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合（同一世帯の子どもを複数預かる場合は、2人目から半額）に、その利用料1時間あたり200円（利用料が半額の場合は100円）を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	
<幼児教育・保育無償化の制度>	保育課
<p>保育所（園）、認定こども園、幼稚園に通う3歳から5歳までの子どもの利用料（保育料）が無償となります。</p> <p>また、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもの利用料（保育料）が無償となります。</p>	
<保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度>	保育課
<p>保育所（園）及び認定こども園に在園している、年収360万円未満の世帯の子どもの副食費を免除します。</p> <p>また、年収360万円以上の世帯で、1号認定は小学3年生から、2号認定は未就学児から数えた場合の第3子以降の子どもの副食費を免除します。</p> <p>さらに、18歳未満から数えた場合の第3子以降の子どもの副食費についても、月額4,500円を上限として補助します。</p>	
<国民年金保険料の産前産後期間の免除制度>	国保年金課
平成31年4月から、国民年金第1号被保険者（自営業者など）が出産を行った際に、出産前後の一定期間の国民年金保険料を免除する制度です。	
<奨学金制度>	学校教育課
経済的理由により入学・修学が困難な優秀な生徒・学生に学資等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的として、入学資金・修学資金を無利子で貸付します。	
<就労者定住促進奨学金返還支援事業>	学校教育課
奨学金を受けて大学等に進学した方が、卒業後に真岡市に住所を置き、就職した場合、返済された奨学金の一部を補助する事業で、大学卒業後の働く世代が真岡市へ移住・定住することを促進します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業></p> <p>若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、新築住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、取得した住宅に係る固定資産税相当額の一部を補助します。</p>	建設課
<p><幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金></p> <p>保護者の負担を軽減するため、6歳未満の乳幼児がいる家庭に対し、チャイルドシート等購入補助を実施しています。</p>	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課
<p><空き家バンクリフォーム補助></p> <p>中学生以下の子どもがいる世帯が、空き家バンクにより取得等した住宅をリフォームする場合、子ども一人につき10万円をリフォーム補助金に加算して助成します。</p>	建設課
<p><住宅ローンの金利優遇></p> <p>真岡市と住宅金融支援機構の連携により、「真岡市若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業」または「空き家バンクリフォーム補助」の対象者が住宅ローン（フラット35／子育て支援型）を利用する場合、金利が引き下げられます。</p>	建設課



5. 子どもの健全育成

少子化や核家族化が進行し、地域などで子ども同士が集団で行動する場面が減少することにより、様々な体験の機会が失われ、子どもの社会性の発達と規範意識の形成に大きな影響があると考えられています。

子どもが放課後や週末などに自由に遊べ、自主的に参加し、安全に過ごすことのできる活動の場の確保が重要な課題になっています。心豊かな人間性や生きる力を身に付けられるように、地域住民や公民館などの協力によって、自然環境や歴史・文化を生かし、さまざまな体験ができる活動の場の提供を推進します。

また、共働きやひとり親家庭の増加により、保護者が昼間家庭にいない子どもが増加しています。子どもたちが安心して過ごせる居場所として、「放課後こども総合プラン」に基づいた放課後児童クラブや放課後子ども教室*の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<p><青少年健全育成連絡協議会運営支援></p> <p>「青少年が心豊かにたくましく育つ都市」宣言を推進するため、子どもの健全育成に地域社会が果たす役割の重要性に鑑み、家庭をはじめ地域や学校など各関係機関が連携し、地域の大人が協力し合える環境づくりを目指し、小学校区青少年健全育成連絡会など各団体活動の活性化や連絡調整を図るとともに、真岡っ子をみんなで育てよう事業を展開しています。</p> <p>また、子ども110番の家の周知徹底を図り育成環境の整備をしています。</p> <p>※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。</p>	生涯学習課
<p><新・放課後子ども総合プランの推進></p> <p>放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備の推進、全ての児童の安全・安心な居場所の確保を図ります。</p>	保育課 生涯学習課
<p><放課後子ども教室の充実></p> <p>地域、学校、関係課などが連携・協働し、放課後の時間を活用した子どもたちの地域における多様な体験・遊びの機会の充実に努めます。また、新たな放課後の居場所づくりについてニーズなど調査研究し、市の総合的な児童の放課後対策について関係各課と定期的に協議を行い、計画的な整備を図ります。</p>	生涯学習課

事業名／事業内容		担当課
<放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進>		生涯学習課 保育課
関係機関と連携して、放課後子ども教室の一体的な整備を図るため、定期的な打ち合わせの機会を設けます。		
指標	現状 (H30年度)	
一体型の放課後子ども教室整備	2か所	3か所
<放課後子ども教室における余裕教室の活用に向けた具体的方策>		生涯学習課
余裕教室の活用状況等について学校と定期的に協議を行い、活用を図ります。		
<放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応>		保育課
障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童の受け入れを行うために、放課後児童支援員が、積極的に研修会に参加できる環境を整え、障がいのある児童など特別な配慮を必要とする児童について、受け入れに努めます。		
<放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組>		保育課
利用者や地域のニーズ等を踏まえ、放課後児童クラブの開所時間の延長について、利用者の意見を参考に検討していきます。		
<放課後児童クラブの役割を向上させるための方策>		保育課
放課後児童クラブについて、子どもたちの安全・安心な居場所となることはもとより、学習やスポーツ、文化活動など、多様な体験、活動を通じて、子どもたちが伸びやかに成長することができるよう、内容の充実に努めます。		
<放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策>		保育課
放課後児童クラブにおける育成支援や活動内容について、ホームページなどを通じて、利用者や地域住民に対し広く周知を図ります。		



基本施策2 母子保健医療体制の充実

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

妊娠期から子育て期を通じて母子の健康が確保できるよう、保健指導、健康診査や相談・各種健康教室等の充実を図ります。さらに、育児不安などの軽減を目的として、妊娠期から子育て期の子育て支援について、子育て世代包括支援センターを充実し、母子保健サービスの提供に努めます。

また、地域の中で安心して子どもを産み、育てられるよう、関係機関との連携を強化し、切れ目のない支援体制を構築していきます。

事業名／事業内容	担当課
<子育て世代包括支援センター>【再掲】	こども家庭課
妊娠から子育ての不安や悩み等の相談を受け、安心して妊娠・出産・子育てができるよう、母子保健コーディネーター（保健師、助産師等）がサポートします。	
<母子健康手帳の交付>	こども家庭課
妊娠期の健やかな経過と安全な出産ができるよう、また、出産後、子どもが健やかに成長できるよう、母子健康手帳を交付し、活用を促します。	
<妊娠保健指導の実施>	こども家庭課
子どもを安心して産み、育てることができるよう、医療機関との連携を図り、全妊婦に対し保健指導を実施し、特に特定妊婦・要支援妊婦へは、早期に介入し訪問・電話等による指導・支援の強化を図ります。	
<産後ケアの充実>	こども家庭課
退院直後の母子に対して、心身のケアや育児サポート等を宿泊型、デイサービス型、アウトリーチ型（訪問型）の方法により、心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができるよう支援します。	
<産前・産後サポート事業>	こども家庭課
妊娠・出産・子育てに関する悩み等を子育て経験者や助産師等による訪問型やデイサービス型の相談支援を行います。	
<産後ヘルパー事業>	こども家庭課
産後の育児不安や負担を軽減するために、家事援助のヘルパーを派遣し、育児支援をします。	
<こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）>	こども家庭課
生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供を行います。また、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービスの提供につなぐことにより、子どもの健やかな成長を支援します。	

事業名／事業内容	担当課
<低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）>	こども家庭課
新生児・低体重児や未熟児等の健康を守るため、助産師や保健師による家庭訪問を行い、日常生活全般における相談等支援を行います。	
<乳幼児健診の充実>	こども家庭課
疾病や異常の早期発見及び適切な指導のほか、保護者が子どもの発育・発達状況を確認でき、安心して子育てができるよう、乳幼児健診の充実を図るとともに、乳幼児健診の周知や啓発を行い、受診率の向上を目指します。	
<新生児聴覚検査費助成事業>	こども家庭課
先天性聴覚障害の早期発見・早期療育等の促進を図るため、新生児聴覚検査費を助成します。	
<3歳児視覚検査の実施>	こども家庭課
3歳児健康診査の視力検査において、適正なスクリーニングを行い、視覚の異常を早期発見・早期治療につなげ、弱視などの視覚障害の予防に努めます。	
<産後うつ病[*]等の早期発見・対応>	こども家庭課
医療機関と連携を図り、産後2週間・1か月健診時に、エジンバラ産後うつ病に関する質問票を活用して、産後うつ病を早期に発見し、育児不安の軽減を図ります。	



2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実を図り、性に関する科学的な知識の普及や発達段階に応じた適切な教育が大切です。教育関係者や保護者等と連携し、学校における教育と連動した普及啓発を行っていく必要があります。

また、喫煙や薬物等に関する教育や、10代の自殺、不健康やせ等の思春期における課題の重要性を認識し、児童生徒の問題行動の未然防止に取り組むとともに、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重し、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築するなど適切な行動をとることができるよう児童生徒の心のケアのための相談体制の充実を図ります。

■子ども・子育て支援事業二一ズ調査の指標

指標	現状 (H25年度)	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)
いじめに対して心配している割合 (「少し心配している」と「心配している」の合計値)	中学生 —	中学生 39.1%	30.0%

※H30年度調査:中学生 問30

事業名／事業内容	担当課
<喫煙や薬物等に関する教育> 学校では、保健体育や学級活動を通して、児童・生徒に喫煙や薬物等に対する正しい知識を深めています。	学校教育課
<思春期教室の開催> 市内中学生を対象に、命の誕生・男女交際・妊娠・出産・性感染症などについての正しい理解を深めるため、思春期教室を開催するとともに、指導にあたる人材の質の向上に努めます。	学校教育課 こども家庭課
<教育相談> 思春期の子どもとその保護者に親の学習機会の提供と支援体制の整備を図るとともに、小・中学校で教育相談を行います。	学校教育課
<スクールソーシャルワーカー*の配置> 不登校など、児童生徒が抱える問題の解決のため、家庭訪問等の支援を実施する、スクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談体制の充実を図ります。	学校教育課
<スクールカウンセラー*の配置> 児童生徒の悩みや相談に関して、専門的な知識・経験を有するスクールカウンセラーを配置し、専門的なカウンセリングを行います。	学校教育課
<心の教室相談員の配置> 生徒、保護者、教職員が悩み等を気軽に話せるように心の教室相談員を配置しています。	学校教育課
<学校支援相談員の配置> 小学校を対象に学校支援相談員を配置し、心の教育の充実を図ります。	学校教育課

事業名／事業内容	担当課
<p>＜適応指導教室＞</p>	<p>学校教育課</p>
<p>何らかの心的理由で「学校に行けない・学校に行かない子どもたち」に、相談や体験活動等を通して援助・支援をし、自立心や社会性を育み、将来の社会的自立を図ります。</p>	



3. 食育の推進

子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育てていく基礎となります。

しかし、食生活を取り巻く社会環境等の変化から、朝食欠食などの食習慣の乱れや、思春期やせに見られるような心と体の健康問題が生じています。

このことから、乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を進めるとともに、農作物の収穫体験など食に関する参加型の様々な取組を行っていくことが大切です。

事業名／事業内容	担当課
<離乳食教育の開催>	こども家庭課
おおむね6～7か月の子どもで離乳食が始まっている家庭を対象に、1回食から2回食に向けての離乳食の教室を開催します。	
<乳幼児健康診査での栄養指導>	こども家庭課
子どもの発達段階に応じた栄養バランスや食生活のリズム、おやつとの与え方などを、集団指導と個別指導で行います。	
<農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業>	農政課
自然の恵みを知り、感謝する心を育てるため、野菜の栽培・収穫等を実施し、食事環境に変化をもたらし、楽しいと感じられるように工夫し、食事の大切さについて周知しています。	
<小・中学校での食に関する学習を実施>	学校給食センター
食事のあり方や望ましい食生活習慣を確立させるための講話、調理実習、相談会などを開催し、食に関する情報の普及啓発を図ります。	
<郷土料理や行事食の継承>	学校給食センター
学校給食センターで発行する「給食だより」や「食育だより」を通して、郷土料理や行事食などを紹介し、伝統的な食文化に関する情報を提供します。子どもたちに伝統的な食文化に関心を持たせるため、学校給食における郷土料理や行事食等の献立の活用を促進します。	



4. 小児医療体制の充実

小児医療については、本市の将来を担う若い生命を守り育て、保護者の育児面における安心の確保を図る観点から、夜間・休日を含め、小児救急患者の受け入れができる体制の整備が重要となっています。子どもの健康と安全を守り、安心して医療を受けられる医療体制の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<子どもに関わる医療体制の充実>	
子どもが、突発的な事故や病気の際に適切な医療を受けられるよう関係機関と連携して救急医療体制の充実を図ります。夜間・休日の初期救急を真岡市休日夜間急患診療所が担い、安心して医療を受けられる体制を提供します。	健康増進課
<もおか健康相談24>【再掲】	
急な病気やけがに役立つ情報を24時間年中無休で医師や保健師等が内容に応じて指導助言する、電話相談「もおか健康相談24」の周知を図ります。	国保年金課
<「かかりつけ医を持ちましょう」の啓発活動>	
初期救急、二次救急医療機関の役割や、日ごろから、なんでも相談できるかかりつけ医を持つことについて周知を図ります。	健康増進課
<こども医療費の助成>【再掲】	
こどもの病気の早期発見や治療を促進し、保健の向上及び福祉の増進を図ることを目的に、真岡市内在住の中学校3年生までの子どもを対象に、保険診療が適用された医療費の自己負担分及び入院時の食事療養費を助成します。	こども家庭課
<養育医療費の助成>【再掲】	
赤ちゃんの出生体重が2,000グラム以下又は身体の機能が未熟なままで生まれた場合、指定養育医療機関に入院して養育を受ける場合に未熟児養育医療給付制度から医療費の助成を受けることができます。	こども家庭課
<予防接種の推進>	
予防接種の正しい知識についての普及啓発を行い、身近な場で予防接種の相談や接種ができるよう、関係機関との連携強化を図ります。	健康増進課

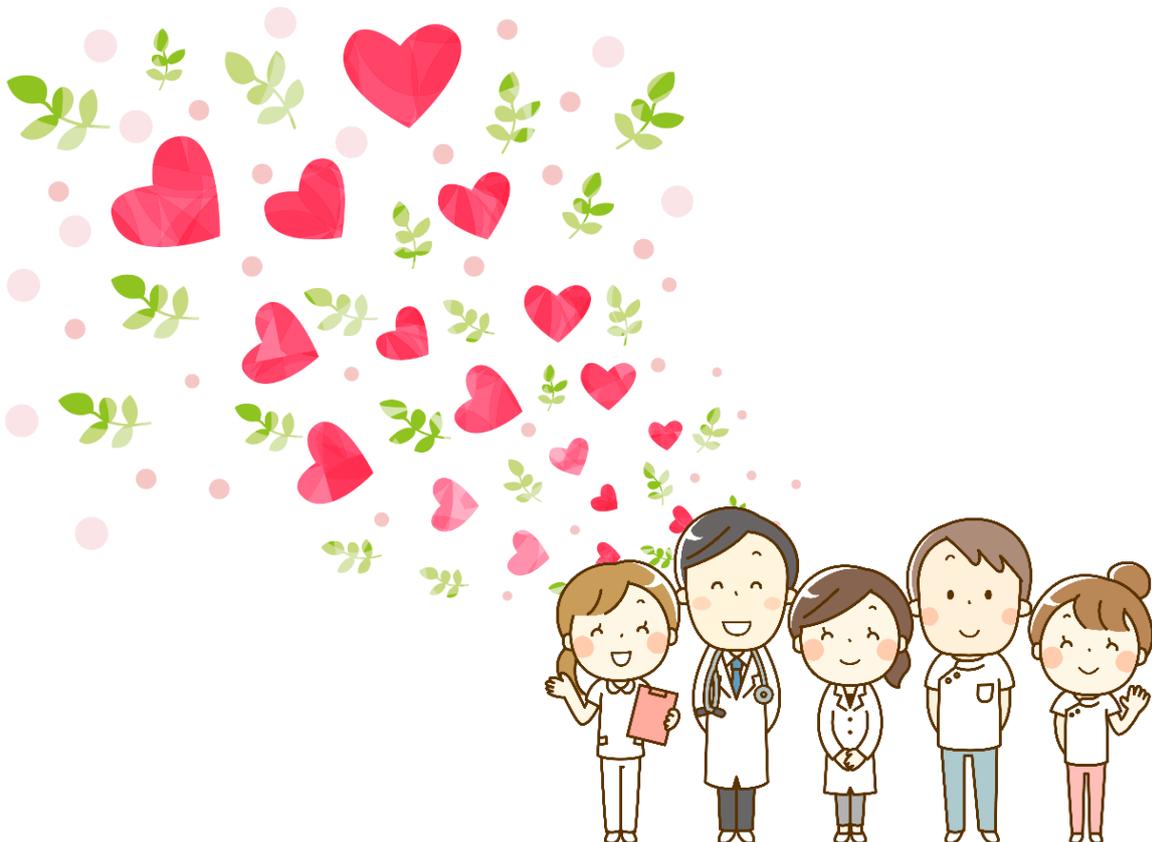


5. 不妊[※]に対する支援の充実

不妊治療における体外受精や顕微授精は経済的な負担が大きいことから、配偶者間のこれらの治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図っています。

また、不妊治療に関する情報提供や医学的な相談、不妊による心の悩みの相談等の支援体制の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<栃木県不妊専門相談センターの周知> 栃木県では、一般的な不妊治療から生殖補助医療に至る医学的情報の提供や、不妊に関する心の悩みなどの多様な相談に応えるため、「栃木県不妊専門相談センター」を開設し、助産師や産婦人科医師による相談のほか、男性不妊専門医による相談も実施しています。「栃木県不妊専門相談センター」の周知とその活用を推進します。	こども家庭課
<不妊治療費の助成> 不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されない人工受精・体外受精・顕微授精に対して、経費の一部を助成します。	こども家庭課



基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実

1. 家庭教育の充実

家庭教育とは、人が生活していく上での「生きる力」の基礎的な資質や能力を育成するものであり、家庭における幼児期の教育がその人の一生に大きな影響を与えると云っても過言ではありません。家庭には、社会で生活していく上で大切なルールなどをきちんと身に付けさせるという役割があります。

しかし近年、都市化、核家族化、少子化、地縁的なつながりの希薄化など家庭や家庭を取り巻く社会情勢は大きく変化しているため、家庭の教育力の低下が進んでいます。また、親の暴力や子育ての放棄などの児童虐待は、社会に様々な問題を提起していますが、それらの原因としては、子育てを重荷に感じるなどが考えられます。

これらの課題等の解消のため、子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の提供や子育て中の親が家庭教育に関して気軽に相談できる体制の充実に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<家庭教育学級>	生涯学習課
家庭教育、家族関係、子育てなどに関する情報提供や学習機会の提供などにより地域としての子育て支援の充実を図ります。	
<育児講座等の開催>	こども家庭課
子育てに関する講座を開催し、子どもとふれあいながら、楽しく育児ができる機会を提供します。	
<祖父母リーフレットの配布>【再掲】	こども家庭課
祖父母世代と子育て世代が協力して子育てができるように、祖父母世代向けに今の子育て、昔の子育ての違いに関する情報を掲載したリーフレットを配布します。	



2. 未就学児教育の充実

幼児期は、子どもたちにとって生涯にわたり人間としての健全な発達や社会性を培う上で基礎となる重要な時期であり、豊かな人間性に根ざした生きる力を身に付けることが大切です。

また、保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、就学前の子どもを対象として、それぞれの目的と役割を果たしていますが、同じ地域に子どもが少なくなった今、子どもを中心に考えたとき、保育所（園）、認定こども園、幼稚園の枠を越えて、子どもたちが友だちと十分関わって育つことが望ましいと考えられます。そのため、関係職員の研修機会の拡充や、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小学校との関連性を深め、家庭教育とも連携しながら教育効果の向上に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<私立幼稚園運営費補助>	学校教育課
人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るため、幼稚園運営費を補助します。	
<私立幼稚園教諭研修費補助>	学校教育課
人間形成の基礎を培う幼児教育の充実を図るため、研修費を補助します。	
<認定こども園運営費補助>	保育課
人間形成の基礎を培う幼児教育の振興を図るため、運営費を補助します。	
<幼児教育連絡協議会>	学校教育課 保育課
幼児期における教育から小学校における教育へ円滑に移行できるよう、小学校と各保育所（園）との連携を図ります。	
<保育士等就職支援金交付事業>	保育課
保育士又は幼稚園教諭養成施設を卒業後、真岡市内の保育所（園）・認定こども園・幼稚園・小規模保育施設に勤務する方に、最大で2年間支援金を交付します。	
<幼児教育アドバイザーの配置・確保等>	保育課
配慮を要する児童の増加に対応するため、臨床心理士などの専門家による巡回指導の導入を検討し、子育て支援の充実を図ります。	



3. 学校教育の充実

小学校就学後の学童期は、生きる力を育むことを目指し、調和のとれた発達を図る重要な時期とされています。また、この時期は、自立意識や他者理解などの社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期でもあります。

社会や経済の仕組みが大きく変化する中で、学校教育に求められるものも大きく変わりつつあります。地域及び家庭と学校との連携を図り、地域に根ざした特色ある学校づくりを推進します。

また、教員の指導力は、いわば学校教育の基礎であり、子どもたちの将来にも大きな影響を与えることから、教員に対する指導、研修を通して、指導力の向上を図ります。

■子ども・子育て支援事業ニーズ調査の指標

指標	現状 (H25 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
学校にいくのが好き・楽しみの割合 (「非常にそう思う」と「まあそう思う」の合計値)	中学生 —	中学生 71.2%	80.0%

※H30 年度調査:中学生 問 21

事業名／事業内容	担当課
<基礎・基本の確実な習得> ICT機器を効果的に活用するなどして、基礎的・基本的な知識・技能の習得を図るとともに、主体的に学習に取り組み、課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等の育成を図ります。	学校教育課
<複数担任制のための非常勤職員の配置> 一人一人の個性を伸ばし、きめ細かな指導の充実を図るため、複数担任制のための非常勤職員を配置します。	学校教育課
<学力向上推進研修会> 各校の学習指導主任が参加し、子どもたちの学力の傾向把握と分析等を行います。	学校教育課
<自然教育センター> 鬼怒川に面した自然豊かな環境の中、市内の小・中学生が自然教室を行う施設で、宿泊を通して様々な体験ができる機会を提供します。	自然教育センター
<科学教育センター> 豊かな知性と創造性を育み、科学する心を培うことを目的とした理科学習施設です。観察実験は1～2人で行い、児童・生徒が直接体験できる機会をより多く提供します。	科学教育センター
<教育国際交流> 中学校において、海外の中学校と姉妹校を結び、国際理解と友好親善に資するために相互交流を実施しています。	学校教育課

事業名／事業内容	担当課
<マイ・チャレンジ推進事業>	学校教育課
中学校2年生が連続3日間学校を離れ、地域に出て、地域の人々とのかかわりを主とした社会体験活動を行います。	
<英語教育の充実>	学校教育課
英語による会話やプレゼンテーション等言語活動の充実による児童生徒の英語力の向上を目指し、外国人英語指導員やICT機器を活用した英語教育の充実を図ります。	
<英語検定・漢字検定補助>	学校教育課
言葉の力を高めるための小中学生の挑戦を応援するため、英語検定及び漢字検定の検定料の一部を補助します。	
<イングリッシュ・サマーキャンプ>	学校教育課
夏休みに開催する2日間のキャンプにおいて、英語のみのコミュニケーションゲームや海外旅行の疑似体験、外国のスポーツや歌など、遊びや日常生活を通して、AETと多くのコミュニケーションを英語でとることで、楽しく英語を学ぶ機会を提供します。	



4. 地域活動・交流の推進

子どもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。子どもたちが心豊かに成長していくためには、家庭・学校・地域が連携し、地域ぐるみで子どもたちを育てる地域の教育力の向上を図らなければなりません。また、乳幼児期からの近所の人々との触れ合いや、地域での行事やボランティア活動に参加することでなど、自分の住むまちへの関心やまちづくりの意識を高める取組を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<家庭教育オピニオンリーダー養成研修>	生涯学習課
学校や家庭、地域の教育力を回復する手助けをする家庭教育のリーダーの養成研修を行います。	
<地域子どもすくすく元気事業>	生涯学習課 こども家庭課
市民と行政が一体となり、思いやり、郷土愛、生きる力を持った個性豊かな子どもを育成することを目的に、地域で実施する事業に対し補助金を交付します。	

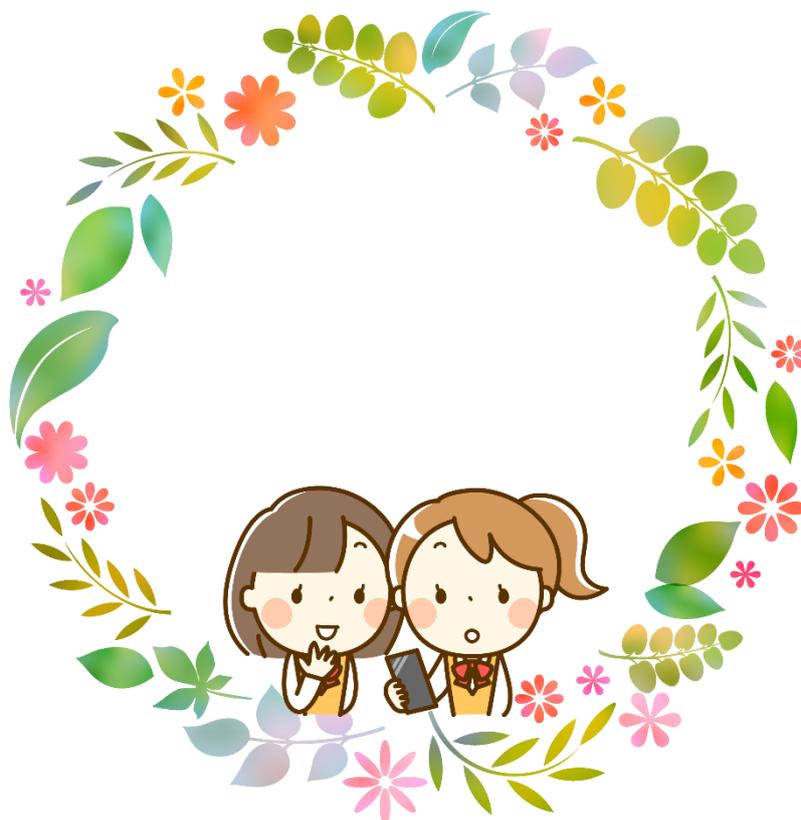


5. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

急激な情報化の進展などにより、子どもたちを取り巻く有害社会環境のもたらす悪影響が懸念されます。

有害図書などの調査、子どもたちにとって害となる施設への立ち入り制限、また、インターネットの適切・安全・安心な利用や「フィルタリング」（有害サイトアクセス制限）の保護者に対する普及啓発及び、関係業界に対する自主的措置の働きかけを行い、家庭、学校及び地域における情報モラル教育を併せて推進します。

事業名／事業内容	担当課
<有害図書等立入り調査> 青少年の健全な育成を阻害するおそれがある図書取扱店に対し、点検・指導を行います。	生涯学習課
<違法・有害情報の通報> インターネットを利用の際に、違法情報や有害情報を見つけたときは、インターネット上の違法・有害情報の通報受付窓口である「インターネット・ホットラインセンター」へ通報することを周知し、子どもたちが違法情報や有害情報に触れることがないように努めます。	市民生活課



基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保

住宅は地域において安全・安心で快適な生活を営むための基盤です。子育て家庭のニーズに対応し、ユニバーサルデザイン*化された利便性と安全性の高い良質な住宅の供給及び住宅の取得等のための支援、情報提供などに積極的に取り組みます。

事業名／事業内容	担当課
<若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業>【再掲】 若者の市内定住促進と子育て世代の負担軽減を図るため、新築住宅を取得し定住する若者・子育て世代に対し、取得した住宅に係る固定資産税相当額の一部を補助します。	建設課
<入居者募集案内の情報提供> 市ホームページや広報紙等を活用し、所得水準が低く住宅に困窮しているファミリー世帯に対し、市営住宅の入居者募集案内の情報提供を行います。	建設課
<公営住宅の優先入居> 入居の取り扱いについては、公営住宅法に基づいて実施しています。本市では、公開抽選方式により、ひとり親家庭や高齢者世帯及び障がい者世帯に対し優先部屋割当等の措置を講じています。住宅困窮度に配慮しながら、本市の実情に応じた適切な選考基準を設け、公正な運用を推進します。	建設課
<空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助> 空き家バンクによる住宅情報をホームページ等により提供するとともに、その住宅をリフォームする際、中学生以下の子ども的人数に応じて加算する補助制度により、住宅取得の支援と経済的負担の軽減を図ります。	建設課



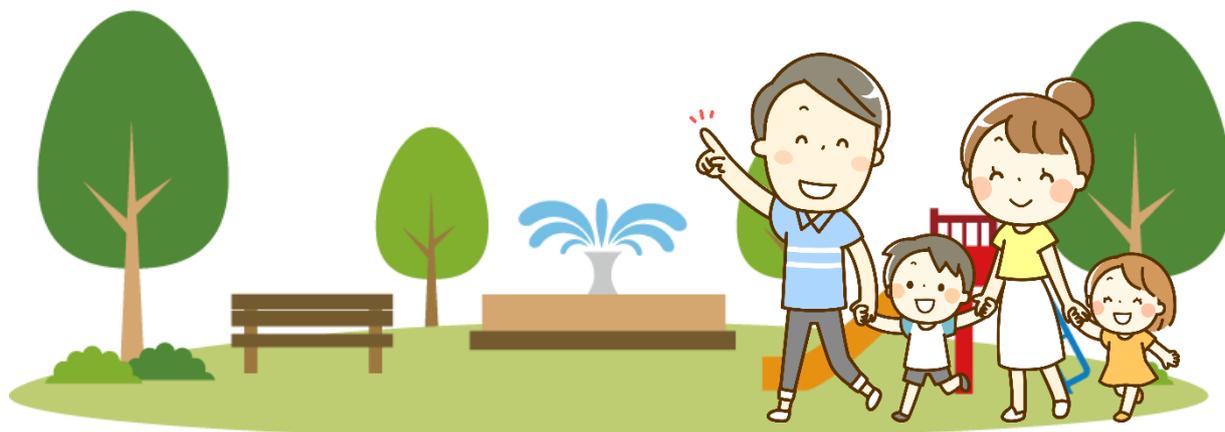
2. 安心して外出できる環境の整備

妊産婦や乳幼児連れの親、障がい者、高齢者等に配慮した、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づいた、道路交通環境の整備を推進します。

とりわけ、生活道路等や事故の危険性が高い通学路においては歩道等の整備、車両速度の抑制のための物理的デバイス（車道の一部を盛り上げたものなど）の設置など、安全・安心な歩行空間の確保のための整備を推進します。

すべての人が安心して外出できるよう、公共施設等においては、ユニバーサルデザインの考え方を踏まえたバリアフリー化^{*}を推進し、子育て環境の整備を図ります。

事業名／事業内容	担当課
<公共施設のバリアフリー化の推進> 子どもや妊産婦などが安心して利用できるよう、「栃木県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路や公共施設などのバリアフリー化を推進します。	関係各課
<子育てにやさしい公共施設などの整備> 子育て中の親子が利用しやすいよう、授乳コーナー、ベビーベッドなどを設置し（赤ちゃんの駅）、子育てにやさしい公共施設などを整備します。	関係各課
<マタニティマークの促進> 妊産婦が、交通機関等を利用する際に身に付け、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするため、マタニティマークをキーホルダーやカードを活用し普及啓発に努めます。 さらに、交通機関、職場、飲食店、その他の公共機関等が受動喫煙への配慮など、妊産婦に優しい環境づくりを推進します。	こども家庭課



3. 子どもたちの安全の確保

子どもを犯罪等の被害から守るために、防犯ボランティア等の関係団体やPTA等の学校関係者、地域の協力のもとに、通学路等のパトロール、防犯講習会などを行うとともに、市民の自主防犯行動を促進するため、犯罪等に関する情報提供や情報交換を実施します。

また、子どもを交通事故から守るため、警察や保育所（園）、学校、関係民間団体や地域との連携協力体制の強化を図り、総合的な交通事故の防止のための取組を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<地域ぐるみで子どもを見守るための対策等>	
声かけ・あいさつ運動や、自主的な防犯パトロールの実施を推進するための支援を行います。	学校教育課
<防犯機器の所持を啓発>	
子どもを犯罪から守るため、市内小学校及び中学校において、保護者に対して防犯機器の所持を働きかけます。	学校教育課
<防犯灯設置補助事業>	
夜間の通行の安全確保と地域の犯罪防止のために、地域や学校の防犯灯設置を推進します。	市民生活課
<こども110番の家*の協力依頼>	
子どもたちが犯罪や不審者などから逃れる緊急避難場所として、「こども110番」の掲示を依頼し、事業の推進を図ります。	生涯学習課
<真岡っ子をみんなで育てよう事業>【再掲】	
実行委員会として主に真岡市青少年健全育成連絡協議会が企画運営を行い、青少年が心豊かに成長する大切な時期に、人として大切なことや生きる力について親子で学べる機会をつくるため、公演会、フォーラムを開催しています。単位育成会事業をいちごテレビや広報もおかで取材し広く周知し、子ども会育成会の活性化を推進しています。 ※教育委員会が実施する事業では、「真岡っ子」と漢字表記を使用しています。	生涯学習課
<危機情報の共有体制の推進>	
真岡警察署では、子どもを犯罪から守るための不審者情報等を「地域安全情報」としてメール配信をしています。また、栃木県警察では、「ルリちゃん安全メール」を配信しています。このような危機情報を学校・保育施設等で共有することが重要であることから、関係機関と連携を深めます。	学校教育課 保育課
<少年指導センター>	
青少年の初発型非行防止を図るため、少年指導員が市内パトロールを実施します。また、親と子の悩み相談電話を受け付けています。	生涯学習課

事業名／事業内容	担当課
<交通安全教室の開催>	市民生活課
保育所（園）、認定こども園、幼稚園、小・中学校で交通安全教室等を実施し、交通安全意識の高揚を図ります。	
<未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施>	保育課
保育所（園）、認定こども園、地域型保育事業所において、日常的に集団で移動する経路について、実態把握に努めるとともに、危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、改善に努めます。	
<通学路の指定及び安全の確保>	学校教育課
児童生徒の登下校時の安全確保のため、各学校で指定をしている通学路について、実態把握に努めるとともに、通学路危険箇所の改善要望を受けた場合は、関係機関と連携し、通学路の改善に努めます。	
<スクールガード>	学校教育課
子どもたちの登下校の時間に合わせて、通学路や近くの公園などをパトロールしながら、子どもたちを見守る活動を行います。	
<幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金>【再掲】	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課
保護者の負担を軽減するため、6歳未満の乳幼児がいる家庭に対し、チャイルドシート等購入補助を実施しています。	
<ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）>	市民生活課
真岡警察署管内の事業所等と個人が協力し、日常生活や業務で外出中に子どもたちの登下校を見守る活動を実施しています。	



4. 子どもの遊び場の整備

子どもたちにとっての遊びの重要性は既に周知のことですが、近年の少子化の進行などにより近くに同世代の友達がいないことや居住地域の近くに遊び場が減少したことなどから、家庭内で遊ぶことが増え、屋外で自由に仲間と遊ぶ機会が減少しています。子どもたちが、身近なところで安全に生き生きと遊べる環境の充実と維持管理に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<p><総合運動公園子ども広場></p> <p>3段階の年齢層にエリア分けし、登る・すべる・くぐる・はねるなど、様々な機能を備えた複数の遊具を組み合わせ、それぞれの年齢にふさわしい遊具を設置し、幅広い年齢層の子どもたちが、無理なく安全に楽しめる広場を提供します。</p>	スポーツ振興課
<p><真岡駅子ども広場></p> <p>小学校2年生までのお子さんと保護者を対象とした、無料で安全にいつでも気軽に遊べる屋内型の子どもの遊び場を提供します。</p>	こども家庭課
<p><「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備>【再掲】</p> <p>市役所新庁舎北側に「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」複合交流拠点として、図書館や屋内子ども広場、子育て支援センター等の複合施設の建設を計画しています。</p>	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課
<p><根本山自然観察センター></p> <p>根本山いきものふれあいの里の中心施設で、季節ごとに見られる動植物の写真展示や自然情報の提供、観察用具の貸し出しなどを行っています。また、里山の生き物観察や調査、自然の恵みを素材に使ったクラフトづくりなど、一年を通して里山の自然とふれあえる楽しい行事を開催しています。</p>	根本山自然観察センター



基本施策5 家庭生活と職業生活の両立の推進

1. 家庭生活における男女共同参画の推進

家庭では、男女がともに家事、育児等について家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児等の多くを女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識があると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児等に関わることが重要です。そのためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減され、家庭だけではなく、仕事や地域活動などへの女性の参画も期待されます。

本市においても共働きの家庭が増えており、性別による固定的役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事に加えて家庭内の仕事も担わなければならない、負担が増すこととなります。本市では、男性が積極的に家事、育児等の役割を担うために情報提供やきっかけづくりとなる場の提供を推進します。

■市民意向調査結果の指標

指標	現状 (H29 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
男女の固定的役割意識は解消されていると感じる市民の割合（「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計値）	53.1%	52.3%	60.0%

※H30 年度調査：問 30

事業名／事業内容	担当課
<男女共同参画セミナー>	生涯学習課
市民が行政や政策への参画意識を高めるため、座学やグループワーク形式を取り入れたセミナーを開催します。	
<講演会・研修会・講座等の開催>	生涯学習課
人格の基礎を形成する幼少期の児童をもつ保護者に対し、講演会や講話、講座等を実施し、幼少期から男女平等参画意識が育まれるよう努めます。	
<情報誌（アス）の配布>	生涯学習課
男女共同参画に関する情報紙を発行し、全戸配布及び市内各施設に配布します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><両親学級の開催></p> <p>妊娠中の夫婦を対象に両親学級を開催し、妊娠・出産・育児についての理解を深め、安心して育児に取り組めるよう支援します。</p> 	こども家庭課
<p><子育て学級「コアラちゃんクラブ」></p> <p>親同士・子ども同士の交流を深めると同時に両親に対する支援の充実を図ります。</p>	生涯学習課
<p><男性の家事促進></p> <p>男性向けの料理教室等を開催し、男性の家事促進を図ります。</p>	生涯学習課



2. 子育てと仕事の両立支援の推進

共働き世帯が増加する中、誰もがやりがいや充実感を持ちながら働き、家庭においても安心して子育てが続けられるように、仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実を図ります。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現には、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠であることから、企業への働きかけや情報提供を通じて、長時間労働の削減や多様な就労形態の創出等、職場環境の整備を促進していく必要があります。

さらに、母親だけでなく父親も含めた育児休業の取得促進（パパ・ママ育休プラス等）や労働時間短縮など、子育て家庭の望ましい働き方が実現されるよう、国・県や関係団体などと連携しながら広く啓発活動を進め、子育ての時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間をもつことで、健康で心豊かな生活が送れる社会の構築に努めます。

子育てに関する様々な不安や負担感を緩和しつつ、夫婦間での子育てに関する意識改革を図り、様々なライフステージでお互いが連携し子育てをしていくことを推進します。

■子ども・子育て支援事業ニーズ調査の指標

指標	現状 (H25 年度)	現状 (H30 年度)	目標値 (R6 年度)
子育てと仕事を両立する上で大変だと感じる割合 （「子育てとの両立」）	就学前児童	就学前児童	50.0%
	—	56.3%	
	小学生	小学生	40.0%
	—	47.0%	

※H30 年度調査：就学前児童 問 45、小学生 問 37

事業名／事業内容	担当課
<保育施設における保育内容の充実>	保育課
市内保育施設の保育サービス（延長保育、病児・病後児保育、休日保育等）の充実を図ります。	
<中小企業勤労者元気アップ支援事業>	商工観光課
中小企業勤労者の福利厚生を支援するために、市と協定を結んだ施設の利用料金の一部を助成します。	
<働きやすい職場づくりの普及啓発>	商工観光課 生涯学習課
関係機関と連携し、男女共同参画や働き方改革、健康経営、イクボス宣言など、働きやすい職場づくりの普及啓発を図ります。	
<ワーク・ライフ・バランスの普及啓発>	商工観光課 生涯学習課
子育て家庭においても一人一人が多様な生き方・働き方を選択し、実現できるよう、ワーク・ライフ・バランスの普及啓発を図ります。	

基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の強化

平成29年度の全国の児童虐待相談対応件数は133,778件で、統計を取り始めて以来毎年増加しています。また、虐待による死亡事例が多数発生しており、平成28年度の虐待による死亡人数は49人となっています。

養育支援を必要とする家庭の早期把握や、虐待が深刻化する前の早期発見・早期対応が必要であり、その対応に介入や専門性が必要な場合は、児童相談所などの関係機関との連携を強化し遅延なく対応することが求められています。

そのため、児童虐待の抜本的強化を図ることを目的に、虐待の発生予防、早期発見、早期対応、再発防止など、地域の関係機関の連携、情報収集及び共有により支援を行う、「要保護児童対策地域協議会※」の取組を強化します。また、国の基本指針では令和4年度までに全市町村に「子ども家庭総合支援拠点」を設置するとし、児童虐待等に係る相談支援や援助技術などの向上及び児童虐待に係る関係機関等との連携による相談体制の強化を目指しており、本市においても設置に向けた検討を進めていきます。さらに、乳幼児等を対象とした保健福祉サービスを受けていない家庭等に対して、関係部署などと連携し、家庭の実態把握に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会において関係機関との間で情報の共有を図り、対応を強化します。

■子ども・子育て支援事業二一ズ調査の指標

指標	現状 (H25年度)	現状 (H30年度)	目標値 (R6年度)
児童虐待または児童虐待の疑いがあるお子さんがある場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」)	就学前児童	就学前児童	5.0%
	—	12.0%	
	小学生	小学生	5.0%
	—	11.3%	

※H30年度調査:就学前児童 問40、小学生 問32

事業名/事業内容	担当課
<子ども家庭総合支援拠点の整備>【再掲】	こども家庭課
子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	
<要保護児童対策地域協議会>	こども家庭課
多くの関係機関が情報を共有し共通理解を図りながら、連携・協力して要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。	

事業名／事業内容	担当課
<p><家庭児童相談室></p> <p>家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援します。</p>	こども家庭課
<p><養育支援訪問事業></p> <p>こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問）や母子保健事業、関係機関から把握した、養育支援を必要とする家庭に、専門職（家庭相談員や保健師等）が訪問して相談支援を行います。</p>	こども家庭課
<p><子育て短期支援事業></p> <p>保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に短期間お預かりして養育します。</p>	こども家庭課
<p><児童虐待防止の普及啓発></p> <p>毎年11月の「児童虐待防止推進月間」に、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、教育・公的機関等への虐待防止登り旗の設置やオレンジリボン[※]配布、広報等の種々な取組を集中的に実施するとともに、年間を通し普及啓発していきます。</p>	こども家庭課
<p><里親制度[※]の普及啓発></p> <p>様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもに、家庭的な環境のもとで養育を行う里親制度の普及啓発に努めます。</p>	こども家庭課
<p><特別養子縁組制度[※]等の普及啓発></p> <p>様々な事情により家庭で暮らせなくなった子どもを、永続的に新たな家庭で養育する特別養子縁組制度の普及啓発に努めます。</p>	こども家庭課



2. 障がい児施策の推進

自閉症※、学習障害（LD）※、注意欠陥多動性障害（ADHD）※などの発達障がい※及び医療的ケアが必要な子どもが、その可能性を十分に伸ばし、身近な地域で安心した生活をおくるためには、一人一人の希望に応じた支援へとつなげるための情報提供や相談支援及び専門的な支援の充実が必要です。

また、障がいの原因となる疾病や事故を予防するための取組や、障がい等の早期発見・療育を図るための、乳幼児の健康診査などの取組を推進することが必要です。

乳幼児期を含む早期からの相談体制を構築し、各施設や関係機関などとの連携を図りながら切れ目のない円滑な支援に努めます。

事業名／事業内容	担当課
<教育相談会の開催>	学校教育課
教育相談会を開催し、保護者や児童生徒への支援を行います。	
<教育支援委員会の開催>	学校教育課
医師、教育職員、児童福祉施設職員など各分野の専門家からなる教育支援委員会を設置し、障がいのある幼児及び児童、生徒に関し適切な就学指導と継続支援を行います。	
<特別支援教育支援員の配置>	学校教育課
通常の学級に在籍する発達障がい児への適切な指導が行えるよう、特別支援教育支援員を配置し、支援の充実を図ります。	
<発達支援教室「遊びの教室」の開催>	こども家庭課
健診等で、行動面や言語発達等について経過観察が必要と認められた子どもと保護者に対し、子どものかかわり方や育児について、関係機関との連携を図りながら集団指導を行います。	
<心理発達相談の実施>	こども家庭課
健診時や発達相談（のびのび発達相談）等にて、精神・運動・言語発達等について経過観察が必要と認められた子どもと保護者に対し個別相談を実施し、関係機関との連携を図りながら支援を行います。	
<4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施>	こども家庭課
当該年度に満5歳を迎える幼児全員を対象に、幼稚園・保育所（園）の集団保育の場面を行動観察し、保護者のアンケートや担任の問診により、個別の相談者を選定し、専門職による発達相談を実施し、専門医の診断が必要と認められた児に対しては、早期の療育を開始します。	
<ことばの教室の開催>	こども家庭課
言葉の発達等に遅れのある就学前の子どもに対して、個々に応じた定期的な個別指導を実施し、関係機関と連携しながら支援します。	

事業名／事業内容	担当課
<放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ>	保育課
地域の仲間と遊びながら人間関係を学ぶことは子どもの成長過程で重要であることから、障がいのある児童など、特に配慮を要する児童の受け入れに努めます。	
<放課後等デイサービス>	社会福祉課
学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練や社会との交流の促進その他必要な支援を行います。	
<児童発達支援サービスの提供>	社会福祉課
日常生活の自立支援や機能訓練を行ったり、保育所（園）や幼稚園のように遊びや学びの場を提供するなど、障がい児への支援を行います。	
<保育所等訪問支援>	社会福祉課
保育所（園）等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援、その他必要な支援を行います。	
<医療型児童発達支援の提供>	社会福祉課
地域の障がい児が通所により、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練及び治療を提供します。	
<児童入所支援>	社会福祉課
障害の特性に応じて入所により、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の習得を支援します。	
<障がい児相談支援の提供>	社会福祉課
障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かな支援を行います。	
<こども発達支援センターひまわり園>	社会福祉課
障害の重度化・重複化や多様化に対する専門的機能の強化を図った上で、地域における中核的支援施設として位置づけ、関係機関と緊密な連携を図り、重層的な障がい児支援を行います。	
<医療的ケア児*支援のための関係機関の協議の場の設置>	社会福祉課
医療的ケア児が適切な支援が受けられるよう、栃木県、県東地域、真岡市において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置します。	
<医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置>	社会福祉課
医療的ケア児が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場等に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発等を行い、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うコーディネーターを配置します。	

事業名／事業内容	担当課
<p>＜医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク＞</p>	<p>社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課</p>
<p>発達障がい児や医療的ケア児とその保護者に適切な医療、保健、福祉、教育等の相談支援が提供できるよう、多職種及び関係機関等のネットワークの構築を推進します。</p>	



3. ひとり親家庭等の自立支援

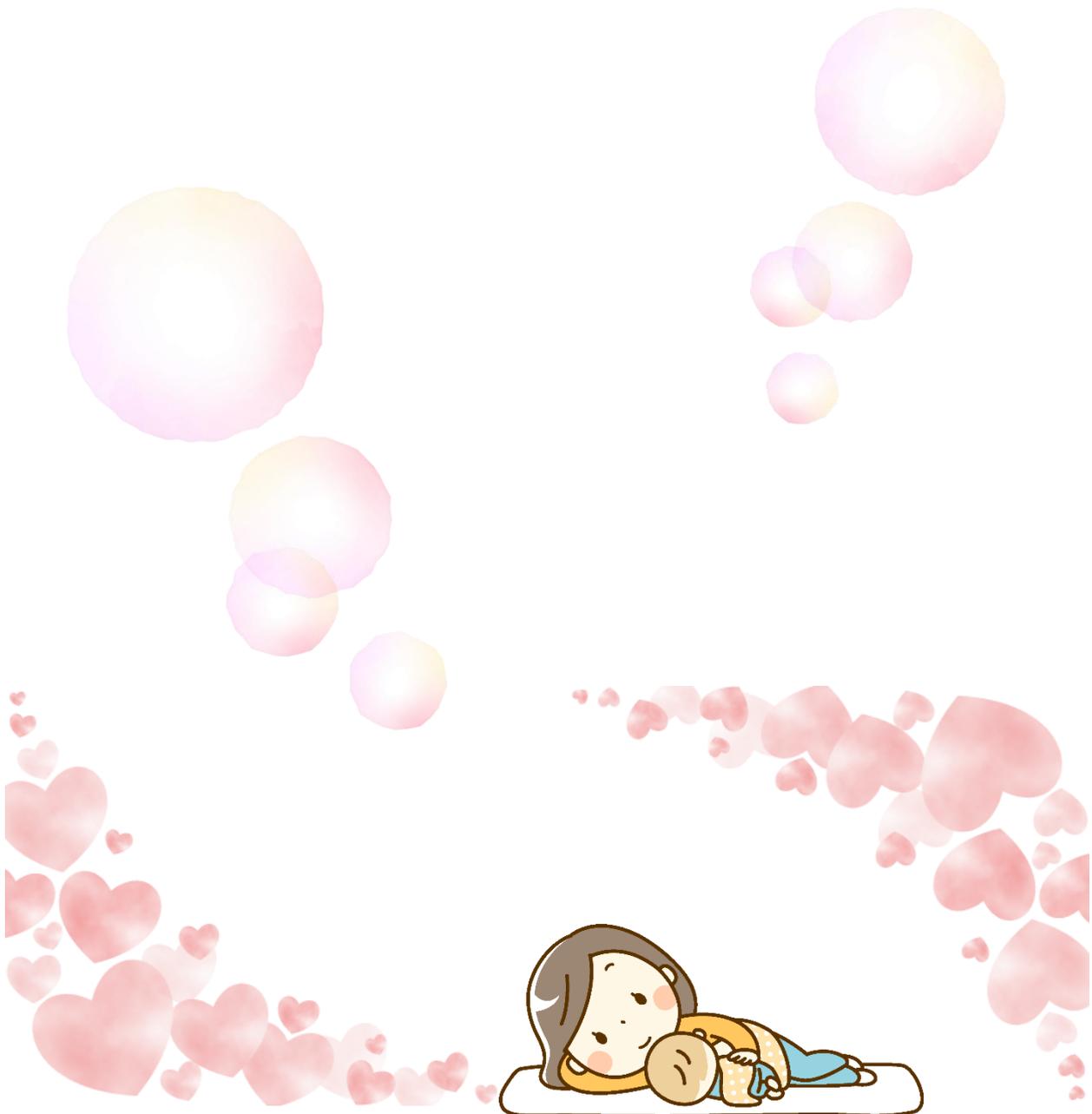
平成 27 年の国勢調査によると、本市の母子世帯は 502 世帯（一般世帯の 1.80%）で、父子世帯は 73 世帯（一般世帯の 0.26%）となっています。平成 28 年度全国ひとり親世帯等調査によると、全国の母子家庭の 81.8%が就労しており、母自身の平均年収は 243 万円（うち就労収入は 200 万円）、父自身の平均年収は 420 万円（うち就労収入は 398 万円）となっています（給与所得者の年間平均給与収入は 441 万円（平成 30 年分民間給与実態統計調査結果より））。また、生活保護を受給している母子世帯及び父子世帯はともに約 1 割となっています。

このような状況から、子育てをする上で経済的な不安を抱えているひとり親家庭（特に母子家庭）が多い現状が見受けられます。

ひとり親家庭への支援は、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など総合的な支援を適切に実施します。

事業名／事業内容	担当課
<児童扶養手当>【再掲】	こども家庭課
父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	
<母子・父子自立支援員による相談支援>	こども家庭課
母子・父子自立支援員や児童委員がひとり親家庭の自立に必要な情報提供や相談を行い、ひとり親家庭の自立を支援します。	
<婦人相談員による相談支援>	こども家庭課
母子・父子・寡婦の生活等に関する相談や夫等から暴力（DV 関係）・離婚問題などに関する相談支援を行います。	
<高等職業訓練促進給付金等事業>	こども家庭課
就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図る為、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、終了後には終了支援給付金を支給します。	
<母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業>	こども家庭課
ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、対象者が受講の為に支払った費用の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。	
<ひとり親家庭医療費の助成>	こども家庭課
18 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日までの児童を養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費を一部助成します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><遺児手当></p>	
<p>父母の一方又は両方が死亡した児童について、遺児手当を支給することにより、児童の健全な育成及び福祉の増進を図ります。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県）></p>	
<p>平成 26 年 10 月から法改正により、父子家庭も対象となり、ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金を貸付します。</p> <p>申請については市が窓口となります。</p>	<p>こども家庭課</p>



4. 外国籍の子ども・家庭への支援

日常生活における情報提供や相談支援などは、市民に等しく提供できるよう努めていますが、言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進します。

事業名／事業内容	担当課
<外国籍の家庭への行政サービス情報の提供> 外国人が安心して暮らせるよう、外国語版「くらしの便利帳」をホームページに掲載し、多言語による行政サービス情報を提供します。	市民生活課
<外国人の子どもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実> 外国人の子どもが、保育所（園）での生活に対応できるように関係機関と連携し支援します。	保育課
<子育てモバイルサイトの充実>【再掲】 『わくわく子育てナビ』は妊娠、出産、育児に関わる住民の方をサポートするため、予防接種スケジュール管理、乳幼児健康診査、各種教室、離乳食などの子育て情報を提供します。また、当サイトは10か国語に対応しており、外国籍の保護者に対しても円滑な情報提供を図ります。	こども家庭課
<外国籍の妊婦への相談支援> 外国人の妊産婦が、言語や生活習慣の違いにより育児不安があるため、安心して子育てができるよう支援します。	こども家庭課



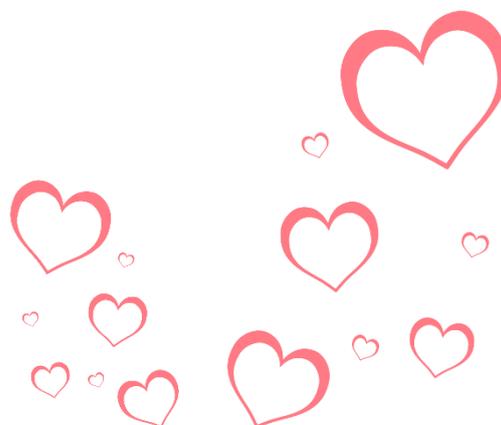
基本施策7 結婚に向けた支援

1. 出会いに向けた支援

少子化の一因として、生涯未婚率の増加と晩婚化・晩産化が挙げられています。また、ライフスタイルの多様化や経済情勢などを背景に、将来への不安の高まりによって結婚に踏み切れない若者が増加していることも一因となっています。

地域や職場における出会いの場は減少しており、結婚を支援する「婚活支援」が、民間企業だけでなく、市町村や地域の団体などでも行われるようになってきています。このような中、市町村や地域の団体との連携による支援の強化のほか、出会いのきっかけづくりとなるイベントを行うなど、結婚に向けた支援を行います。

事業名／事業内容	担当課
<結婚希望者への結婚相談会の開催>	出会い結婚サポートセンター
月1～2回の結婚相談員の相談会議を行い、結婚希望者への面接や登録を行います。その後、身上書の交換やお引き合わせを設定します。	
<婚活イベント等の開催>	出会い結婚サポートセンター
独身男女が出会える婚活イベントやパーティーを開催し、結婚相手を探せる機会を提供します。	
<婚活セミナーの開催>	出会い結婚サポートセンター
結婚活動に必要なコミュニケーション能力の向上のため、独身男女を対象に婚活セミナーを開催します。	
<とちぎ結婚支援センター登録料補助事業>	出会い結婚サポートセンター
広く出会いの場を創出するため、とちぎ結婚支援センターの登録料の補助を検討します。	



2. 結婚相談員への活動支援

結婚相談員など、サポートする側の人材育成を図るとともに、地域との連携による相談支援体制の強化を行い、出会いのきっかけづくりなどを支援します。

事業名／事業内容	担当課
<結婚相談員への活動支援> 出会い結婚サポートセンター内に「真岡市縁組センター」の事務局を置き、結婚登録者情報の管理と結婚相談員への活動支援を行います。	出会い結婚サポートセンター
<広域での結婚相談員の情報交換や研修への参加> とちぎ未来クラブにおける地域結婚サポーター研修会等へ参加し、情報交換を行うとともに、広域での協力体制を推進します。	出会い結婚サポートセンター





第5章

子ども・子育て支援事業計画



第5章 子ども・子育て支援事業計画

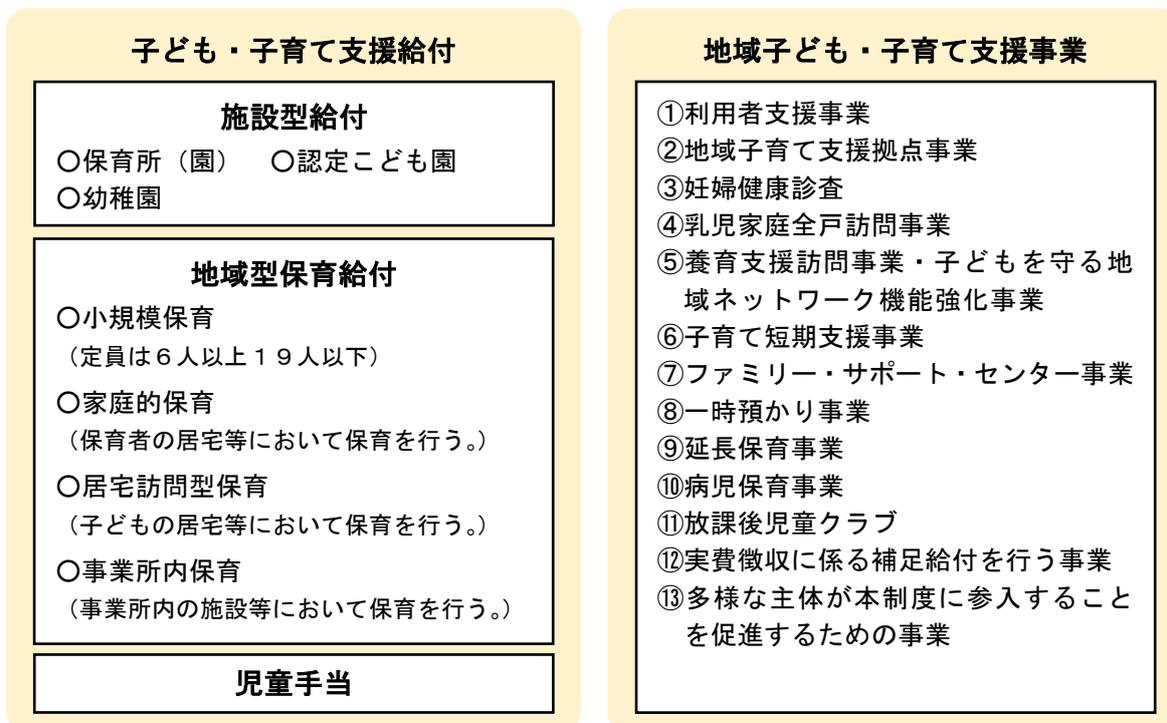
基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

1. 子ども・子育て支援事業計画の基本的な考え方

子ども・子育て支援新制度は、子ども・子育て関連3法^{*}（子ども・子育て支援法／認定こども園法の一部改正／子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）に基づく制度であり、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大及び確保、教育・保育の質的改善」及び「地域の子ども・子育て支援の充実」を目的とした制度です。

子ども・子育て支援事業計画は、5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についての需給計画です。子育て家庭等の現在の利用状況と利用希望を踏まえて「量の見込み」を設定し、就学前児童が利用する認定こども園、幼稚園及び保育所（園）の施設並びに小規模保育事業などの地域型保育事業の状況を明らかにするものです。

（1）事業の全体像



（2）教育・保育提供区域の設定

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、市全域を1区域とします。

(3) 教育・保育の認定について

「保育所（園）」、「認定こども園」、「幼稚園」、「地域型保育事業」の教育・保育を利用する子どもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等が行われます。

〈教育・保育の認定区分〉

認定区分	利用時間	施設・事業
1号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 2号認定以外の子ども	教育標準時間	認定こども園 幼稚園
2号認定子ども 満3歳以上の小学校就学前の子どもであって、 保護者の労働や疾病等により、家庭において必要 な保育を受けることが困難である子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園
3号認定子ども 満3歳未満の子どもであって、保護者の労働や 疾病等により、家庭において必要な保育を受ける ことが困難である子ども	保育標準時間 保育短時間	保育所（園） 認定こども園 地域型保育事業

※1号認定の教育標準時間外の利用については、一時預かり事業（幼稚園型）等の対象となります。

※夫婦ともにフルタイム勤務であるなど、客観的には保育認定（2号認定を受けることができる場合であって
も、保護者が幼稚園の利用を希望する場合には、教育標準時間認定（1号認定）を受けて幼稚園を利用する
ことが可能です。

※保育の必要性は保護者の労働、疾病等により家庭において必要な保育を受けることが困難である場合に認定
されます。本市では保育の必要性に係る労働時間の下限を1か月あたり64時間としています。

- 教育標準時間：1日4時間の幼児教育
- 保育標準時間：1日最大11時間の保育（主にフルタイムの労働を想定）
- 保育短時間：1日最大8時間の保育（主にパートタイムの労働を想定）



2. 教育・保育事業の量の見込み

(1) 教育・保育の給付（必要量の見込み、確保の内容、実施時期）

■量の見込みの算出根拠

① 1号認定（3～5歳児）

- ◆令和元年5月1日現在の認定こども園・幼稚園の入園児童数は804人で、定員1,258人に対する充足率は63.9%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化による動向に注視し、事業量の確保に努めます。

② 2号認定（3～5歳児）

- ◆平成31年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園の入園児童数は1,216人で、定員1,436人に対する充足率は84.7%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化による動向に注視し、事業量の確保に努めます。
- ◆2号認定のうち「3～5歳教育」とは、幼稚園と預かり保育を併用して利用している人数となっています。

③ 3号認定（0歳児）

- ◆平成31年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は59人で、定員200人に対する充足率は29.5%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化や共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

④ 3号認定（1・2歳児）

- ◆平成31年4月1日現在の保育所（園）・認定こども園・小規模保育施設の入園児童数は688人で、定員700人に対する充足率は98.3%となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆幼児教育・保育無償化や共働き世帯の増加による保育ニーズの拡大等の動向に注視し、事業量の確保に努めます。

■ 量の見込みと確保方策

(単位：人)

		令和2年度					令和3年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		892	112	1,072	199	658	833	101	1,031	199	675
②確保の内容	特定教育・保育施設	663	38	1,270	188	652	663	38	1,270	188	652
	確認を受けない幼稚園	521	74	—	—	—	521	74	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	48	—	—	—	12	48
	②合計	1,184	112	1,270	200	700	1,184	112	1,270	200	700
②-①		292	0	198	1	42	351	11	239	1	25
		令和4年度					令和5年度				
		1号	2号		3号		1号	2号		3号	
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育	3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育
①量の見込み (必要利用定員総数)		799	99	1,011	199	684	767	98	992	199	692
②確保の内容	特定教育・保育施設	663	38	1,270	188	652	663	38	1,270	188	652
	確認を受けない幼稚園	521	74	—	—	—	521	74	—	—	—
	地域型保育事業	—	—	—	12	48	—	—	—	12	48
	②合計	1,184	112	1,270	200	700	1,184	112	1,270	200	700
②-①		385	13	259	1	16	417	14	278	1	8
		令和6年度									
		1号	2号		3号						
		3-5歳教育	3-5歳教育	3-5歳保育	0歳保育	1・2歳保育					
①量の見込み (必要利用定員総数)		748	97	990	199	700					
②確保の内容	特定教育・保育施設	663	38	1,270	188	652					
	確認を受けない幼稚園	521	74	—	—	—					
	地域型保育事業	—	—	—	12	48					
	②合計	1,184	112	1,270	200	700					
②-①		436	15	280	1	0					



(2) 教育・保育の確保方策のまとめ

教育・保育の確保方策としては、幼稚園から認定こども園への移行、地域型保育事業の整備、認可保育所（園）の定員増などにより教育・保育の提供を確保します。

〈確保方策として定める特定教育・保育施設等の数〉

(単位：か所)

施設の種類の種類		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
特定教育・保育施設	幼稚園	0	0	0	0	0
	保育所（園）	10	10	10	10	10
	認定こども園（幼保連携型）	8	8	8	8	8
	認定こども園（幼稚園型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（保育所（園）型）	0	0	0	0	0
	認定こども園（地方裁量型）	0	0	0	0	0
	保育所（園）分園	0	0	0	0	0
確認を受けない幼稚園		4	4	4	4	4
特定地域型保育	小規模保育	3	3	3	3	3
	家庭的保育	1	1	1	1	1
	居宅訪問型保育	0	0	0	0	0
	事業所内保育	0	0	0	0	0
認可外保育施設（※）		0	0	0	0	0

※ただし、県や市町が運営費支援等を行っている施設に限る。



3. 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み

(1) 地域子ども・子育て支援事業の推進

①利用者支援事業

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【基本型】：子ども及びその保護者等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所において、当事者目線の寄り添い型の支援を実施するものです。

【母子保健型】：妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築するものです。

■今後の方向性

- ◆現在、こども家庭課に設置している母子保健型を維持し、支援体制を確保します。
- ◆気軽に相談できる場として、市ホームページや広報紙等を活用し、広く市民に周知します。

■量の見込みと確保方策

【基本型】

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（か所）	—	—	—	—	—
確保方策（か所）	—	—	—	—	—

【母子保健型】

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（か所）	1	1	1	1	1
確保方策（か所）	1	1	1	1	1

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本市では、3か所の施設で実施しており、平成30年度の実績は34,765人日（0～5歳・保護者）となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆子育てを取り巻く環境の変化等に伴い、子育てに不安を抱える保護者も増加していることから、関係機関と連携を図りながら安心して子育てできる体制整備に努めます。
- ◆令和元年度に整備した真岡駅子ども広場について、利用者のニーズに応じて新たな支援拠点としての機能の追加を検討します。
- ◆立地適正化計画によるまちづくりとして、真岡駅子ども広場が都市機能誘導区域に指定されており、都市機能としての役割を担うことになるため真岡駅子ども広場を地域子育て支援拠点施設として増設を検討します。

■量の見込みと確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用人数）	30,000	30,000	40,000	40,000	40,000
0～2歳（延べ利用人数）	13,000	13,000	15,000	15,000	15,000
3～5歳（延べ利用人数）	3,000	3,000	6,000	6,000	6,000
小学1・2年生（延べ利用人数）	—	—	2,000	2,000	2,000
保護者（延べ利用人数）	14,000	14,000	17,000	17,000	17,000
確保方策（か所）	3	3	4	4	4

※地域子育て支援拠点事業の量の見込みは、国では0-2歳児の延べ利用人数としているが、本市では0-5歳児及び保護者を含めた量の見込みを設定している。また、令和4年度より新拠点の追加を見込んで「小学1・2年生」を対象として追加している。

③妊産婦健康診査

妊産婦の健康の保持及び増進を図るため、妊産婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中及び出産後の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆妊産婦健康診査の年間延べ受診回数は、平成 27 年度 7,794 人回、平成 28 年度 8,309 人回、平成 29 年度 7,085 人回、平成 30 年度 7,643 人回となっています。
- ◆妊娠届出数は、平成 27 年度 665 人、平成 28 年度 643 人、平成 29 年度 669 人、平成 30 年度 608 人となっています。平成 30 年度の 1 人あたりの受診回数は 12.6 回となっています。
- ◆産後健康診査の受診者数は、平成 27 年度 689 人、平成 28 年度 606 人、平成 29 年度 570 人、平成 30 年度 585 人となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆母子の健康保持のため、医療機関との調整を図り、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
妊婦健康診査 量の見込み（人回）	7,723	7,723	7,723	7,723	7,723
産後健康診査 量の見込み（人）	613	613	613	613	613



④乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育環境の把握とともに、子育ての孤立を防ぐため様々な不安や悩みの相談、子育て支援に関する情報等を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆乳児家庭全戸訪問事業の実績は、平成27年度619人、平成28年度644人、平成29年度632人、平成30年度618人と、減少傾向で推移しています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、出生時全員が事業対象であることから、0歳児の推計人口とします。
- ◆新生児・乳児がいるすべての家庭を対象にした訪問体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（人）	601	589	578	569	560



⑤養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

児童虐待防止や育児不安を抱えているなど養育支援が特に必要な家庭を対象に、その居宅を訪問し、養育に関する助言や相談支援を行う事業です。

また、要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化とネットワーク機関間の連携の強化等を行い、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。

■量の見込みの算出根拠

- ◆養育支援訪問事業の訪問実績（延べ件数）は、平成 27 年度 116 件、平成 28 年度 108 件、平成 29 年度 100 件、平成 30 年度 125 件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆養育支援が特に必要である家庭等に対し、支援を行う体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人日）	130	135	140	145	150



⑥子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）
- ・夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）

■量の見込みの算出根拠

- ◆子育て短期支援事業の実績は、平成30年度7人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、現行計画を継承し、「40人日」と設定します。
- ◆提供体制として、5施設との連携を図り、養育支援が必要である家庭等に対して支援を行う体制を確保します。

■量の見込みと確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用人数）		40	40	40	40	40
確保方策	（延べ利用人数）	40	40	40	40	40
	（か所）	5	5	5	5	5

⑦ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆平成31年4月1日現在の会員数の内訳は、依頼会員が306人、提供会員が48人、両方会員が6人で、活動件数は507件となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆多様なニーズに対応するため、提供会員の確保に努め、活動件数の増加を図ります。

■量の見込みと確保方策

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み（延べ利用人数）	545	565	585	605	625
確保方策（延べ利用人数）	545	565	585	605	625

⑧一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、保育所（園）、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

■量の見込みの算出根拠

ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）

- ◆一時預かり（幼稚園型）の1号による利用実績は、平成27年度1,257人日、平成28年度4,175人日、平成29年度2,046人日、平成30年度2,612人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）

- ◆平成30年度の実績は、一時預かり事業（幼稚園型を除く）が192人日、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型事業を除く）が160人日となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆一時預かりに対するニーズは高いことから、現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

【ア 認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（幼稚園型）】

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (延べ利用人数)	1号による利用	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	2号による利用	—	—	—	—	—
確保方策	(延べ利用人数)	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600
	(か所)	8	8	8	8	8

【イ 一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業を除く）、子育て短期支援事業（トワイライトステイ事業）】

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（延べ利用人数）		410	410	410	410	410
確保方策 （延べ利用人数）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	250	250	250	250	250
	子育て援助活動支援事業 （病児・緊急対応強化事業を除く）	160	160	160	160	160
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—
確保方策 （か所）	一時預かり事業 （幼稚園型を除く）	5	5	5	5	5
	子育て短期支援事業 （トワイライトステイ事業）	—	—	—	—	—

⑨ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外において、保育所（園）、認定こども園等において保育を実施する事業です。

■ 量の見込みの算出根拠

- ◆ 平成 30 年度の実績値は、年間実利用者数は 462 人となっています。
- ◆ 計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。
- ◆ 現在の実施か所数を維持し、事業量の確保に努めます。

■ 量の見込みと確保方策

区分		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み（人）		475	475	475	475	475
確保方策	（人）	475	475	475	475	475
	（か所）	12	12	12	12	12

⑩病児保育事業

病児・病後児保育について、病院・保育所（園）等に付設された専用スペース等において、保育士や看護師等が一時的に保育等をする事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆本事業は、平成30年度まで広域連携した病児対応型施設と病後児対応型施設の計2か所で開催しており、平成30年度の実績は70人日となっています。平成31年4月より病児対応型施設が市内に開設したことにより、広域連携を終了し、現在は2施設となっています。
- ◆新たに開設した病児対応型施設の実績を基に、ニーズが高い事業であることから、一定期間は増加傾向、その後は一定量の見込みを設定します。
- ◆仕事と子育ての両立支援の一環として、事業の維持・確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み (延べ利用人数)	病児保育事業	450	480	500	500	500
	病後児保育事業	70	80	90	90	90
確保方策 (延べ利用人数)	病児保育事業	500	600	600	600	600
	病後児保育事業	80	90	90	90	90
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	—	—	—	—	—
確保方策 (か所)	病児対応型	1	1	1	1	1
	病後児対応型	1	1	1	1	1



⑪放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■量の見込みの算出根拠

- ◆令和元年5月1日現在の放課後児童クラブは27支援の単位(クラス)となっています。
- ◆放課後児童クラブの利用児童数は、平成27年度713人(低学年608人/高学年105人)、平成28年度824人(低学年690人/高学年134人)、平成29年度784人(低学年664人/高学年120人)、平成30年度830人(低学年708人/高学年122人)となっています。
- ◆計画期間中の量の見込みは、実績を基に設定します。子育て世代の増加が見込まれる地域においては、放課後児童クラブのニーズが高まると予測されます。また、女性就業率の上昇に伴い、放課後児童クラブに対するニーズも高まると予測されることから、現在の実施支援の単位(クラス)数を増やし、事業量の確保に努めます。

■量の見込みと確保方策

区分		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	低学年 (1-3年生)	800	840	850	880	890
	高学年 (4-6年生)	140	140	140	150	150
	合計	940	980	990	1,030	1,040
確保方策	(人)	960	1,000	1,000	1,040	1,040
	支援の単位 (クラス)	28	29	29	30	30



⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業

支給認定保護者の所得状況及びその他の事情を勘案して、国が定める基準に従い、特定教育・保育施設等に対して当該支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等の全部または一部を助成する事業です。

■今後の方向性

◆国の基準に準じて助成を実施します。

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■今後の方向性

◆今後の動向に応じて検討します。



4. 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制

(1) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進体制の内容

① 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園は、保育所（園）及び幼稚園の機能をあわせもち、保護者の就労状況にかかわらず、子どもを受け入れられる施設です。

本市においては、子ども・子育て支援新制度による施設型給付制度の創設や認定こども園制度の改正等により、地域の子どもを幼稚園、保育所（園）に区別せず、ともに育てていくという幼保一元化を推進します。

② 幼稚園教諭と保育士等との合同研修に対する支援

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、質の高い教育・保育や一体的な教育・保育を行うため、保育教諭、幼稚園教諭及び保育士による合同研修や人事交流等を推進し、互いの理解を深めるとともに人材育成に努めるものとします。

本市では、研修に必要な助言等の支援を行います。

③ 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の役割と必要性

ア 公立の教育・保育施設の役割

公立の教育・保育施設は、教育・保育施設間の連携事業の実施や連絡調整など、地域の教育・保育の水準の維持・向上を図るための基幹的な役割を果たしています。特に配慮が必要な子どもを対象とする特別な支援、家庭の養育力の低下等による家庭での保育困難なケースへの対応など、教育・保育施設のセーフティネットとしての役割を担っています。

イ 私立の教育・保育施設の役割

私立の教育・保育施設は、増大する保育需要に柔軟に対応するとともに効率的かつ迅速な運営により、多様化する保育ニーズに対応した教育・保育事業を提供します。

ウ すべての家庭への子育て支援の充実

すべての子育て家庭の多様なニーズに対応するため、放課後児童クラブや地域子育て支援拠点事業による相談・交流事業などの充実を図ります。さらに、教育・保育施設や子育て支援に関する情報提供を行い、子育て支援の充実に努めます。

④教育・保育施設及び地域型保育事業者との連携の推進方策

教育・保育施設は、地域における子育て支援の中核的な役割を担います。一方、原則として3歳未満の保育を必要とする子どもが利用する地域型保育事業においては、集団保育のほか、屋外遊戯場における活動なども保育に係る重要な要素となってきます。

このため、合同保育・園庭開放などのほか、発達に遅れの可能性がある子どもの早期発見やその家族に対する相談についても、教育・保育施設との連携が必要となってきます。

⑤保育所（園）、認定こども園、幼稚園と小学校等との連携の推進方策

ア 保育所（園）、認定こども園、幼稚園から小学校への円滑な接続

幼児期の学校教育は、子どもたちの「生きる力」の基礎や学校教育の基盤を培う重要な時期です。

保育所（園）、認定こども園、幼稚園は、担当職員と小学校教諭との意見交換会や相互参観等の実施を通して小学校との連携を図り、小学校教育への円滑な移行に努めます。

イ 放課後児童の健全育成の支援

保育の必要な児童たちは、小学校就学後に留守家庭児童となることも多く、安全な居場所の確保が必要となってきます。

多くの保育所（園）、認定こども園、幼稚園が、教育・保育施設と併せて放課後児童クラブを設置していることから、日ごろより小学校との連絡を密にし、放課後児童の安全と健全な育成の支援に努めます。





第6章

子どもの貧困対策推進計画



第6章 子どもの貧困対策推進計画

基本施策9 子どもの貧困対策の推進

1. 子どもの貧困対策推進計画の背景

日本の将来を担う子どもたちは国の一番の宝です。全ての子どもたちが夢と希望をもって成長し、自分の可能性を信じて前向きに挑戦することにより、未来を切り開いていけるようにすることが必要です。しかしながら現実には、子どもたちの将来がその生まれ育った家庭の事情等に左右されてしまう場合が少なくありません。

平成27年の国民生活基礎調査によると、平均的な所得の半分を下回る世帯で暮らす18歳未満の子どもの割合を示す「子どもの貧困率」は13.9%でした。これは約7人に1人が相対的貧困*状態にあることを示しています。平成24年の16.3%より改善が見られるものの、依然として厳しい状況が続いています。

本市では、平成29年の要保護及び準要保護児童生徒数を見ると434人、全児童生徒数の6.33%と、全国よりは低い結果となっています。また、平成30年4月1日現在の生活保護の受給状況を見ると、18歳未満の児童がいる世帯が32世帯（児童数56人）の内、ひとり親家庭が23世帯で約7割を占めています。

国は、平成25年6月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し、令和元年6月には同法の一部改正を行いました。法改正においては、目的として、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活等に向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することが明記されました。また、基本理念として、子どもの最善の利益*が優先考慮されること、貧困の背景に様々な社会的要因があることが明記されました。さらには、市町村が子どもの貧困対策についての計画を定めるよう努める旨が規定されたとともに、子どもの貧困対策に関する施策の実施状況についての検証及び評価その他の子どもの貧困対策に関する施策（子ども家庭総合支援拠点や要保護児童対策地域協議会など）の推進体制に関する事項が追加されています。法に基づき定められた「子どもの貧困に関する大綱」では、具体的な基本方針が示されました。

貧困の問題は、単に経済的困窮の問題だけでなく、保護者の病気、就労が不安定、養育の問題、親族等からの孤立など様々な要因を抱えており、子どもの学力不足、不衛生、食生活不全、虐待、不登校等のリスクが高まるなど、様々な悪影響を及ぼすことも考えられます。子どもや親の努力だけでは抜け出すのは難しく深刻化する場合もあることから、早期にシグナルをキャッチし、必要な支援につなぐ必要があります。また、地域福祉計画に基づいた地域共生社会に向けた取組として、一人ひとりが地域とつながり続け、孤立を防ぎ、属性にかかわらず、地域の様々な相談を受け止める体制づくりが求められています。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として、貧困撲滅に向けて、家庭、学校、地域、行政が一体となって取り組むため「子どもの貧困対策推進計画」を策定し、総合的な貧困対策を推進します。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律・大綱」について

法律の目的

子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、全ての子どもが心身ともに健やかに育成され、また、教育の機会均等が保障され、子ども一人一人が夢や希望をもつことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもの貧困対策を総合的に推進する。

法律の基本理念

- 1 社会のあらゆる分野において、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、子どもが心身ともに健やかに育成されることを旨として推進する。
- 2 子ども等に対する教育の支援、生活の安定に資するための支援、職業生活の安定と向上に資するための就労の支援、経済的支援等の施策を、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境にとって左右されることのない社会を実現することを旨として、子ども等の生活及び取り巻く環境の状況の変化に応じて包括的かつ早期に講じて推進する。
- 3 子どもの貧困の背景に様々な社会的な要因があることを踏まえて推進する。

大綱の分野横断的な基本方針

- 1 貧困の連鎖を断ち切り、全ての子供が夢や希望を持てる社会を目指す。
- 2 親の妊娠・出産期から子供の社会的自立までの切れ目のない支援体制を構築する。
- 3 支援が届いていない、又は届きにくい子供・家庭に配慮して対策を推進する。
- 4 地方公共団体による取組の充実を図る。

大綱の分野ごとの基本方針

- 1 教育の支援では、学校を地域に開かれたプラットフォームと位置付けるとともに、高校進学後の支援の強化や教育費負担の軽減を図る。
- 2 生活の支援では、親の妊娠・出産期から、社会的孤立に陥ることのないよう配慮して対策を推進する。
- 3 保護者の就労支援では、職業生活の安定と向上に資するよう、所得の増大や、仕事と両立して安心して子供を育てられる環境づくりを進める。
- 4 経済的支援に関する施策は、様々な支援を組み合わせることでその効果を高めるとともに、必要な世帯へ支援の利用を促していく。
- 5 子供の貧困に対する社会の理解を促進し、国民運動として官公民の連携・協働を積極的に進める。
- 6 今後5年間の重点施策を掲げ、中長期的な課題も視野に入れて継続的に取り組む。

本計画は、子どもの貧困に係る現状値や子ども・子育て支援ニーズ調査において子どもの貧困に係る調査結果などにより本市の現状を捉え、策定しています。

本市では、子どもの貧困対策を重点課題として捉え、子どもの貧困対策を推進していくため、子ども・子育て支援プランに子どもの貧困対策推進計画を内包し、策定しました。

今後、国・県の施策の動向や、社会情勢の変化などに応じて、必要に応じて見直しを行い、総合的な貧困対策を推進します。

2. 本市の子どもの貧困に関連する現状

(1) 数字から見る現状

子どもの貧困に関連する現状値は、各種統計調査の実施年月日が異なるため、表中における現状値の基準日は異なるものとなっています。

人口及び世帯数		
総人口	80,754 人	平成 30 年 4 月 1 日現在 資料：市民課
18 歳未満の児童数	13,486 人	
世帯数	30,744 世帯	
18 歳未満の児童のいる世帯数	7,835 世帯	

一人あたりの市町村民所得	3,490 千円	平成 27 年度 資料：栃木県統計課
--------------	----------	-----------------------

生活保護の受給状況		
世帯数	553 世帯	平成 30 年 4 月 1 日現在 資料：社会福祉課
18 歳未満の児童のいる世帯数	32 世帯	
18 歳未満の児童数	56 人	
①就学前児童	11 人	
②小学生	23 人	
③中学生	13 人	
④高校生	7 人	
⑤ ①～④以外	2 人	
うち、ひとり親世帯	23 人	

生活保護受給世帯に属する児童の高校進学状況		
中学 3 年生児童数（平成 29 年度末）	5 人	平成 30 年 5 月 1 日現在 資料：社会福祉課
①高等学校進学者数	4 人	
②就職者数	1 人	
③ ①・②以外	0 人	

児童扶養手当の受給状況		
受給資格者数	615 人	平成 30 年 4 月 1 日現在 資料：こども家庭課
①全部支給	241 人	
②一部支給	312 人	
③全部停止者数	62 人	
対象児童数 ※18 歳以上（年齢延長）は含まず	862 人	
①就学前児童	122 人	
②小学生	300 人	
③中学生	187 人	
④高校生	253 人	
⑤ ①～④以外	0 人	

就学援助の受給状況		
児童生徒数	6,858人	平成29年度 資料：学校教育課
①小学生	4,520人	
②中学生	2,338人	
要保護児童生徒数（実数）	46人	
①小学生	26人	
②中学生	20人	
準要保護児童生徒数（実数）	388人	
①小学生	245人	
②中学生	143人	
就学援助率	6.3%	

就学援助制度の周知状況		
入学時に制度の書類を保護者に配布している学校数	23校	平成30年度 資料：学校教育課
①小学校数	14校	
②中学校数	9校	
進級時に制度の書類を保護者に配布している学校数	23校	
①小学校数	14校	
②中学校数	9校	

就学援助（準要保護）の認定基準		
準要保護世帯認定基準と生活保護基準との比較	1.2倍	平成30年度 資料：学校教育課
認定次期	8月	

学校給食費の滞納状況		
学校給食費を3か月分以上滞納している児童生徒数	171人	平成30年3月31日現在 資料：学校教育課
①小学生	104人	
②中学生	67人	

学校健診で歯科受診勧告を受けた児童生徒の状況		
学校健診（う歯）で歯科受診勧告がなされたが未受診となっている児童生徒数	1,653人	平成30年3月31日現在 資料：学校教育課
①小学生	1,182人	
②中学生	471人	

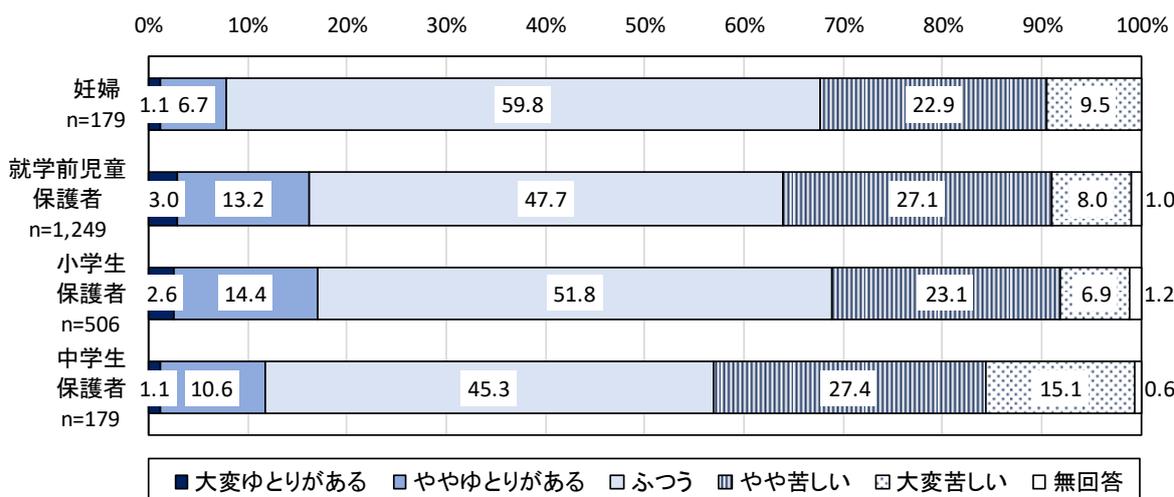
要保護児童対策地域協議会進行管理ケース		
要保護児童数	17人	平成30年4月1日現在 資料：こども家庭課
①就学前児童	2人	
②小学生	5人	
③中学生	4人	
④ ①～③以外	6人	
要支援児童数	33人	
①就学前児童	18人	
②小学生	12人	
③中学生	1人	
④ ①～③以外	2人	

要保護児童のいる家庭の主な虐待要因		
①生活困窮	4件	平成30年4月1日現在 資料：こども家庭課
②ひとり親家庭	5件	
③家庭内の不和	3件	
④保護者の疾病（精神疾患含む）	7件	
⑤ ①～④以外	9件	
養育支援訪問事業訪問ケース		
訪問世帯数（実世帯数）	13世帯	平成29年度 資料：こども家庭課
①生活困窮世帯	4世帯	
②ひとり親家庭	2世帯	
③若年・特定妊娠	1世帯	
④保護者の疾病（精神疾患含む）	3世帯	
⑤ ①～④以外	3世帯	
公営住宅入居状況		
入居戸数（実数）	401戸	平成30年4月1日現在 資料：建設課
18歳未満の児童が入居する戸数	120戸	
スクールソーシャルワーカーの配置状況	0人	平成30年4月1日現在 資料：学校教育課
子どもの学習支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施状況		
実施か所数	2か所	平成29年度 資料：社会福祉課
利用児童生徒数	32人	
①小学生	0人	
②中学生	32人	
③高校生	0人	
学習支援（その他）の実施状況※地域未来塾、市町単独事業等含む		
実施か所数	0か所	平成29年度 資料：社会福祉課
利用児童生徒数	0人	
①小学生	0人	
②中学生	0人	
③高校生	0人	
貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制	有	平成30年度 資料：栃木県こども政策課

(2) ニーズ調査結果から見る現状

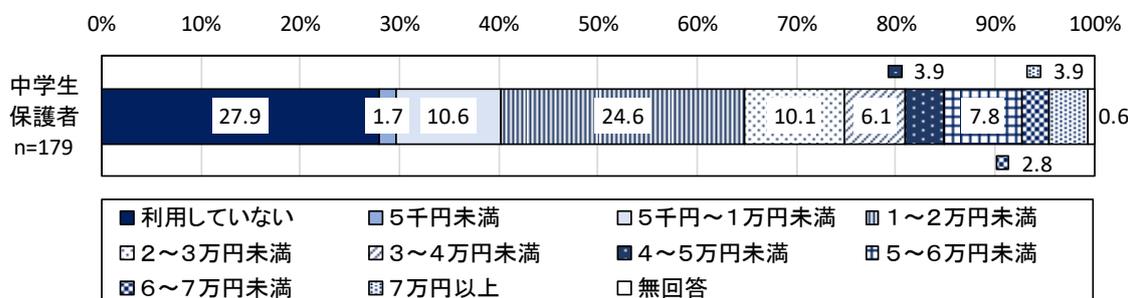
①暮らしの経済的な状況 妊婦／就学前児童保護者／小学生保護者／中学生保護者

『苦しい（「やや苦しい」と「大変苦しい」の合計値）』は、妊婦が32.4%、就学前児童保護者が35.1%、小学生保護者が30.0%、中学生保護者が42.5%と、就学前児童保護者及び中学生保護者で、暮らしの経済的な状況として苦しいと感じている割合が高い傾向が見られます。



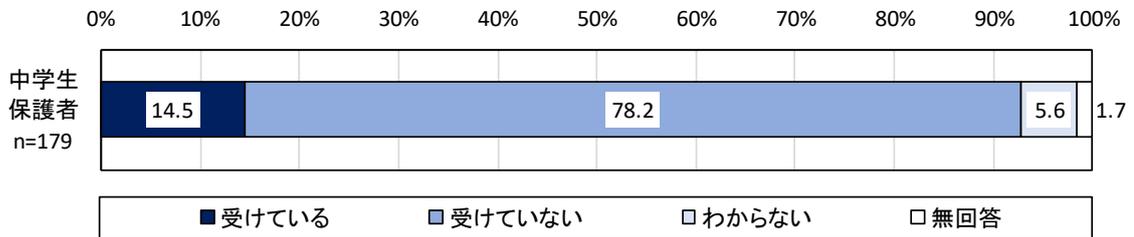
②ここ1か月のうち、学習塾等にかかった費用 中学生保護者

学習塾等を利用している生徒は約7割で、ひとりの子どもに対して、1か月にかかる費用は「1～2万円未満」が24.6%で最も高く、次いで「5千円～1万円未満」が10.6%、「2～3万円未満」が10.1%となっています。



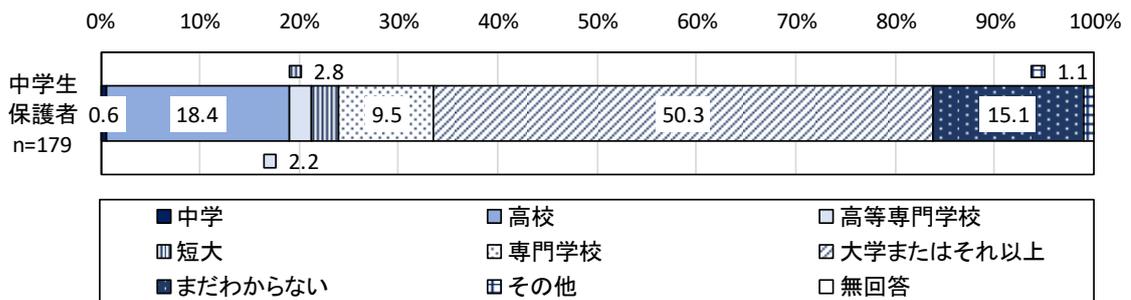
③就学援助の受給状況 中学生保護者

「受けている」が14.5%、「受けていない」が78.2%となっています。



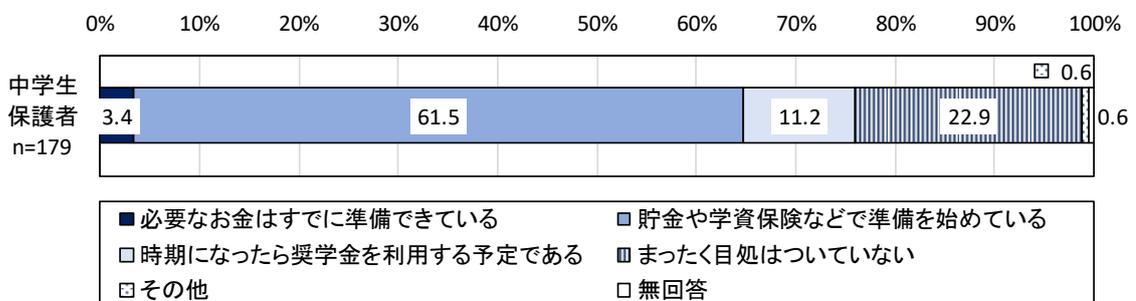
④お子さんに対して希望する教育課程 中学生保護者

「大学またはそれ以上」が50.3%で最も高く、次いで「高校」が18.4%、「まだわからない」が15.1%となっています。



⑤希望する教育課程に向けてのお金の準備状況 中学生保護者

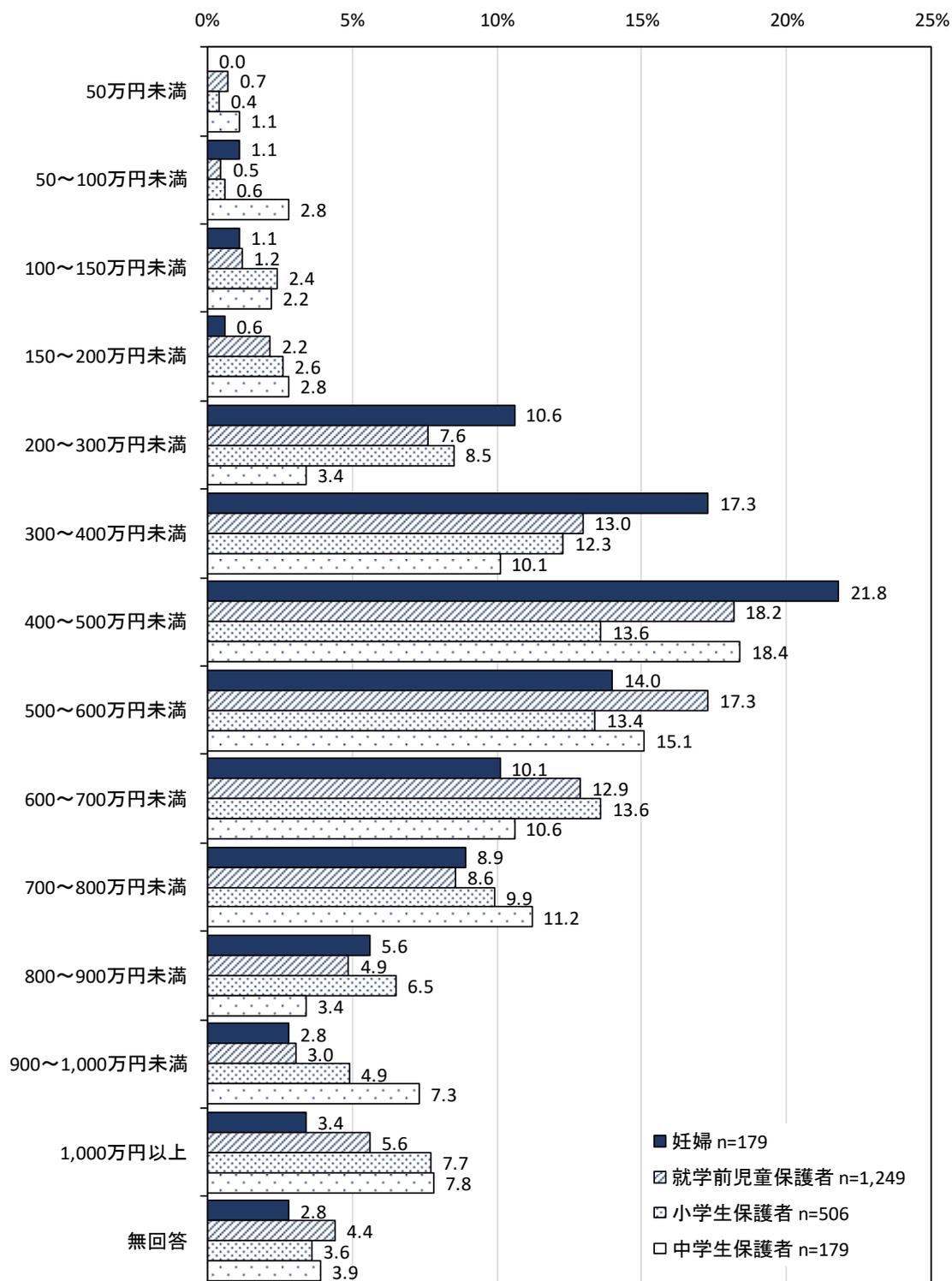
「貯金や学資保険などで準備を始めている」が61.5%で最も高く、次いで「まったく目処はついていない」が22.9%、「時期になったら奨学金を利用する予定である」が11.2%となっています。



⑥全世帯員の前年度の収入合計額（税込）

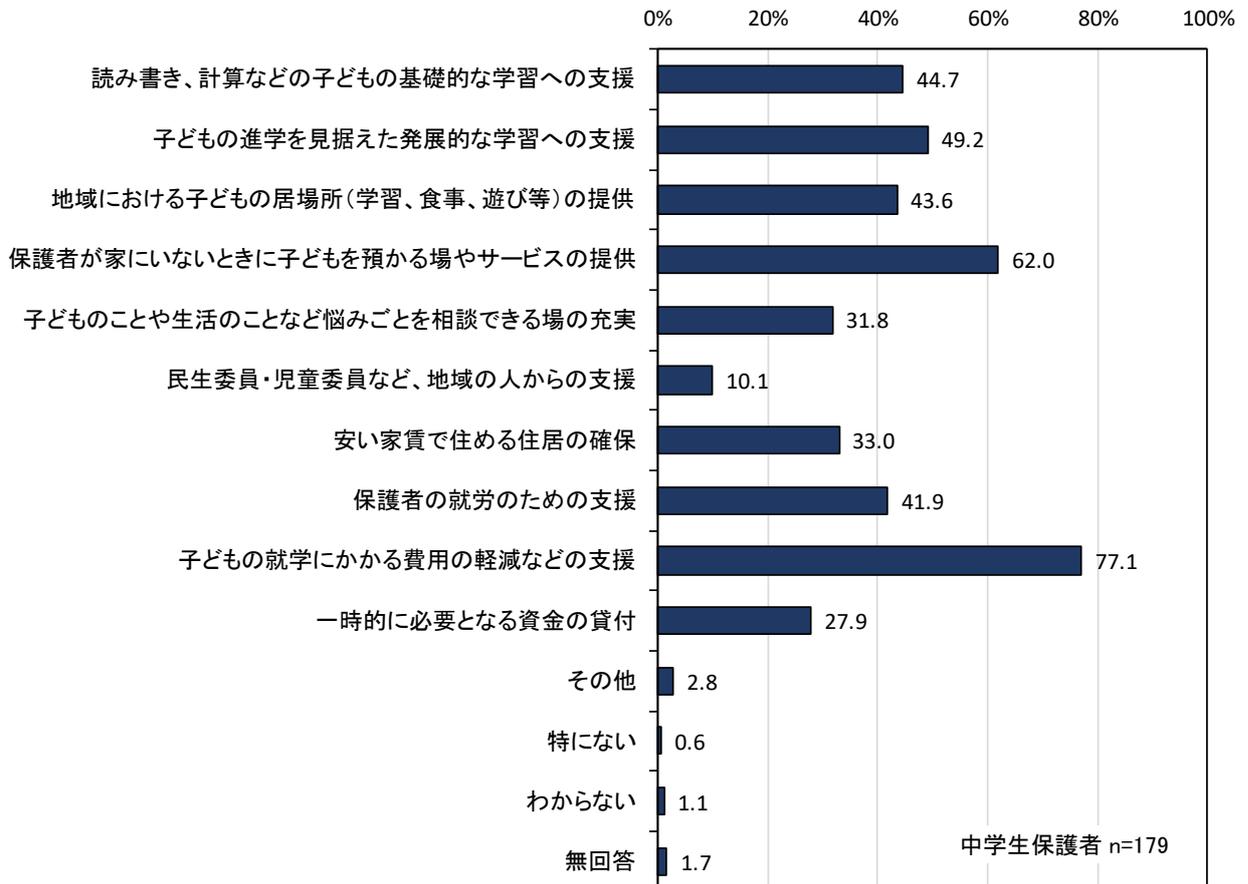
妊婦／就学前児童保護者／小学生保護者／中学生保護者

世帯年収が300万円未満の世帯は、妊婦、就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者ともに、約1割となっています。なお、本市における一人あたりの平均所得は349万円となっています。



⑦すべての子どもたちが生まれた環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していける社会の実現に向けて必要だと思う支援 中学生保護者

「子どもの就学にかかる費用の軽減などの支援」が77.1%で最も高く、次いで「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」が62.0%、「子どもの進学を見据えた発展的な学習への支援」が49.2%、「子どもの進学を見据えた発展的な学習への支援」が49.2%となっています。



3. 子どもの貧困対策の方針

(1) 早期発見のための取組の強化

妊娠期から20歳代前半までの各年代に応じて、地域・関係機関と連携し、早期発見に努めます。

(2) 生活の安定に資するための支援の充実

貧困により社会的孤立に陥らないよう、子どもの生活応援事業や保護者の家事・育児支援、緊急時の食料や生活をつなぐための給付等により生活を支援します。

(3) 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、能力、可能性を最大限に伸ばして夢に挑戦できるように学校とともに地域における教育の支援を行います。

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

生活困窮者やひとり親家庭の生活の安定が図れるよう、就労相談や資格取得のための給付の充実に努めます。

(5) 経済的支援の充実

経済的負担の軽減を図るため、各種給付や貸付制度を必要な方に迅速に対応できるように周知に努めます。

(6) 支援体制の整備・充実

地域を基盤としたネットワークを構築し、学校、地域、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

(1) 早期発見のための取組の強化

貧困の問題は実態が見えにくく、SOSを出すことができずに社会的孤立に陥り、深刻化することがあります。早い段階でシグナルをキャッチし、必要な支援に迅速につなぐことで問題解決を図ることが重要です。そのためには、子どもが生まれる前から貧困状態にある家庭に目を向け、支援の手をさしのべられるよう、関係機関と連携を図りながら早期発見のための施策を講じます。

事業名／事業内容	担当課
<家庭児童相談室>【再掲】	こども家庭課
家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受け、関係機関と連携を図りながら支援します。	
<子育て世代包括支援センター特定妊婦の早期発見>	こども家庭課
子育て世代包括支援センターにて、全ての妊婦と面接し、実情を把握します。経済的に困窮している妊婦は特定妊婦として、支援プランを作成し、妊娠期から子育て期まで、医療、福祉等の関係機関と連携を図りながら相談の支援をします。	
<保育所（園）入所時の面接・入所後相談>	保育課
保育所（園）入所面接時及び入所後において家庭状況の聞き取りや児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係各課に通告・相談し問題の解決を図ります。	
<幼稚園での相談>	学校教育課 保育課
幼稚園において家庭状況の聞き取り、児童の観察を行い、児童虐待や家庭の貧困問題等を発見した場合は、速やかに、関係機関に通告・相談し問題の解決を図ります。	
<小・中学校での相談>	学校教育課
学校の児童・生徒の状況により、必要な場合は担任や養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校支援相談員、心の教室相談員等により面接を行い、貧困問題等を発見した場合は、関係機関と連携を図ります。	
<スクールソーシャルワーカーによる相談>	学校教育課
巡回相談や面談等の相談を行うことにより、見えにくい貧困の問題を発見し、早期に福祉制度につなげ家庭を支援し解決に結びつけるため、学校と福祉関係機関との連携を図りながら、家庭を支援します。	

事業名／事業内容	担当課
<p><ひとり親家庭自立支援相談></p> <p>ひとり親家庭の保護者の相談に、母子・父子自立支援員兼婦人相談員が応じ、個々の家庭の実状に応じた自立支援プログラムを策定し自立に向けた支援を行います。</p>	<p>こども家庭課</p>
<p><地域と連携による早期発見></p> <p>民生委員児童委員、地区社協、自治会等、地域からの支援を要する家庭の連絡により、ソーシャルワーカーや家庭相談員が相談に応じ必要な支援制度につなげます。</p>	<p>学校教育課 こども家庭課</p>



(2) 生活の安定に資するための支援の充実

生活困窮により、子どもの健やかな発育・発達及び健康の維持に影響を及ぼしたり、社会的孤立を深刻化させることのないよう、個々の状況に応じた支援が必要です。

支援を要する子どもを対象とした居場所づくり、望ましい生活習慣や食育の支援、保護者の子育てと就業の両立支援、特にひとり親家庭の日常生活支援や育児支援等に取り組みます。

また、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の食料支援や生活をつなぐための支援の充実を図ります。

事業名／事業内容	担当課
<生活福祉資金貸付事業> 低所得世帯、障がい者世帯、失業などにより生活が困難な世帯を対象に、経済的自立と生活意欲の助長を図ることを目的に、栃木県社会福祉協議会が実施主体となり実施する貸付事業です。 真岡市社会福祉協議会では、貸付の窓口、予備審査、償還指導などの事務を行うものですが、貧困世帯や行政など関係機関からの相談に対し適切な助言・指導を行うことで、世帯の自立に向けた支援を行います。	真岡市社会福祉協議会
<社会福祉金庫貸付事業> 緊急かつ一時的に生計維持が困難となった世帯の課題解決に向けた相談を行い、必要に応じて少額の貸付を行います。	真岡市社会福祉協議会
<緊急用食料等給付事業> 低所得者等が、緊急かつ一時的に食料等の生活に必要なものが確保できなくなり、生命が脅かされるおそれがある場合、生活再建に向けた支援のため、食料等の現物給付を行います。	真岡市社会福祉協議会



(3) 教育支援の充実

家庭の経済状況にかかわらず、学ぶ意欲と能力のあるすべての子どもが質の高い教育を受け、能力・可能性を最大限伸ばしてそれぞれの夢に挑戦できるよう、学校を子どもの貧困対策のプラットフォームと位置付け、総合的に対策を推進することが求められています。学校教育、生涯学習、福祉、地域の連携による教育の支援、就学の援助、生活困窮者自立支援事業等に取り組みます。

事業名／事業内容	担当課
<生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業>	社会福祉課
子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣、仲間との出会い活動ができる居場所づくり、進学に関する支援、高校進学者の中退防止に関する支援等、子どもと保護者双方に必要な支援を行います。	
<就学援助制度>	学校教育課
小・中学校に通学している児童生徒の保護者で経済的に困難な家庭に対して、学校でかかる経費の一部を援助します。	
<奨学金制度>【再掲】	学校教育課
経済的理由により入学・修学が困難な優秀な生徒・学生に学資等を貸与し、広く、有能な人材を育成することを目的として、入学資金・修学資金を無利子で貸付します。	
<就労者定住促進奨学金返還支援事業>【再掲】	学校教育課
奨学金を受けて大学等に進学した方が、卒業後に真岡市に住所を置き、就職した場合、返済された奨学金の一部を補助する事業で、大学卒業後の働く世代が真岡市へ移住・定住することを促進します。	
<スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整>	学校教育課
貧困状況にある子どもを、学習支援や就学援助等の支援に円滑につなぎます。	



(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

保護者の就労支援は、労働によって一定の収入を得て生活の安定を図るうえで重要です。また、収入面のみならず、家庭でゆとりをもって子どもと接する時間を確保することや、保護者が働く姿を子に示すことにより子どもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義があり、保護者の就労支援の充実が求められています。

生活困窮者やひとり親家庭が抱える様々な課題に対応し、生活状況や就業への意欲等の個々の状況により、自立に向けた相談や学び直しの支援、仕事と子育ての両立のための支援等により就労支援を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<p><生活困窮者の就労支援></p> <p>収入が不安定で家賃や税金を滞納しているなど、生活に困りごとや不安を抱えている方の相談に応じ、具合的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p> <p>就労に関する支援としては、ハローワーク*への同行支援や、履歴書の書き方の支援、就労に向けた生活面を整えるための支援などを行います。</p>	真岡市社会福祉協議会
<p><ひとり親家庭の就労支援></p> <p>ひとり親家庭の保護者の相談に応じ、生活状況や就業への意欲等の状況を把握した上で、自立支援プログラムを策定し、資格取得促進のための事業の紹介やハローワークと連携し就労支援を行います。</p>	こども家庭課
<p><高等職業訓練促進給付金等事業>【再掲】</p> <p>就職に結びつきやすい各種資格（看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等）を取得するための養成機関に修学する市内在住のひとり親家庭の母及び父に対し、修学期間中における生活費の負担軽減を図る為、高等職業訓練促進給付金を支給します。また、終了後には終了支援給付金を支給します。</p>	こども家庭課
<p><母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業>【再掲】</p> <p>ひとり親家庭の母及び父の主体的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図ることを目的として、雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等の就業に結びつく可能性の高い講座を受講した場合に、対象者が受講の為に支払った費用の一部を自立支援教育訓練給付金として支給します。</p>	こども家庭課

(5) 経済的支援の充実

子どもの貧困対策を進めるにあたり、経済的支援に関する施策は、家庭の生活を下支えするものとして大変重要です。

経済的支援が必要な家庭に、生活保護や各種手当の支給などをその他の支援と組み合わせ、円滑に提供できるよう努めます。

事業名／事業内容	担当課
＜児童扶養手当＞【再掲】 父母の離婚、父または母の死亡などによって、父または母と生計を同じくしていない児童や、父または母が重度の障がいの状態にある児童が心身ともに健やかに育成されることを目的に支給します。	こども家庭課
＜ひとり親家庭医療費の助成＞【再掲】 18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を養育するひとり親家庭の親と子に対し、保険診療分の医療費を一部助成します。	こども家庭課
＜母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県）＞【再掲】 平成26年10月から法改正により、父子家庭も対象となり、ひとり親家庭の経済的自立とその扶養する子の福祉の増進を図るため、修学資金等の各種資金を貸付します。 申請については市が窓口となります。	こども家庭課
＜ファミリー・サポート・センター利用料助成＞【再掲】 ファミリー・サポート・センターに登録し、相互援助活動を利用した場合（同一世帯の子どもを複数預かる場合は、2人目から半額）に、その利用料1時間あたり200円（利用料が半額の場合は100円）を助成することにより、保護者の経済的負担の軽減を図り、育児と仕事の両立を支援します。	こども家庭課
＜生活保護＞ 経済的支援の必要な困窮世帯に対して、生活保護制度による経済的支援をすることにより、子どもの健全育成と生活基盤の確保を支援します。	社会福祉課
＜多子世帯への支援＞ 多子世帯を対象とした支援の充実を図り、経済的負担等の軽減に取り組みます。	関係各課
＜助産制度＞ 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への支援を検討します。	こども家庭課

(6) 支援体制の整備・充実

子どもの貧困対策を総合的に推進するためには、地域や関係機関と連携し、協力を得ながら、地域の実状に即した施策に取り組むことが重要です。

そのため、地域を基盤としたネットワークを構築し、地域、学校、行政が一体となり子どもの貧困対策を推進します。

事業名／事業内容	担当課
<貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制の整備>	関係各課
貧困等困難を抱える児童に対し、関係部署が連携しながら、課題の解決に向けた対応を行います。	
<子ども家庭総合支援拠点の整備>【再掲】	こども家庭課
子どもとその家庭及び妊産婦等からのさまざまな相談に対応し、関係機関と連携し社会資源を有機的に繋いで継続的なサポートを行う「子ども家庭総合支援拠点」を整備します。	
<スクールソーシャルワーカーによる相談支援>	学校教育課
学校訪問や保護者等との面談を定期的に行い、見えにくい貧困の問題の早期発見に努め、学校と福祉関係機関との連携のもと、福祉制度につなげるなど、必要な支援を図ります。	
<要保護児童対策地域協議会>【再掲】	こども家庭課
貧困状況にある家庭は、経済的な問題だけでなく様々な問題が絡み合うことも多いため、関係機関とのネットワークを強化し対応することが必要です。要保護児童対策地域協議会を活用し、要保護児童、要支援児童、特定妊婦等への適切な保護又は支援を図ります。	
<こども食堂参入者への連携支援>【再掲】	真岡市社会福祉協議会
ひとりで過ごすことが多い子どもの居場所、学校の勉強についていけない子どものための学習支援の場、歯磨きなどの習慣がない子どもたちに歯磨きの習慣を伝える場など、食をとおした子どもの居場所を提供する様々な支援者と連携し、支援します。	
<フードバンク参入者への連携支援>【再掲】	真岡市社会福祉協議会
賞味期限内で十分に食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品を寄贈してもらい、食に困っている人や福祉施設等に無償で提供する様々な支援者と連携し、支援します。	



第7章

計画の指標及び推進体制と進行管理



第7章 計画の指標及び推進体制と進行管理

1. 計画の指標

No.	指標	該当施策	現状値	目標値 (令和6年)
1	合計特殊出生率 資料：栃木県保健統計年報	計画全体	1.47 (平成29年)	上昇を目指す
2	真岡市で子育てをしたいと思う親の割合 (「その居住地で今後も子育てをしたいか」に対して「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」の合計値(各健診の平均値)) 資料：乳幼児健診「健やか親子21」アンケート(4か月児、1歳6か月児及び3歳児)	計画全体	96.7% (平成30年)	98.0%
3	子育てを楽しんでいる割合 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	計画全体	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			68.9% (平成30年)	75.0%
			小学生の保護者	小学生の保護者
			62.5% (平成30年)	67.0%
4	もおかつと聞いたことがある割合 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策1	—	50.0%
5	子育てに関する情報が入手できている割合 (「充分に入手できている」と「ある程度入手できている」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策1	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			62.1% (平成30年)	67.0%
			小学生の保護者	小学生の保護者
			55.8% (平成30年)	61.0%
6	子ども家庭総合支援拠点の設置 資料：こども家庭課	基本施策1	—	設置 (令和3年度)
7	一体型の放課後子ども教室整備 資料：生涯学習課/保育課	基本施策1	2か所 (平成30年)	3か所
8	いじめに対して心配している割合 (「少し心配している」と「心配している」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策2	中学生	中学生
			39.1% (平成30年)	30.0%
9	学校に行くのが好き・楽しみの割合 (「非常にそう思う」と「まあそう思う」の合計値) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策3	中学生	中学生
			71.2% (平成30年)	80.0%

No.	指標	該当施策	現状値	目標値 (令和6年)
10	男女の固定的役割意識は解消されていると感じる市民の割合 (「思う」と「どちらかと言えば思う」の合計値) 資料：市民意向調査	基本施策5	52.3% (平成30年)	60.0%
11	子育てと仕事を両立する上で大変だと感じる割合 (「子育てとの両立」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策5	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			56.3% (平成30年)	50.0%
12	児童虐待または児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策6	就学前児童の保護者	就学前児童の保護者
			12.0% (平成30年)	5.0%
13	待機児童数 資料：保育課	基本施策8	小学生の保護者	小学生の保護者
			47.0% (平成30年)	40.0%
12	児童虐待または児童虐待の疑いがあるお子さんがいる場合、どこに相談・通報するかわからない保護者の割合 (「どこに相談・通報するかわからない」) 資料：子ども・子育て支援事業ニーズ調査	基本施策6	小学生の保護者	小学生の保護者
			11.3% (平成30年)	5.0%
13	待機児童数 資料：保育課	基本施策8	3人 (平成31年)	0人



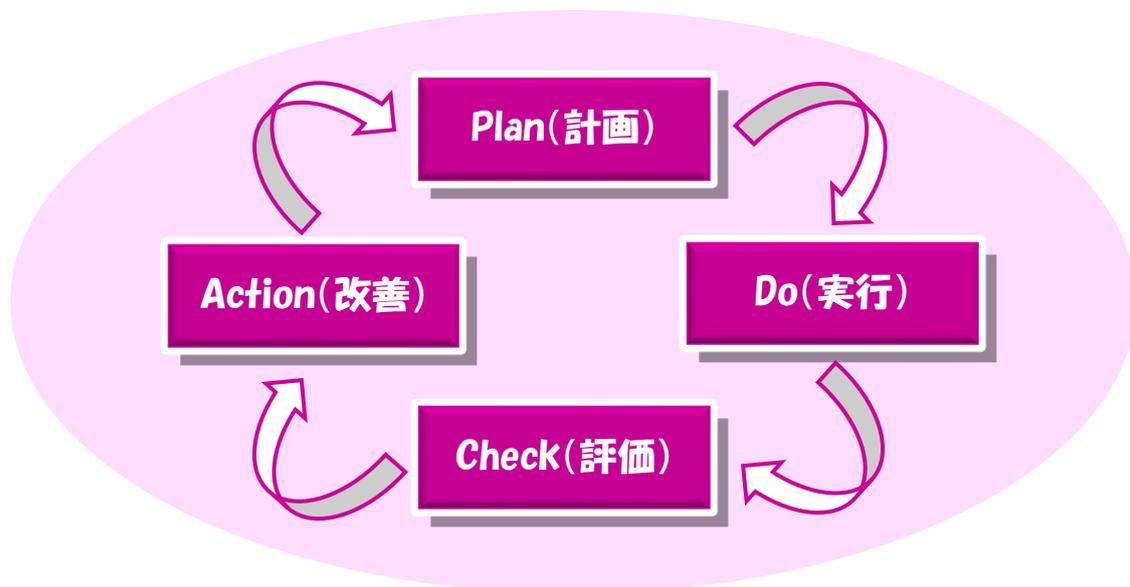
2. 計画の推進体制と進行管理

本計画は、真岡市の子育て支援に関する基本的な方向性を定めたものです。各施策の推進については、関係各課が連携し、全庁的な体制で取り組んでいく必要があります。このため、本計画の推進にあたっては、庁内関係各課と連携しながら、事業実施に伴う調整や毎年度の計画の進捗状況を把握し、点検・評価を行います。

また、市民や地域活動団体、関係機関からなる「真岡市子ども・子育て会議」を引き続き開催し、毎年度の計画の進捗状況について、点検・評価し、必要に応じて見直しを行います。

なお、結果については、市のホームページ等を通して市民に公表します。

〈PDCAサイクル*の概念図〉



■子ども・子育て会議の役割

子ども・子育て支援法第77条第1項に規定されている市町村に設置される会議の役割は、次のような内容になっています。

- 1 自治体が教育・保育施設や地域型保育事業の利用定員を定める際や、子ども・子育て支援事業計画を策定又は変更する際には、会議の意見を聴かなければならない。
- 2 自治体における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査審議する。



資料編



資料編

1. 真岡市子ども・子育て支援プラン 事業一覧

- 表中 新規等欄に「★」印がある事業は、令和2年度～令和6年度までに実施予定の新規事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「拡充」とある事業は、令和2年度～令和6年度までに拡充予定の事業を表しています。
- 表中 新規等欄に「●」印がある事業は、平成27年度～平成31年度までに開始した事業を表しています。

第4章 次世代育成支援対策行動計画

基本施策1 生活・地域における子育て支援

1. 「もおかつ子」の普及活動

事業名	担当課	新規等
「もおかつ子」の普及活動	こども家庭課	★
真岡っ子をみんなで育てよう事業	生涯学習課	

2. 子育てにおける相談・情報提供の充実

事業名	担当課	新規等
子育て世代包括支援センター	こども家庭課	●
子ども家庭総合支援拠点の整備	こども家庭課	★
第一・第二子育て支援センター、にのみや保育園子育て支援センター（地域子育て支援拠点事業）	こども家庭課	
障がい児者相談支援センター	社会福祉課	
生活困窮者自立相談支援センター	社会福祉課	
エンゼル広場	保育課	
もしもテレフォン相談室	保育課	
もおか健康相談24	国保年金課	
まちなか保健室ほっとステーション	健康増進課	
マタニティ・子育て相談会の開催	こども家庭課	
子育てモバイルサイトの充実	こども家庭課	●
もおか子育てガイドブックの充実	こども家庭課	●
ファミサポだよりの配布	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布	こども家庭課	●

3. 子育て支援ネットワークの強化

事業名	担当課	新規等
「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課	★
地域子育てサロン事業	こども家庭課	

事業名	担当課	新規等
こども食堂参入者への連携支援	真岡市社会福祉協議会	★
フードバンク参入者への連携支援	真岡市社会福祉協議会	★

4. 子育てに関する経済的負担の軽減

事業名	担当課	新規等
児童手当	こども家庭課	
児童扶養手当	こども家庭課	
出産準備手当（マタニティ手当）	こども家庭課	
赤ちゃん誕生祝金	こども家庭課	
乳児紙おむつ購入助成券支給事業	こども家庭課	
妊産婦医療費の助成	こども家庭課	
こども医療費の助成	こども家庭課	拡充
養育医療費の助成	こども家庭課	
妊産婦健康診査費用助成の拡充	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	●
ファミリー・サポート・センター利用料助成	こども家庭課	●
幼児教育・保育無償化の制度	保育課	●
保育所（園）及び認定こども園の副食費の補助制度	保育課	●
国民年金保険料の産前産後期間の免除制度	国保年金課	
奨学金制度	学校教育課	
就労者定住促進奨学金返還支援事業	学校教育課	
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業	建設課	●
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課	
空き家バンクリフォーム補助	建設課	●
住宅ローンの金利優遇	建設課	●

5. 子どもの健全育成

事業名	担当課	新規等
青少年健全育成連絡協議会運営支援	生涯学習課	
新・放課後子ども総合プランの推進	保育課 生涯学習課	
放課後子ども教室の充実	生涯学習課	
放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な推進	生涯学習課 保育課	
放課後子ども教室における余裕教室の活用に向けた具体的方策	生涯学習課	
放課後児童クラブでの特別な配慮を必要とする児童への対応	保育課	
放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取組	保育課	
放課後児童クラブの役割を向上させるための方策	保育課	
放課後児童クラブの育成支援の内容を、利用者や地域住民への周知を推進するための方策	保育課	

基本施策2 母子保健医療体制の充実

1. 妊娠期から子育て期の切れ目のない保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
子育て世代包括支援センター【再掲】	こども家庭課	●
母子健康手帳の交付	こども家庭課	
妊娠保健指導の実施	こども家庭課	
産後ケアの充実	こども家庭課	●
産前・産後サポート事業	こども家庭課	★
産後ヘルパー事業	こども家庭課	★
こんにちは赤ちゃん訪問（乳児家庭全戸訪問事業）	こども家庭課	
低体重児・未熟児等訪問事業（養育支援）	こども家庭課	
乳幼児健診の充実	こども家庭課	
新生児聴覚検査費助成事業	こども家庭課	●
3歳児視覚検査の実施	こども家庭課	拡充
産後うつ病等の早期発見・対応	こども家庭課	●

2. 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

事業名	担当課	新規等
喫煙や薬物等に関する教育	学校教育課	
思春期教室の開催	学校教育課 こども家庭課	
教育相談	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーの配置	学校教育課	
スクールカウンセラーの配置	学校教育課	
心の教室相談員の配置	学校教育課	
学校支援相談員の配置	学校教育課	
適応指導教室	学校教育課	

3. 食育の推進

事業名	担当課	新規等
離乳食教育の開催	こども家庭課	
乳幼児健康診査での栄養指導	こども家庭課	
農作物の収穫体験や季節の野菜を食べるなどの事業	農政課	
小・中学校での食に関する学習を実施	学校給食センター	
郷土料理や行事食の継承	学校給食センター	

4. 小児医療体制の充実

事業名	担当課	新規等
子どもに関わる医療体制の充実	健康増進課	
もおか健康相談24【再掲】	国保年金課	
「かかりつけ医を持ちましょう」の啓発活動	健康増進課	
こども医療費の助成【再掲】	こども家庭課	拡充
養育医療費の助成【再掲】	こども家庭課	

事業名	担当課	新規等
予防接種の推進	健康増進課	

5. 不妊に対する支援の充実

事業名	担当課	新規等
栃木県不妊専門相談センターの周知	こども家庭課	
不妊治療費の助成	こども家庭課	

基本施策3 個性と創造性を育む教育の充実

1. 家庭教育の充実

事業名	担当課	新規等
家庭教育学級	生涯学習課	
育児講座等の開催	こども家庭課	
祖父母リーフレットの配布【再掲】	こども家庭課	●

2. 未就学児教育の充実

事業名	担当課	新規等
私立幼稚園運営費補助	学校教育課	●
私立幼稚園教諭研修費補助	学校教育課	●
認定こども園運営費補助	保育課	●
幼児教育連絡協議会	学校教育課 保育課	
保育士等就職支援金交付事業	保育課	●
幼児教育アドバイザーの配置・確保等	保育課	★

3. 学校教育の充実

事業名	担当課	新規等
基礎・基本の確実な習得	学校教育課	
複数担任制のための非常勤職員の配置	学校教育課	
学力向上推進研修会	学校教育課	
自然教育センター	自然教育センター	
科学教育センター	科学教育センター	
教育国際交流	学校教育課	
マイ・チャレンジ推進事業	学校教育課	
英語教育の充実	学校教育課	
英語検定・漢字検定補助	学校教育課	
イングリッシュ・サマーキャンプ	学校教育課	

4. 地域活動・交流の推進

事業名	担当課	新規等
家庭教育オピニオンリーダー養成研修	生涯学習課	
地域子どもすくすく元気事業	生涯学習課 こども家庭課	

5. 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

事業名	担当課	新規等
有害図書等立入り調査	生涯学習課	
違法・有害情報の通報	市民生活課	

基本施策4 子育てしやすい生活環境の整備

1. 良質な居住環境の確保

事業名	担当課	新規等
若者・子育て世代定住促進住宅取得支援事業【再掲】	建設課	
入居者募集案内の情報提供	建設課	
公営住宅の優先入居	建設課	
空き家バンクによる住宅情報提供とリフォーム補助	建設課	●

2. 安心して外出できる環境の整備

事業名	担当課	新規等
公共施設のバリアフリー化の推進	関係各課	
子育てにやさしい公共施設などの整備	関係各課	
マタニティマークの促進	こども家庭課	

3. 子どもたちの安全の確保

事業名	担当課	新規等
地域ぐるみで子どもを見守るための対策等	学校教育課	
防犯機器の所持を啓発	学校教育課	
防犯灯設置補助事業	市民生活課	
こども110番の家の協力依頼	生涯学習課	
真岡っ子をみんなで育てよう事業【再掲】	生涯学習課	
危機情報の共有体制の推進	学校教育課 保育課	
少年指導センター	生涯学習課	
交通安全教室の開催	市民生活課	
未就学児を中心に子どもが日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検の実施	保育課	
通学路の指定及び安全の確保	学校教育課	
スクールガード	学校教育課	
幼児用補助装置（チャイルドシート等）購入補助金【再掲】	市民生活課 ※令和3年度から こども家庭課	
ながら見守り隊（愛称：にこにこ見守り隊）	市民生活課	●

4. 子どもの遊び場の整備

事業名	担当課	新規等
総合運動公園子ども広場	スポーツ振興課	●
真岡駅子ども広場	こども家庭課	●
「遊ぶ・学ぶ・にぎわう」機能を併せ持つ複合交流拠点の整備【再掲】	新庁舎周辺整備推進室 生涯学習課 こども家庭課	★
根本山自然観察センター	根本山自然観察センター	

基本施策5 家族生活と職業生活の両立の推進

1. 家庭生活における男女共同参画の推進

事業名	担当課	新規等
男女共同参画セミナー	生涯学習課	
講演会・研修会・講座等の開催	生涯学習課	
情報誌（アス）の配布	生涯学習課	
両親学級の開催	こども家庭課	
子育て学級「コアラちゃんクラブ」	生涯学習課	
男性の家事促進	生涯学習課	

2. 子育てと仕事の両立支援の推進

事業名	担当課	新規等
保育施設における保育内容の充実	保育課	
中小企業勤労者元気アップ支援事業	商工観光課	
働きやすい職場づくりの普及啓発	商工観光課 生涯学習課	
ワーク・ライフ・バランスの普及啓発	商工観光課 生涯学習課	

基本施策6 援護を必要とする子育て家庭への支援

1. 児童虐待防止対策の強化

事業名	担当課	新規等
子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	こども家庭課	★
要保護児童対策地域協議会	こども家庭課	
家庭児童相談室	こども家庭課	
養育支援訪問事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	●
児童虐待防止の普及啓発	こども家庭課	
里親制度の普及啓発	こども家庭課	
特別養子縁組制度等の普及啓発	こども家庭課	

2. 障がい児施策の推進

事業名	担当課	新規等
教育相談会の開催	学校教育課	
教育支援委員会の開催	学校教育課	
特別支援教育支援員の配置	学校教育課	
発達支援教室「遊びの教室」の開催	こども家庭課	
心理発達相談の実施	こども家庭課	
4歳児発達相談「のびのび発達相談」の実施	こども家庭課	
ことばの教室の開催	こども家庭課	
放課後児童クラブでの障がいのある児童の受け入れ	保育課	
放課後等デイサービス	社会福祉課	
児童発達支援サービスの提供	社会福祉課	
保育所等訪問支援	社会福祉課	
医療型児童発達支援の提供	社会福祉課	
児童入所支援	社会福祉課	
障がい児相談支援の提供	社会福祉課	
こども発達支援センターひまわり園	社会福祉課	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	社会福祉課	
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	社会福祉課	
医療・保健・福祉・教育等の相談支援ネットワーク	社会福祉課 こども家庭課 保育課 学校教育課	

3. ひとり親家庭等の自立支援

事業名	担当課	新規等
児童扶養手当【再掲】	こども家庭課	
母子・父子自立支援員による相談支援	こども家庭課	
婦人相談員による相談支援	こども家庭課	
高等職業訓練促進給付金等事業	こども家庭課	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	こども家庭課	
ひとり親家庭医療費の助成	こども家庭課	拡充
遺児手当	こども家庭課	
母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業（県）	こども家庭課	

4. 外国籍の子ども・家庭への支援

事業名	担当課	新規等
外国籍の家庭への行政サービス情報の提供	市民生活課	★
外国人の子どもに対する保育所（園）の受け入れ体制の充実	保育課	★
子育てモバイルサイトの充実【再掲】	こども家庭課	●
外国籍の妊婦への相談支援	こども家庭課	★

基本施策7 結婚に向けた支援

1. 出会いに向けた支援

事業名	担当課	新規等
結婚希望者への結婚相談会の開催	出会い結婚サポートセンター	
婚活イベント等の開催	出会い結婚サポートセンター	
婚活セミナーの開催	出会い結婚サポートセンター	
とちぎ結婚支援センター登録料補助事業	出会い結婚サポートセンター	

2. 結婚相談員への活動支援

事業名	担当課	新規等
結婚相談員への活動支援	出会い結婚サポートセンター	
広域での結婚相談員の情報交換や研修への参加	出会い結婚サポートセンター	

第5章 子ども・子育て支援事業計画

基本施策8 教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保

■教育・保育事業

事業名	担当課	新規等
教育・保育事業	保育課	

■地域子ども・子育て支援事業

事業名	担当課	新規等
利用者支援事業	こども家庭課	●
地域子育て支援拠点事業	こども家庭課	
妊産婦健康診査	こども家庭課	
乳児家庭全戸訪問事業	こども家庭課	
養育支援訪問事業・子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	こども家庭課	
子育て短期支援事業	こども家庭課	●
ファミリー・サポート・センター（子育て援助活動支援事業）	こども家庭課	
一時預かり事業	こども家庭課	
延長保育事業	保育課	
病児保育事業	保育課	
放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）	保育課	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	保育課	
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	保育課	

第6章 子どもの貧困対策推進計画

基本施策9 子どもの貧困対策の推進

①早期発見のための取組の強化

事業名	担当課	新規等
家庭児童相談室【再掲】	こども家庭課	
子育て世代包括支援センター特定妊婦の早期発見	こども家庭課	●
保育所（園）入所時の面接・入所後相談	保育課	
幼稚園での相談	学校教育課 保育課	
小・中学校での相談	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーによる相談	学校教育課	
ひとり親家庭自立支援相談	こども家庭課	
地域と連携による早期発見	学校教育課 こども家庭課	

②生活の安定に資するための支援の充実

事業名	担当課	新規等
生活福祉資金貸付事業	真岡市社会福祉協議会	
社会福祉金庫貸付事業	真岡市社会福祉協議会	
緊急用食料等給付事業	真岡市社会福祉協議会	

③教育支援の充実

事業名	担当課	新規等
生活困窮世帯等の子どもに対する学習支援事業	社会福祉課	
就学援助制度	学校教育課	
奨学金制度【再掲】	学校教育課	
就労者定住促進奨学金返還支援事業【再掲】	学校教育課	
スクールソーシャルワーカーによる学校と福祉の連携調整	学校教育課	

④保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援の充実

事業名	担当課	新規等
生活困窮者の就労支援	真岡市社会福祉協議会	
ひとり親家庭の就労支援	こども家庭課	
高等職業訓練促進給付金等事業【再掲】	こども家庭課	
母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業【再掲】	こども家庭課	

⑤経済的支援の充実

事業名	担当課	新規等
児童扶養手当【再掲】	こども家庭課	
ひとり親家庭医療費の助成【再掲】	こども家庭課	拡充
母子・父子・寡婦福祉資金貸付（県）【再掲】	こども家庭課	
ファミリー・サポート・センター利用料助成【再掲】	こども家庭課	●
生活保護	社会福祉課	

事業名	担当課	新規等
多子世帯への支援	関係各課	
助産制度	こども家庭課	

⑥支援体制の支援・充実

事業名	担当課	新規等
貧困等困難を抱える児童の情報共有に関する庁内連携体制の整備	関係各課	
子ども家庭総合支援拠点の整備【再掲】	こども家庭課	★
スクールソーシャルワーカーによる相談支援	学校教育課	
要保護児童対策地域協議会【再掲】	こども家庭課	
こども食堂参入者への連携支援【再掲】	真岡市社会福祉協議会	
フードバンク参入者への連携支援【再掲】	真岡市社会福祉協議会	

2. 真岡市子ども・子育て会議

(1) 真岡市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 6 月 19 日

条例第 26 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 77 条第 1 項の規定に基づき、真岡市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 子ども・子育て会議は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 3 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 4 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 子ども・子育て会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 2 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 真岡市子ども・子育て会議 委員委嘱名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏名	選出区分	所属・役職等	備考
1	水沼 隆	事業者	真岡市立真岡小学校長	
2	○仲島 大	事業者	西真岡保育園理事長	副会長
3	宇南山 照元	事業者	芳賀地区幼稚園連合会副会長 (認定こども園真岡ひかり幼稚園長)	
4	中里 信昭	事業者	真岡保育所長	
5	石井 ゆかり	事業者	真岡市学童保育連絡協議会支援員	
6	高山 久恵	事業者	真岡市保育ママ連絡協議会会長	
7	青木 圭太	保護者	真岡市 PTA 連絡協議会会長	R1.5.15 まで
	東泉 磨希			R1.5.16 から
8	水澤 良輔	保護者	西真岡保育園後援父母会代表	
9	伊沢 伸一	保護者	認定こども園真岡ひかり幼稚園父母の 会会長	
10	渡邊 賢	保護者	真岡市学童保育連絡協議会会長	
11	吉羽 由佳	事業主	真岡商工会議所青年部会員	
12	田口 輝明	労働者	真岡市勤労者懇談会推薦委員	
13	中里 公子	学識経験	民生委員児童委員協議会主任児童委員	R1.11.30 まで
	菅又 英子			R1.12.1 から
14	関上 佳代子	学識経験	学識経験者	
15	◎横田 康子	学識経験	学識経験者	会長
16	七海 朱美	学識経験	真岡市議会民生文教常任委員会委員長	R1.5.14 まで
	春山 則子			R1.5.15 から
17	井田 由梨	公募	公募委員	
18	齋藤 知里	公募	公募委員	
19	高橋 智美	公募	公募委員	
20	三澤 一之	公募	公募委員	

※「◎」は会長、「○」は副会長

3. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会

(1) 真岡市子ども・子育て支援プラン策定委員会設置規定

(設置)

第1条 真岡市次世代育成支援対策行動計画及び真岡市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定にあたり基本となるべき事項について協議する機関として、真岡市子ども・子育て支援事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所轄事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 事業計画策定作業にあたっての基本的な方針に関すること。
- (2) その他計画の策定にあたって必要な事項に関すること。

(組織並びに委員長及び副委員長の職務)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長には副市長、副委員長には健康福祉部長をもって充て、委員は別表第1に掲げる者をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会の事務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、必要に応じ議事に関係する者を臨時に出席させることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、所轄事務に関する調査研究に係る事務を処理するため、専門部会を置く。

- 2 専門部会は、部会長と部会員をもって組織する。
- 3 部会長にはこども家庭課長、部会員には別表第2に掲げる課にあって、協議事項に特に関係する所属の職員をもって充てる。
- 4 部会長は、専門部会の事務を総理し、調査研究した事項の結果を委員会に報告する。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、健康福祉部こども家庭課において処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成31年訓令第3号)

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1 (第3条関係)

総務部長 市民生活部長 産業部長 建設部長 教育次長
総合政策課長 市民生活課長 こども家庭課長 保育課長 健康増進課長
社会福祉課長 商工観光課長 建設課長 学校教育課長 生涯学習課長

別表第2 (第5条関係)

総合政策課 市民生活課 こども家庭課 保育課 健康増進課 社会福祉課
商工観光課 建設課 学校教育課 生涯学習課

4. 真岡市子ども・子育て支援プラン策定経過

年 月 日	事項	内容
平成30年10月23日	第1回子ども・子育て会議	計画の策定（概要）について
平成31年 1月7日～2月1日	子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	【対象】 就学前児童保護者、小学生保護者、 中学生保護者、中学生本人、妊婦本人
平成31年3月26日	第2回子ども・子育て会議	ニーズ調査結果（速報）について 計画の策定（概要）について
令和元年5月17日	第1回専門部会	計画素案（総論の部分）について
令和元年5月24日	第1回策定委員会	
令和元年6月21日	第1回子ども・子育て会議	
令和元年8月30日	第2回専門部会	計画素案（総論・各論の部分）について
令和元年10月3日	第2回策定委員会	
令和元年11月15日	第2回子ども・子育て会議	
令和2年 1月6日～1月24日	パブリックコメント*の実施	計画原案の周知、意見募集
令和2年2月10日	第3回子ども・子育て会議	パブリックコメントの結果について

5. 用語集

【あ行】

育児休業	子どもが1歳（一定の場合は、最長で2歳）に達するまで申出により育児休業の取得が可能（父母ともに育児休業を取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間の1年間【パパ・ママ育休プラス】）。また、産後8週間以内の期間に育児休業を取得した場合は、特別な事情がなくても申出により再度の育児休業取得が可能【パパ休暇】。
医療的ケア児	人工呼吸器を装着している障がい児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児。
M字カーブ	女性の年齢別就業率を見ると、結婚出産期に当たる20歳代後半から30歳代にかけて一時低下し、その後上昇し、グラフを描くとM字のカーブになることからこう呼ばれている。
オレンジリボン	子ども虐待防止のシンボルマークとして、子どもへの虐待をなくすことを呼びかける市民運動のこと。なお、女性への暴力の根絶や、膵臓がんの啓発と撲滅をはじめとするパープルリボンというものもある。

【か行】

核家族	一組の夫婦と未婚の子どもからなる家族構成のこと。
学習障害（LD）	Learning Disabilities 全般的な知的発達に遅れはないが、聞く・話す・読む・書く・計算する・推論する等の特定の能力の習得と活用に著しい困難を示す障がい。
家庭児童相談室	家庭相談員が子ども（18歳未満）とその家庭における養育環境や経済的困窮、虐待や問題行動等のさまざまな悩みについての相談を受ける相談機関。
教育・保育施設	幼稚園・認定こども園（幼稚園と保育園の機能を併せ持つ施設）・保育園のこと。
協働	複数の主体が同じ目的のために、協力して働くこと。市民と行政が協力してまちづくりに取り組むことなどに用いられる。
合計特殊出生率	15～49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとしたときの子どもの数に相当する。

子育て世代包括支援センター	<p>妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、子育て世代包括支援センターに保健師等を配置して、「母子保健サービス」と「子育て支援サービス」を一体的に提供できるよう、きめ細かな相談支援等を行う。本市では、令和3年度に設置を予定している「子ども家庭総合支援拠点」との連携を図りながら支援を展開する。</p>
こども110番の家	<p>誘拐、わいせつ行為などの犯罪や声かけ事案等の不審者から子どもを守るために、通学路に面した一般家庭や商店、コンビニエンスストアなどの協力により設定された緊急避難場所。</p>
子ども・子育て関連3法	<p>①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）</p>
子ども・子育て支援新制度	<p>「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度。</p>
子ども家庭総合支援拠点	<p>地域のすべての子ども・家庭の相談に対応する子ども支援の専門性・人的資源を組織・ネットワークとして保有し、相談・ソーシャルワーク対応ができる組織・機能。地域の資源を有機的につなぐ役割。</p>
子どもの最善の利益	<p>子どもの福祉に関する広い範囲の問題を決定するために、ほとんどの裁判所が準拠する原則であり、国際人権条約の一つである「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」において基本原則として掲げられている。</p> <p>子どもの権利は、大きく分けて以下の4つである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生きる権利：すべての子どもの命が守られること。 ・育つ権利：もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療や教育、生活への支援を受け、友達と遊んだりすること。 ・守られる権利：暴力や搾取、有害な労働などから守られること。 ・参加する権利：自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

【さ行】

里親制度	何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭環境の下での養育を提供する制度。
産後うつ病	出産後に抑うつ症状が現われる病気。
施設型給付	幼稚園・認定こども園・保育園に対する財政措置で、市が施設・保護者に運営経費や助成金の支給を行うもの。施設が施設型給付を受けるためには、市から「確認」を受ける必要がある。
児童相談所	県の相談機関として子どもについての様々な相談に応じ、それぞれの問題解決に必要な指導援助を提供するところ。
自閉症	生まれつき脳の障がいによって、幼児期早期に明らかになる認知障がい等の発達障がい。次のような3つの領域全てにおいて一定の基準以上の障がい認められる人が自閉症と診断される。①対人関係が薄く社会性の発達が悪い②言葉をはじめとするコミュニケーションがうまくとれない③行動、興味が限られていたり、強いこだわりをもつ。
就業率	15歳以上の人口のうちの就業者数の割合。
スクールカウンセラー	学校に配置され、児童・生徒の生活上の問題や悩みの相談に応じるとともに、教師や保護者に対して指導・助言を行う専門家。
スクールソーシャルワーカー	いじめや不登校、虐待、貧困など、学校や日常生活における問題に直面する子どもを支援する社会福祉の専門家。子ども本人だけでなく、家族や友人、学校、地域など周囲の環境に働きかけて、問題解決を図る。
相対的貧困	貧困の定義は、大きく「相対的貧困」と「絶対的貧困」に分かれ、相対的貧困とは、その国の文化水準、生活水準と比較して困窮した状態を指し、世帯の所得が、その国の等価可処分所得の中央値の半分に満たない状態のこと。絶対的貧困とは、人間として最低限の生存を維持することが困難な状態を指す。

【た行】

注意欠陥多動性障害（ADHD）	落ち着くことができない「多動」、1つに集中できない「集中困難」、待てない・せっかちであるといった「衝動性」という3つの大きな特徴がある。
特別養子縁組制度	子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親（生みの親）との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立。

【は行】

発達障がい	自閉症、アスペルガー症候群、学習障がい、注意欠陥多動性障がい その他これに類する脳機能の障がい、通常低年齢において発現する。
パブリックコメント	重要な政策などを決定する際に、あらかじめ原案の段階から公表して広く意見を求め、それを考慮して最終的な意思決定を行うとともに、寄せられた意見に対して行政の考え方を公表する仕組み。
バリアフリー化	子ども、妊産婦、障がい者、高齢者等誰もが不自由なく、社会生活を営む上で物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害を取り除こうという考え方。
ハローワーク	公共職業安定所の愛称。
PDCAサイクル	計画の推進において、Plan（計画の策定）Do（計画の実行）Check（実施状況の確認・評価）Action（評価結果の計画への反映・計画の見直しとその実行）の手順を循環させることで、継続的に計画の実効性を高めていく手法・考え方。
病児・病後児保育	病児保育とは、児童が病気の「回復期に至らない場合」かつ「当面の症状の急変が認められない場合」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。 病後児保育とは、児童が病気の「回復期」かつ「集団保育が困難な期間」に、病院・保育所等に付設された専用スペース又は専用施設で一時的に保育する事業。
ファミリー・サポート・センター	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。
不妊	健全に性行為があっても一定期間妊娠しない場合。
放課後子ども教室	すべての就学児童を対象として小学校の余裕教室等を活用して、放課後等に学習支援や活動を行う事業。
放課後児童クラブ	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、その健全な育成を図る事業であり、国の新・放課後子ども総合プランでは、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な整備を推進している。
放課後等デイサービス	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中の居場所として、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供する場。
母子健康手帳	母子保健法に基づき、妊娠の届出をした者に地方自治体が交付する手帳。妊娠中の経過、出産状況、乳幼児の発育状況などが記録され、母子の健康記録と保健指導の基礎となるもの。

母子保健コーディネーター	専任の保健師・助産師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々な相談を受け、切れ目のない支援を実施する専門職。
--------------	---

【や行】

ユニバーサルデザイン	「年齢や性別、国籍、障がいの有無等に関わらず誰もが快適に利用しやすいよう、まち、もの、環境等を整備する」という考え方。
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童等の早期発見や適切な保護支援を目的として、情報の共有など関係機関の連携を図り対応していくために設置される組織。

【わ行】

ワーク・ライフ・バランス	働くすべての方々が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。
--------------	--

真岡市子ども・子育て支援プラン

真岡市次世代育成支援対策行動計画（第4期）

真岡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）

真岡市子どもの貧困対策推進計画（第1期）

〈未来を築く元気な『もおかっ子』を育てるまち〉

令和2年3月

発 行 真岡市

編 集 真岡市 健康福祉部 こども家庭課

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

電 話 0285-83-8131（直通）

F A X 0285-82-2340

NO.1 ICHIGO CITY



MOKA

子育て支援でオンリーワン

